

第1 一般会計2月補正予算

1 歳入歳出予算

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 議会費	△ 67,465	1,904,542	
第 1 項 議会費	△ 67,465	1,904,542	
第 1 目 議会総務費	△ 57,590	1,335,104	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 57,590		(1) 報酬 △ 13,995
			(2) 給料 △ 2,177
			(3) 職員手当等 △ 13,268
			(4) 共済費 △ 28,150
(1) 議員報酬	△ 54,315	987,254	県議会議員の person 費の補正である。
			・報酬 △ 13,995
			・職員手当等 △ 11,401
			期末手当 △ 11,401
			・共済費 △ 28,919
			地方職員共済組合等負担金△ 28,919
(2) 職員給与費	△ 3,275	347,850	議会事務局職員の person 費の補正である。
			・給料 △ 2,177
			一般職給 △ 2,177
			・職員手当等 △ 1,867
			扶養手当 278
			地域手当 1,120
			住居手当 147
			通勤手当 △ 549
			管理職手当 8
			期末手当 △ 916
			勤勉手当 △ 650
			児童手当 △ 1,305
			・共済費 769
			地方職員共済組合等負担金 769
第 2 目 事務局費	△ 9,875	569,438	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	289		(8) 報償費 △ 88
一般歳入	△ 10,164		(9) 旅費 △ 597
			(10) 交際費 △ 500
			(11) 需用費 △ 1,222
			(12) 役務費 △ 361
			(13) 委託料 △ 740

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 議会運営費	△ 9,875	569,438	(14) 使用料及び賃借料 △ 483 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 5,884 県議会の運営及び活動に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 款 経営管理費	2,944,188	36,920,296	
第 1 項 経営管理費	3,863,107	22,101,036	
第 1 目 一般総務費	684,111	13,133,281	
(財源内訳) 諸収入	△ 40,437		(節内訳)
一般歳入	724,548		(1) 報酬 16,886
(1) 職員給与費	684,111	13,133,281	(2) 給料 △ 16,030
			(3) 職員手当等 714,552
			(4) 共済費 △ 23,746
			(7) 賃金 △ 7,551
			経営管理部職員の人件費及び知事部局職員の退職手当等の補正である。
			・報酬 16,886
			・給料 △ 16,030
			一般職給 △ 16,030
			・職員手当等 714,552
			扶養手当 1,159
			地域手当 △ 846
			住居手当 3,399
			通勤手当 △ 1,497
			管理職手当 △ 739
			特殊勤務手当 △ 4,058
			時間外勤務手当 455,298
			休日勤務手当 △ 6,672
			期末手当 △ 11,865
			勤勉手当 △ 11,040
			退職手当 289,096
			児童手当 1,475
			管理職員特別勤務手当 842
			・共済費 △ 23,746
			地方職員共済組合等負担金 △ 2,671
			社会保険料 △ 21,075
			・賃金 △ 7,551
第 2 目 文書費	2,827	109,533	
(財源内訳) 諸収入	△ 575		(節内訳)
一般歳入	3,402		(8) 報償費 △ 4,138
(1) 法令審査等事業費	△ 885	30,050	(9) 旅費 △ 1,778
ア 法令審査等事業費	△ 885	19,626	(11) 需用費 1,615
			(12) 役務費 7,128
			法令審査等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 文書事務費	3,712	75,579	
ア 文書収発事業費	7,128	34,219	庁内文書の収発に要する経費の補正である。
イ 文書管理運営事業費	△ 3,416	41,360	県史編さん事業に要する経費の補正である。
第 3 目 人事管理費	△ 2,280	186,454	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 69		(1) 報酬 16
諸収入	605		(4) 共済費 △ 30
一般歳入	△ 2,816		(8) 報償費 △ 781
			(9) 旅費 △ 1,203
			(11) 需用費 688
			(12) 役務費 △ 1,426
			(13) 委託料 △ 374
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,188
			(19) 負担金、補助及び交付金 2,018
(1) 赴任旅費	4,912	49,912	職員の人事異動に伴う赴任旅費の補正である。
(2) 人事給与管理費	△ 586	22,836	職員の人事給与管理事務等に要する経費の補正である。
(3) 職員研修事業費	△ 6,395	87,417	職員研修に要する経費の補正である。
(4) 行革推進事業費	△ 211	8,789	行政改革の企画、立案及び推進に要する経費の補正である。
第 4 目 職員厚生費	△ 25,241	676,436	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	16,000		(5) 災害補償費 △ 18,238
使用料及び手数料	28		(9) 旅費 △ 8
諸収入	△ 90		(11) 需用費 △ 1,734
財産収入	△ 5,228		(12) 役務費 △ 12
県債	△ 14,000		(13) 委託料 △ 5,153
一般歳入	△ 21,951		(14) 使用料及び賃借料 △ 17
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 79
(1) 非常勤職員等災害補償費	△ 18,238	1,692	静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等に基づく災害補償に要する経費の補正である。
(2) 職員健康指導事業費	△ 162	137,588	職場の安全衛生及び職員の健康管理に要する経費の補正である。
(3) 職員被服等貸与費	△ 330	6,270	静岡県職員被服等貸与要綱に基づく職員への作業衣等の貸与に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 職員厚生事業費	△ 3,548	166,852	
ア 共済組合事務費負担金	△ 79	52,644	地方職員共済組合静岡県支部に対する事務費等負担金の補正である。
イ もくせい会館管理運営費	△ 2,230	87,013	もくせい会館の維持補修及び管理に要する経費の補正である。
ウ 職員福利厚生対策事業費	△ 1,239	27,195	職員の福利厚生事業の円滑な推進に要する経費の補正である。
(5) 職員住宅等維持管理費	△ 2,963	89,443	職員住宅の維持管理に要する経費の補正である。
(6) 職員住宅等建設費	0	274,591	財源更正に伴う補正である。
第 5 目 財政管理費	2,799,319	2,924,844	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	10,706		(9) 旅費 △ 59
一般歳入	2,788,613		(11) 需用費 △ 172
			(12) 役務費 △ 31
			(14) 使用料及び賃借料 △ 125
			(25) 積立金 2,799,706
(1) 財政管理運営費	△ 387	11,248	財政運営事務に要する経費の補正である。
(2) 基金積立金	2,799,706	2,867,706	財政課が所管する基金への積立ての補正である。
第 6 目 管財費	△ 81,597	2,322,099	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	48,000		(8) 報償費 △ 563
使用料及び手数料	△ 2,930		(9) 旅費 △ 42
諸収入	△ 1,664		(11) 需用費 △ 331
財産収入	7,914		(12) 役務費 △ 416
県債	53,000		(13) 委託料 △ 8,898
一般歳入	△ 185,917		(14) 使用料及び賃借料 △ 36
			(15) 工事請負費 △ 71,036
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 275
(1) 財産管理費	△ 2,383	300,055	
ア 県有財産管理費	△ 2,137	41,471	県有財産の適正な管理及び有効活用を行う経費の補正である。
イ 県有資産所在市町村交付金	△ 246	258,584	国有資産等所在市町村交付金法に基づく交付金の確定に伴う補正である。
(2) 県庁舎等管理費	△ 363	1,044,132	県庁舎等の維持及び保守管理に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 県庁舎等施設改修費	△ 74,467	895,296	県庁舎等の施設及び設備の改修に要する経費の補正である。
(4) 県有施設の対津波安全性検証事業費	△ 4,384	82,616	県有施設の対津波安全性診断及び設備診断に要する経費の補正である。
第 7 目 営繕費	△ 64,802	173,824	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 64,802		(9) 旅費 △ 345 (12) 役務費 △ 34 (13) 委託料 △ 64,385 (14) 使用料及び賃借料 △ 38
(1) 営繕推進事業費	△ 402	19,324	営繕工事の円滑な推進等に要する経費の補正である。
(2) 県有施設の法定定期点検事業費	△ 64,400	114,500	法定定期点検に要する経費の補正である。
第 8 目 恩給及び退職年金費	△ 6,289	20,888	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 6,289		(6) 恩給及び退職年金 △ 6,289
(1) 一般職員恩給費	△ 6,289	20,888	退職職員並びにその遺族に支給する恩給費の補正である。
第 9 目 諸費	557,059	2,553,677	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 95 557,154		(9) 旅費 △ 20 (10) 交際費 △ 2,846 (11) 需用費 △ 14 (12) 役務費 △ 61 (23) 償還金、利子及び割引料 560,000
(1) 過年度支出金	560,000	2,542,000	各部局における補助事業の確定による国庫支出金等の償還金の補正である。
(2) 各部共通経費	△ 2,846	10,382	各部局に共通する事務に要する経費の補正である。
(3) 自衛官募集事務費	△ 95	315	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 項 徴税费	29,059	8,342,291	
第 1 目 賦課徴収費	29,059	8,342,291	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入	29,059		(節内訳) (8) 報償費 19,000 (9) 旅費 △ 908 (11) 需用費 △ 1,533 (12) 役務費 △ 1,498 (14) 使用料及び賃借料 △ 572 (19) 負担金、補助及び交付金 14,570
(1) 県税賦課徴収費	△ 4,211	1,014,621	
ア 県税賦課徴収事務費	△ 3,362	510,539	県税の賦課徴収に要する経費の補正である。
イ 県税電算処理費	△ 382	462,149	県税電算処理システムの運営管理等に要する経費の補正である。
ウ 地方税務行政高度化推進事業費	△ 467	41,933	
(ア) 地方税務行政高度化推進事業費	△ 467	8,933	地方税務行政の高度化の推進に要する経費の補正である。
(2) 県税取扱費	33,270	7,327,670	
ア 特別徴収義務者等報償金	19,000	952,000	ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者等へ交付する報償金の補正である。
イ 自動車税等証紙売りさばき手数料	△ 300	32,900	(一社) 静岡県自動車会議所へ交付する取扱手数料の補正である。
ウ 県民税徴収市町交付金	3,970	6,155,970	個人県民税の賦課徴収を行う市町に対して交付する徴収取扱費の補正である。
エ 地方消費税徴収取扱費	10,000	181,000	地方消費税の賦課徴収を行う国に対して支払う徴収取扱費の補正である。
オ 個人年金特別返還交付金	600	1,600	保険年金二重課税判決による個人住民税返還金のうち、県税相当分及び手数料の補正である。
第 3 項 市町振興費	△ 192,803	2,089,661	
第 1 目 市町振興費	△ 192,803	2,089,661	
(財源内訳) 一般歳入	△ 192,803		(節内訳) (9) 旅費 △ 615 (11) 需用費 △ 58 (13) 委託料 △ 8,390 (14) 使用料及び賃借料 △ 877 (18) 備品購入費 800 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 183,663

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 市町行財政等支援費	△ 27,215	521,349	
ア 市町振興事務費	△ 432	19,139	市町の行財政に関する支援等に要する経費の補正である。
イ 住民基本台帳ネットワークシステム維持管理費	△ 20,045	121,070	住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理に要する経費の補正である。
ウ 地方分権推進費	△ 6,738	373,390	
(ア) 地方分権推進事業費	△ 183	4,945	地方分権の推進等に要する経費の補正である。
(イ) 権限移譲事務交付金	△ 6,555	368,445	事業費の決定に伴う補正である。
(2) 県営事業市町負担金軽減交付金	7,365	59,365	事業費の決定に伴う補正である。
(3) コミュニティづくり推進費	△ 13,600	81,400	
ア コミュニティ施設整備費助成	△ 13,600	60,400	補助対象事業費の決定に伴う補正である。
(4) 市町村振興宝くじ交付金	△ 159,353	1,425,947	事業費の決定に伴う補正である。
第 4 項 選挙費	△ 676,450	2,196,098	
第 1 目 選挙管理委員会費	△ 3,774	26,811	
(財源内訳) 一般歳入	△ 3,774		(節内訳) (1) 報酬 △ 3,867 (2) 給料 △ 581 (3) 職員手当等 863 (4) 共済費 △ 156 (9) 旅費 △ 33
(1) 職員給与費	△ 3,741	21,885	選挙管理委員会委員等の人件費の補正である。 ・報酬 △ 3,867 ・給料 △ 581 一般職給 △ 581 ・職員手当等 863 扶養手当 158 地域手当 △ 10 通勤手当 955 時間外勤務手当 △ 67 期末手当 △ 116 勤勉手当 △ 57 ・共済費 △ 156

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 選挙管理委員会運営費	△ 33	3,367	地方職員共済組合等負担金△ 156 県選挙管理委員会の運営等に要する経費の補正である。
第 2 目 選挙啓発費	△ 1,363	54,600	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,363		(8) 報償費 20 (9) 旅費 △ 63 (11) 需用費 △ 1,822 (12) 役務費 500 (19) 負担金、補助及び交付金 2
(1) 明るい選挙推進費	△ 63	3,400	
ア 明るい選挙推進事業費	△ 63	2,296	選挙啓発研修事業等に要する経費の補正である。
(2) 知事選挙臨時啓発費	△ 1,300	43,700	知事選挙臨時啓発費の確定に伴う補正である。
第 3 目 参議院議員選挙費	△ 301,929	1,111,071	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金	△ 301,929		(1) 報酬 △ 1,090 (3) 職員手当等 △ 1,295 (9) 旅費 △ 1,831 (11) 需用費 △ 12,418 (12) 役務費 △ 4,564 (13) 委託料 △ 6,974 (14) 使用料及び賃借料 △ 2,427 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 271,330
(1) 参議院議員選挙執行経費	△ 301,929	1,111,071	参議院議員選挙の執行に要する経費の補正である。
第 4 目 県知事選挙費	△ 321,659	941,341	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 321,659		(1) 報酬 △ 1,085 (3) 職員手当等 △ 2,967 (9) 旅費 △ 3,058 (11) 需用費 △ 6,205 (12) 役務費 △ 6,665 (13) 委託料 △ 9,487 (14) 使用料及び賃借料 △ 2,207 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 289,985
(1) 県知事選挙執行経費	△ 321,659	941,341	県知事選挙の執行に要する経費の補正である。
第 5 目 県議会議員補欠選挙費	△ 47,725	62,275	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入	△ 47,725		(節内訳) (3) 職員手当等 △ 38 (9) 旅費 △ 224 (11) 需用費 △ 2,983 (12) 役務費 △ 102 (14) 使用料及び賃借料 8 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 44,386
(1) 県議会議員補欠選挙執行経費	△ 47,725	62,275	県議会議員補欠選挙の執行に要する経費の補正である。
第 5 項 出納費	△ 61,564	1,724,736	
第 1 目 出納総務費	1,455	1,015,809	
(財源内訳) 一般歳入	1,455		(節内訳) (2) 給料 △ 117 (3) 職員手当等 1,096 (4) 共済費 476
(1) 職員給与費	1,455	1,015,809	出納局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 117 一般職給 △ 117 ・職員手当等 1,096 扶養手当 △ 1,050 地域手当 741 住居手当 1,313 通勤手当 4,854 管理職手当 14 期末手当 △ 1,422 勤勉手当 △ 2,342 児童手当 △ 920 単身赴任手当 △ 92 ・共済費 476 地方職員共済組合等負担金 476
第 2 目 会計費	△ 24,181	396,688	
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 一般歳入	△ 116,000 △ 167 91,986		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,081 (4) 共済費 △ 152 (9) 旅費 △ 156 (11) 需用費 △ 400 (12) 役務費 △ 2,678 (13) 委託料 △ 13,962 (14) 使用料及び賃借料 △ 5,752
(1) 証紙売りさばき管理費	△ 303	182,583	収入証紙の売りさばきに伴う手数料の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 公金取扱手数料事務費	△ 1,549	43,985	指定金融機関等が行っている公金の収納に関する手数料等の補正である。
(3) 新財務会計システム運用事業費	△ 15,614	100,028	財務会計システムの運用等に要する経費の補正である。
(4) 電子収納運用事業費	△ 626	25,438	県税納付及び自動車保有関係手続における電子収納等に要する経費の補正である。
(5) 地域出納運営事務費	△ 2,089	22,741	出納室の運営に要する経費の補正である。
(6) 出納局企画調整費	△ 4,000	8,000	出納施策の推進に必要な調査等に要する経費の補正である。
第 3 目 集中事務費	△ 38,838	312,239	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	818		(1) 報酬 △ 670
財産収入	7,214		(4) 共済費 △ 53
一般歳入	△ 46,870		(7) 賃金 △ 78
			(9) 旅費 △ 292
			(11) 需用費 4,335
			(12) 役務費 △ 17,677
			(13) 委託料 △ 8,592
			(18) 備品購入費 △ 15,558
			(27) 公課費 △ 253
(1) 集中事務管理運営費	△ 18,363	189,879	本庁自動車の集中管理等に要する経費の補正である。
(2) 総合庁舎自動車管理費	△ 4,526	61,488	総合庁舎自動車の集中管理に要する経費の補正である。
(3) 庁用自動車更新事業費	△ 15,949	60,872	庁用自動車の更新に要する経費の補正である。
第 6 項 人事委員会費	△ 9,206	210,958	
第 1 目 委員会費	△ 1,919	16,170	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 1,919		(1) 報酬 △ 515
			(2) 給料 1
			(3) 職員手当等 △ 1,052
			(4) 共済費 △ 172
			(9) 旅費 △ 181
(1) 委員給与費	△ 1,738	15,619	人事委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 515 ・給料 1 特別職給 1

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 委員活動費	△ 181	551	<ul style="list-style-type: none"> ・職員手当等 △ 1,052 通勤手当 △ 5 期末手当 △ 1,047 ・共済費 △ 172 地方職員共済組合等負担金△ 172 <p>人事委員会委員の活動に要する経費の補正である。</p>
第 2 目 事務局費	△ 7,287	194,788	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	21		(1) 報酬 15
一般歳入	△ 7,308		(2) 給料 △ 2,072
			(3) 職員手当等 △ 2,706
			(4) 共済費 △ 181
			(8) 報償費 △ 79
			(9) 旅費 △ 668
			(11) 需用費 △ 605
			(12) 役務費 △ 340
			(13) 委託料 △ 169
			(14) 使用料及び賃借料 △ 603
			(18) 備品購入費 150
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 29
(1) 職員給与費	△ 4,923	177,811	<p>人事委員会事務局職員の人件費の補正である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料 △ 2,072 一般職給 △ 2,072 ・職員手当等 △ 2,706 扶養手当 45 地域手当 △ 1,231 通勤手当 △ 309 管理職手当 7 時間外勤務手当 △ 270 期末手当 △ 417 勤勉手当 △ 456 児童手当 △ 75 ・共済費 △ 145 地方職員共済組合等負担金△ 145
(2) 事務局運営活動費	△ 2,364	16,977	民間給与実態調査、職員採用試験等に要する経費の補正である。
第 7 項 監査委員費	△ 7,955	255,516	
第 1 目 委員費	△ 806	32,202	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 806		(1) 報酬 △ 561
			(3) 職員手当等 △ 81

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 委員給与費	△ 629	31,649	(4) 共済費 13 (9) 旅費 △ 177 監査委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 561 ・職員手当等 △ 81 通勤手当 △ 81 ・共済費 13 地方職員共済組合等負担金 13
(2) 委員活動費	△ 177	553	監査委員の定期監査等の活動に要する経費の補正である。
第 2 目 事務局費	△ 7,149	223,314	(1) 報酬 △ 8 (2) 給料 △ 439 (3) 職員手当等 △ 350 (4) 共済費 △ 404 (7) 賃金 △ 12 (8) 報償費 60 (9) 旅費 △ 262 (11) 需用費 △ 180 (12) 役務費 △ 14 (13) 委託料 △ 5,575 (14) 使用料及び賃借料 △ 30 (18) 備品購入費 100 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 35
(財源内訳) 諸収入	△ 28		
一般歳入	△ 7,121		
(1) 職員給与費	△ 1,138	165,260	監査委員事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 439 一般職給 △ 439 ・職員手当等 △ 350 扶養手当 △ 328 地域手当 489 住居手当 360 通勤手当 △ 220 管理職手当 9 時間外勤務手当 △ 4 期末手当 △ 131 勤勉手当 △ 125 児童手当 △ 400 ・共済費 △ 349 地方職員共済組合等負担金△ 349
(2) 事務局運営活動費	△ 436	10,229	監査委員事務局職員の定期監査等の活動に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 監査業務のアウトソーシング推進費	△ 5,575	47,825	委託料の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 款 企画広報費	9,606,091	19,619,611	
第 1 項 企画広報費	9,606,091	19,619,611	
第 1 目 企画広報総務費	△ 7,026	2,133,403	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 13,652		(2) 給料 417
諸収入	6,714		(3) 職員手当等 △ 5,912
一般歳入	△ 88		(4) 共済費 △ 1,531
(1) 職員給与費	△ 7,026	2,133,403	特別職及び企画広報部職員の人件費の補正である。 ・給料 417 特別職給 1 一般職給 416 ・職員手当等 △ 5,912 扶養手当 △ 4,053 地域手当 △ 336 住居手当 2,172 通勤手当 8,383 管理職手当 △ 2,383 時間外勤務手当 △ 359 期末手当 △ 3,520 勤勉手当 △ 3,991 児童手当 △ 1,005 単身赴任手当 △ 820 ・共済費 △ 1,531 地方職員共済組合等負担金△ 1,531
第 2 目 企画広報管理費	9,997,614	11,708,490	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	△ 2,386		(25) 積立金 9,997,614
一般歳入	10,000,000		
(1) 基金積立金	9,997,614	10,008,490	企画広報部が所管する基金への積立ての補正である。
ア 社会環境基盤整備資金積立金	△ 284	1,000	基金の運用益の確定に伴う補正である。
イ 浜名湖花博開催記念基金積立金	△ 53	120	基金の運用益の確定に伴う補正である。
ウ ふじのくにづくり推進基金積立金	9,997,917	10,005,100	総合計画の基本計画に基づき、重点的に取り組む事業に要する経費に充てるため、基金の積み増し等を行う。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 地域活性化・公共投資 臨時基金積立金	△ 30	70	基金の運用益の確定に伴う補正である。
オ ワールドカップ開催記 念基金積立金	64	2,200	基金の運用益の確定に伴う補正である。
第 3 目 秘書費	△ 700	18,378	
(財源内訳) 一般歳入	△ 700		(節内訳) (10) 交際費 △ 700
(1) 秘書事務費	△ 700	18,378	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 知事戦略費	△ 4,049	18,645	
(財源内訳) 一般歳入	△ 4,049		(節内訳) (8) 報償費 △ 220 (9) 旅費 △ 599 (11) 需用費 △ 569 (12) 役務費 △ 74 (13) 委託料 △ 2,500 (14) 使用料及び賃借料 △ 93 (19) 負担金、補助及び交付金 6
(1) 知事戦略事務費	△ 4,049	18,645	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 広報費	△ 3,184	462,209	
(財源内訳) 諸収入 繰入金 一般歳入	1,599 △ 1,874 △ 2,909		(節内訳) (9) 旅費 △ 702 (11) 需用費 △ 408 (12) 役務費 △ 200 (13) 委託料 △ 1,874
(1) 広報事業費	△ 2,876	426,083	県民等に県政施策を広報するために要する経費の補正である。
ア 重点広報推進費	△ 1,002	82,398	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民広報推進事業費	0	313,100	財源更正に伴う補正である。
ウ 若年層向け県政情報発 信強化事業費	△ 1,874	8,126	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 広聴事業費	△ 308	36,126	県民の意見や要望を的確に把握し、県政に反映させるために要する経費の補正である。
ア 開かれた県政推進事業 費	△ 308	9,839	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 6 目 地域外交費	△ 19,267	488,160	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	1,014		(1) 報酬 △ 1,955
財産収入	△ 1,360		(4) 共済費 △ 547
繰入金	△ 406		(9) 旅費 △ 366
一般歳入	△ 18,515		(11) 需用費 △ 526
			(12) 役務費 △ 2,584
			(13) 委託料 △ 3,346
			(14) 使用料及び賃借料 △ 9,943
(1) 地域外交展開事業費	△ 2,799	267,001	地域外交の推進に要する経費の補正である。
ア 地域外交展開事業費	△ 2,799	69,101	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 多文化共生事業費	△ 6,384	140,116	多文化共生施策の推進に要する経費の補正である。
ア 多文化共生推進事業費	△ 200	28,500	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民国際理解推進費	△ 5,978	97,822	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 外国人県民のための自立支援日本語教室開催事業費	△ 206	13,794	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 東京事務所運営費	△ 10,084	66,016	東京事務所の運営等に要する経費の補正である。
第 7 目 政策企画費	△ 234,506	3,160,257	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 121,450		(9) 旅費 △ 1,383
諸収入	4,218		(11) 需用費 △ 746
繰入金	△ 36,026		(12) 役務費 △ 1,835
県債	16,000		(13) 委託料 △ 80,971
一般歳入	△ 97,248		(14) 使用料及び賃借料 △ 56
			(15) 工事請負費 △ 1,200
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 148,315
(1) 企画調査推進費	△ 1,341	100,580	総合計画等重要施策の企画調査等に要する経費の補正である。
ア 企画調査事務費	△ 1,230	30,562	事業費の確定に伴う補正である。
イ 調査分析事業費	△ 111	2,378	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 自然学習資料センター整備事業費	0	170,000	財源更正に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 「内陸のフロンティア」 推進事業費	△ 63,000	87,000	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 発電施設等周辺地域対 策事業費	△ 121,700	1,756,669	電源地域の振興に要する経費の補正である。
ア 電源立地地域対策交付 金事業費	△ 103,715	1,710,921	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 石油貯蔵施設立地対策 事業費	△ 17,985	42,735	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 新エネルギー等導入促 進事業費	△ 46,465	1,023,508	新エネルギー等の導入及び促進に要する経費の 補正である。
ア 分散自立型エネルギー 推進事業費	△ 15,400	20,600	事業費の確定に伴う補正である。
イ 新エネルギー管理事業 費	△ 4,450	3,993	事業費の確定に伴う補正である。
ウ E V ・ P H V タウン推 進事業費	△ 2,000	15,430	事業費の確定に伴う補正である。
エ 新エネルギー導入促進 事業費助成	△ 4,000	871,100	事業費の確定に伴う補正である。
オ 避難所等太陽光発電設 備導入推進事業費助成	△ 20,615	112,385	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 海洋再生可能エネルギ ー等導入推進事業費	△ 2,000	13,000	海洋再生可能エネルギーの導入検討等に要する 経費の補正である。
第 8 目 情報政策費	△ 124,760	1,234,700	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	86		(11) 需用費 △ 1,863
一般歳入	△ 124,846		(12) 役務費 △ 6,473
			(13) 委託料 △ 83,389
			(15) 工事請負費 △ 2,247
			(18) 備品購入費 △ 1,958
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 28,830
(1) 高度情報化推進費	△ 28,830	199,766	高度情報化の推進に要する経費の補正である。
ア 高度情報化推進事業費	△ 12,742	84,559	事業費の決定に伴う補正である。
イ 光ファイバ網整備推進 事業費	△ 16,088	113,212	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 電子県庁推進費	△ 19,587	548,092	電子県庁の推進に要する経費の補正である。
ア 電子県庁推進事業費	△ 5,925	118,441	事業費の決定に伴う補正である。
イ しずおかデジタル・オフィス運用事業費	△ 13,662	429,651	事業費の決定に伴う補正である。
(3) 県庁クラウド推進事業費	△ 76,343	479,694	事業費の決定に伴う補正である。
第 9 目 統計調査費	1,969	395,369	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	1,975		(1) 報酬 △ 7
諸収入	△ 6		(4) 共済費 △ 14
			(7) 賃金 △ 1,210
			(8) 報償費 411
			(9) 旅費 152
			(11) 需用費 △ 879
			(12) 役務費 1,128
			(13) 委託料 △ 281
			(14) 使用料及び賃借料 △ 339
			(19) 負担金、補助及び交付金 3,008
(1) 国の委託統計調査費	1,969	374,545	国の委託を受けて実施する統計調査等に要する経費の補正である。
ア 総務省関係統計調査費	25	282,875	
(ア) 生活関連統計調査費	△ 708	270,689	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 事業所統計調査費	232	5,567	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 統計利用事業費	501	6,619	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 教育統計調査費	13	2,126	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 商工統計調査費	744	47,887	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 労働統計調査費	△ 50	23,095	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 農林水産統計調査費	1,237	18,562	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 款 くらし・環境費	△ 496,507	8,737,069	
第 1 項 くらし・環境費	△ 10,396	2,502,214	
第 1 目 くらし・環境総務費	△ 9,298	2,461,415	
(財源内訳) 諸収入	4,520		(節内訳)
一般歳入	△ 13,818		(2) 給料 1,840
(1) 職員給与費	△ 9,298	2,461,415	(3) 職員手当等 △ 4,686
			(4) 共済費 △ 6,452
			くらし・環境部職員の人件費の補正である。
			・給料 1,840
			一般職給 1,840
			・職員手当等 △ 4,686
			扶養手当 △ 2,421
			地域手当 △ 643
			住居手当 △ 739
			通勤手当 8,938
			管理職手当 △ 239
			特殊勤務手当 386
			時間外勤務手当 △ 158
			期末手当 △ 4,700
			勤勉手当 △ 5,448
			児童手当 338
			・共済費 △ 6,452
			地方職員共済組合等負担金△ 6,452
第 2 目 くらし・環境企画費	△ 1,098	40,799	
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,098		(節内訳)
(1) くらし・環境企画推進費	△ 346	29,851	(8) 報償費 △ 200
ア くらし・環境企画推進費	△ 346	8,951	(9) 旅費 △ 455
(2) ユニバーサルデザイン推進事業費	△ 752	10,948	(11) 需用費 △ 195
ア ユニバーサルデザイン推進事業費	△ 752	10,948	(12) 役務費 △ 25
			(13) 委託料 △ 150
			(14) 使用料及び賃借料 △ 23
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 50
			事業費の確定に伴う補正である。
			事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 項 県民生活費	33,087	738,183	
第 1 目 県民生活費	33,087	738,183	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	44,960		(1) 報酬 17
諸収入	△ 39		(8) 報償費 4
財産収入	△ 67		(9) 旅費 △ 305
繰入金	△ 6,708		(11) 需用費 △ 1,366
一般歳入	△ 5,059		(12) 役務費 1,019
			(13) 委託料 △ 2,608
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,244
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 5,363
			(25) 積立金 44,933
(1) 県民生活事業費	34,101	525,858	
ア 消費生活事業費	42,925	308,618	
(ア) 消費者行政総合推進事業費	△ 2,008	78,565	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 消費者行政活性化基金積立金	44,933	45,263	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 45,000 千円)
イ NPO推進費	△ 5,359	84,872	
(ア) NPO推進事業費	△ 151	43,849	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ふじのくにNPO活動基金事業費	△ 5,208	28,896	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 渉外調整費	△ 40	1,260	国庫支出金の確定に伴う補正である。
エ 県民生活センター管理運営費	△ 3,425	97,675	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 防犯・交通安全対策推進費	△ 468	63,371	
ア 防犯まちづくり推進事業費	△ 222	12,310	事業費の確定に伴う補正である。
イ 交通安全対策推進費	△ 246	51,061	
(ア) 交通安全対策推進事業費	△ 246	18,561	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 男女共同参画施策推進費	△ 546	148,954	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 男女共同参画推進事業費	△ 266	4,834	事業費の確定に伴う補正である。
イ あざれあ運営・管理費	△ 280	128,820	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 建築住宅費	△ 366,098	2,898,069	
第 1 目 住宅対策費	△ 19,899	736,916	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,512		(9) 旅費 98
分担金及び負担金	△ 17,888		(11) 需用費 △ 232
諸収入	88		(12) 役務費 △ 8
一般歳入	△ 587		(13) 委託料 △ 174
			(14) 使用料及び賃借料 △ 17,890
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,693
(1) 特定優良賃貸住宅供給促進事業費	△ 1,783	9,836	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 被災者受入支援応急住宅借上げ事業費	△ 17,800	131,900	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 住宅リフォーム支援事業費助成	△ 380	568,620	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 住生活総合調査費	64	2,476	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 建築安全推進費	△ 326,169	741,053	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 22,493		(11) 需用費 △ 168
一般歳入	△ 303,676		(12) 役務費 △ 14
			(13) 委託料 △ 20
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,277
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 322,690
(1) 震災建築物対策事業費	△ 58	3,624	事業費の確定に伴う補正である。
(2) プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費	△ 322,800	640,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 建築指導行政費(確認検査)	△ 3,311	17,233	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 住宅整備費	△ 20,030	1,420,100	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 30		(2) 給料 △ 58

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 20,000		(3) 職員手当等 14 (4) 共済費 44 (11) 需用費 △ 30 (28) 繰出金 △ 20,000
(1) 公営住宅等指導監督事務費	△ 30	6,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 県営住宅事業特別会計繰出金	△ 20,000	1,414,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 環境費	△ 153,100	2,598,603	
第 1 目 環境政策費	△ 131,632	2,364,217	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	181		(7) 賃金 △ 19
寄附金	10,755		(8) 報償費 △ 58
諸収入	△ 7,555		(9) 旅費 △ 833
財産収入	800		(11) 需用費 △ 2,346
繰入金	△ 5,676		(12) 役務費 △ 3,350
県債	△ 2,000		(13) 委託料 △ 26,101
一般歳入	△ 128,137		(14) 使用料及び賃借料 △ 894
			(15) 工事請負費 △ 25,809
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 49,553
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 30,000
			(24) 投資及び出資金 △ 4,224
			(25) 積立金 11,555
(1) 環境企画推進費	9,663	53,812	
ア 地球に優しい”ふじのくに”推進事業費	△ 967	17,380	事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡県・浙江省環境交流推進事業費	△ 900	1,400	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 環境関係団体事業費助成	△ 25	19,645	事業費の確定に伴う補正である。
エ 地球環境保全等に関する基金積立金	11,555	15,387	寄附金等の確定に伴う補正である。
(2) 地球環境費	△ 13,820	33,630	
ア 中小企業エコマネジメント推進事業費	△ 1,820	1,780	事業費の確定に伴う補正である。
イ 温室効果ガス削減対策支援事業費助成	△ 12,000	8,000	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 富士山の地下水を活用した新型熱交換システム構築事業費	0	8,400	財源更正に伴う補正である。
(3) 環境ふれあい費	△ 11,111	322,852	
ア 県民参加の森づくり推進事業費	△ 2,000	50,300	
(ア) 県民参加の森づくり推進事業費	200	8,300	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 里山ふれあい環境整備事業費	△ 2,200	33,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ 自然ふれあい施設管理運営費	△ 9,111	117,489	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 県有林管理事業費	0	29,027	財源更正に伴う補正である。
(4) 自然保護費	△ 1,803	116,128	
ア 自然環境保護・保全対策事業費	△ 654	95,924	
(ア) 自然環境保全総合対策事業費	0	12,278	財源更正に伴う補正である。
(イ) 野生生物保護管理推進事業費	△ 399	37,301	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 野生鳥獣緊急対策事業費	△ 255	46,345	事業費の確定に伴う補正である。
イ 富士山浜名湖環境保全推進事業費	△ 1,149	20,204	
(ア) 富士山環境保全推進事業費	△ 1,149	16,251	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 廃棄物リサイクル費	△ 63,164	782,570	
ア 循環型社会形成推進事業費	△ 363	8,667	事業費の確定に伴う補正である。
イ 廃棄物適正処理推進事業費	△ 62,801	773,903	
(ア) 産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業費	△ 13,176	46,824	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 産業廃棄物不法投棄による支障除去事業費	△ 48,684	641,316	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 富士山麓不法投棄早期発見・拡大防止事業費	△ 941	14,059	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 生活環境費	△ 397	171,101	
ア 大気環境保全対策事業費	△ 226	129,924	
(ア) ダイオキシン類等化学物質対策事業費	△ 226	12,793	事業費の確定に伴う補正である。
イ 水質調査事業費	△ 171	35,604	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 水利用費	△ 51,000	884,124	
ア 水資源対策事業費	△ 9,003	15,883	
(ア) 水資源企画調整事業費	△ 665	4,878	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 地下水観測・調査事業費	△ 8,095	6,505	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 長島ダム流域連携事業費助成	△ 243	4,500	事業費の確定に伴う補正である。
イ 長島ダム対策事業費	△ 39,294	857,124	
(ア) 大井川広域水道企業団出資金	△ 4,224	437,298	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 長島ダム管理費等助成	△ 35,070	419,826	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水道指導事業費	△ 2,703	11,117	
(ア) 水道維持管理指導事業費	△ 463	4,057	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 簡易水道等施設整備費助成	△ 2,240	7,060	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 環境衛生科学研究所費	△ 21,468	234,386	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	104,000		(1) 報酬 △ 1,429
諸収入	△ 10,384		(4) 共済費 △ 425
財産収入	△ 199		(9) 旅費 △ 75
県債	△ 79,000		(11) 需用費 △ 10,274

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 35,885		(12) 役務費 △ 231 (13) 委託料 △ 4,361 (15) 工事請負費 △ 4,673
(1) 環境衛生科学研究所運営費	△ 21,468	234,386	
ア 環境衛生科学研究所運営費	△ 12,934	117,920	事業費の確定に伴う補正である。
イ 環境衛生科学研究所建物・設備改修事業費	△ 8,534	116,466	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 款 文化・観光費	△ 60,822	13,045,332	
第 1 項 交流企画費	△ 15,711	8,895,392	
第 1 目 文化・観光総務費	△ 18,443	1,719,984	
(財源内訳) 一般歳入	△ 18,443		(節内訳) (2) 給料 14,957 (3) 職員手当等 △ 6,624 (4) 共済費 △ 23,698 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 3,078
(1) 職員給与費	△ 18,443	1,719,984	文化・観光部職員の人件費の補正である。 ・給料 14,957 一般職給 14,957 ・職員手当等 △ 6,624 扶養手当 △ 2,076 地域手当 △ 2,009 住居手当 2,702 通勤手当 1,015 管理職手当 450 休日勤務手当 △ 24 期末手当 △ 2,880 勤勉手当 △ 932 児童手当 △ 2,870 ・共済費 △ 23,698 地方職員共済組合等負担金 △ 23,698 ・負担金、補助及び交付金 △ 3,078
第 2 目 交流政策費	22,322	103,614	
(財源内訳) 国庫支出金 寄附金 一般歳入	9,700 27,331 △ 14,709		(節内訳) (8) 報償費 △ 3,750 (9) 旅費 △ 401 (11) 需用費 △ 230 (12) 役務費 △ 45 (13) 委託料 △ 500 (14) 使用料及び賃借料 △ 83 (25) 積立金 27,331
(1) 文化・観光企画推進費	△ 209	41,825	文化・観光施策の推進に要する経費の補正である。
ア 文化・観光企画推進費	△ 209	21,325	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 交流定住促進費	△ 4,668	14,090	交流及び定住の促進に要する経費の補正である。
ア 交流促進総合推進費	△ 167	3,191	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ ふじのくに交流・定住 促進事業費	△ 4,501	10,899	事業費の確定等に伴う補正である。
(3) 「富士山の日」総合推進 事業費	△ 132	20,368	事業費の確定等に伴う補正である。
(4) 富士山後世継承基金積 立金	27,331	27,331	寄附金の確定に伴う補正である。
第 3 目 交通政策費	△ 19,438	1,775,946	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 19,438		(9) 旅費 △ 14 (11) 需用費 △ 124 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 19,300
(1) 総合交通企画推進費	△ 95	5,296	総合的な交通施策の推進に要する経費の補正である。
(2) 公共交通対策費	△ 19,343	1,770,650	公共交通の維持、活性化等に要する経費の補正である。
ア バス運行対策費助成	△ 3,500	302,200	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡県バス路線維持費 助成	△ 1,500	1,900	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 市町自主運行バス事業 費助成	△ 12,000	288,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 鉄道駅ユニバーサルデ ザイン施設整備事業費 助成	△ 2,300	49,700	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 空港アクセスバス運行 事業費	△ 43	67,957	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 東部地域都市拠点整備 費	△ 152	5,295,848	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金 財産収入 一般歳入	1,306,166 2,915 △ 1,309,233		(9) 旅費 △ 152
(1) 東部地域都市拠点総合 整備事業推進費	△ 152	5,295,848	事業費の確定等に伴う補正である。
第 2 項 文化学術費	△ 12,042	2,115,138	

科	目	補正額	現計額	説明
第1目	文化事業費	△ 5,490	1,650,155	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 10,891		(4) 共済費 △ 2
	寄附金	194		(9) 旅費 △ 904
	諸収入	△ 1,615		(11) 需用費 △ 286
	一般歳入	6,822		(12) 役務費 △ 139
				(13) 委託料 △ 4,082
				(14) 使用料及び賃借料 △ 77
(1)	文化振興事業費	△ 4,739	1,507,306	文化振興の推進に要する経費の補正である。
ア	文化振興推進事業費	△ 251	26,194	事業費の確定に伴う補正である。
イ	ふじのくに芸術回廊創出事業費	△ 2,572	110,848	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	ふじのくに芸術祭等開催事業費	△ 216	40,324	事業費の確定に伴う補正である。
エ	グランシップ安全対策事業費	△ 1,700	4,300	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	富士山世界文化遺産登録推進事業費	△ 291	11,109	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	「富士山」後世への継承推進事業費	△ 430	72,570	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	韮山反射炉世界文化遺産登録推進事業費	△ 30	9,170	事業費の確定に伴う補正である。
第2目	美術館費	△ 6,552	464,983	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 16,991		(9) 旅費 △ 282
	諸収入	15,626		(11) 需用費 △ 3,986
	財産収入	△ 481		(12) 役務費 △ 303
	一般歳入	△ 4,706		(13) 委託料 △ 1,495
				(14) 使用料及び賃借料 △ 135
				(25) 積立金 △ 351
(1)	美術館運営事業費	△ 6,201	464,399	事業費の確定等に伴う補正である。
(2)	美術博物館建設基金積立金	△ 351	584	基金運用益の確定に伴う補正である。
第3項	観光・空港振興費	△ 33,069	2,034,802	
第1目	観光費	0	1,471,311	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳) 国庫支出金 寄附金 使用料及び手数料 諸収入 財産収入 県債 一般歳入	△ 60,277 280 2,059 △ 235 △ 251 44,000 14,424		
(1)	観光交流推進費	0	1,471,311	観光交流の促進に要する経費の補正である。
ア	観光施策推進費	0	12,611	財源更正に伴う補正である。
イ	観光施設整備事業費	0	995,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目	空港利用政策費	△ 33,069	563,491	
	(財源内訳) 諸収入 一般歳入	120 △ 33,189		(節内訳) (9) 旅費 △ 1,620 (11) 需用費 △ 275 (12) 役務費 △ 1,128 (14) 使用料及び賃借料 △ 70 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 29,976
(1)	空港企画広報推進事業費	△ 2,116	13,744	空港利活用施策の推進に要する経費の補正である。
(2)	富士山静岡空港利用促進事業費	△ 30,892	537,208	旅客及び貨物の利用促進に要する経費の補正である。
ア	空港競争力強化事業費	△ 30,537	342,463	事業費の確定等に伴う補正である。
イ	空港定期便拡充促進事業費	△ 285	179,415	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	航空物流推進事業費	△ 70	15,330	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	石雲院展望デッキ管理運営事業費	△ 61	12,539	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
第 6 款 健康福祉費	△ 6,383,545	197,137,662		
第 1 項 健康福祉費	△ 83,686	9,847,223		
第 1 目 健康福祉総務費	△ 68,911	9,616,074		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	379		(2) 給料	△ 9,658
諸収入	5,817		(3) 職員手当等	△ 30,680
一般歳入	△ 75,107		(4) 共済費	△ 28,233
			(19) 負担金、補助及び交付金	△ 340
(1) 職員給与費	△ 68,911	9,616,074	健康福祉部職員の人件費の補正である。	
			・給料	△ 9,658
			一般職給	△ 9,658
			・職員手当等	△ 30,680
			扶養手当	△ 1,265
			地域手当	△ 544
			住居手当	△ 2,453
			通勤手当	9,904
			管理職手当	△ 2,886
			初任給調整手当	△ 3,327
			特殊勤務手当	6,275
			休日勤務手当	266
			夜間勤務手当	311
			宿日直手当	△ 3,769
			期末手当	△ 18,534
			勤勉手当	△ 18,264
			寒冷地手当	51
			児童手当	3,140
			単身赴任手当	415
			・共済費	△ 28,233
			地方職員共済組合等負担金	△ 28,233
			・負担金、補助及び交付金	△ 340
第 2 目 健康福祉企画費	△ 14,775	231,149		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	△ 3,739		(1) 報酬	△ 961
使用料及び手数料	3		(4) 共済費	43
諸収入	396		(8) 報償費	△ 1,196
一般歳入	△ 11,435		(9) 旅費	△ 1,665
			(11) 需用費	△ 3,553
			(12) 役務費	△ 1,766
			(13) 委託料	△ 4,387
			(14) 使用料及び賃借料	△ 1,241
			(19) 負担金、補助及び交付金	△ 49
(1) 健康福祉推進費	△ 7,924	90,562		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 健康福祉企画推進事業費	△ 1,098	35,135	
(ア) 健康福祉企画推進費	△ 1,098	13,935	事業費の決定に伴う補正である。
イ 保健・医療・福祉総合情報ネットワーク運営事業費	△ 4,271	45,397	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 保健統計事業費	△ 2,555	10,030	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 健康福祉センター運営費	△ 4,523	140,215	事業費の決定に伴う補正である。
(3) 新型インフルエンザ等対策事業費	△ 2,328	372	事業費の決定に伴う補正である。
第 2 項 福祉長寿費	△ 1,649,831	49,391,097	
第 1 目 地域福祉費	△ 719,221	3,155,908	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	27,461		(8) 報償費 △ 200
諸収入	△ 731,370		(9) 旅費 37
財産収入	△ 6,830		(11) 需用費 29
繰入金	21,343		(13) 委託料 △ 14,912
県債	△ 56,000		(14) 使用料及び賃借料 22
一般歳入	26,175		(15) 工事請負費 3,921
(1) 地域福祉推進費	△ 702,783	2,911,505	(19) 負担金、補助及び交付金 22,168
ア 地域福祉活動費	4,308	764,572	(21) 貸付金 △ 730,286
(ア) 地域福祉活動団体活動促進事業費助成	0	173,975	財源更正に伴う補正である。
(イ) 福祉サービス利用推進事業費	4,308	73,689	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 総合社会福祉会館管理運営事業費	0	164,400	財源更正に伴う補正である。
イ 低所得者更正援護費	△ 1	54,557	
(ア) 生活福祉資金貸付推進事業費助成	△ 1	53,797	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 社会福祉施設等指導費	50,614	779,537	

科	目	補正額	現計額	説明
	(ア) 社会福祉推進事業費	170	7,431	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 170千円)
	(イ) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業費助成	50,444	765,488	補助単位金額の確定等に伴う補正である。
エ	社会福祉施設整備費	△ 757,704	1,312,839	
	(ア) 民間社会福祉施設整備償還金助成事業費	△ 27,418	1,203,125	事業費の決定に伴う補正である。
	(イ) 民間社会福祉施設整備資金貸付金	△ 625,486	74,514	新規貸付事業費の減に伴う補正である。
	(ウ) 社会福祉施設緊急耐震化整備資金貸付金	△ 104,800	35,200	新規貸付事業費の減に伴う補正である。
(2)	福祉人材確保事業費	△ 5,751	101,444	
	ア 福祉人材確保対策事業費	△ 5,751	54,239	事業費の決定に伴う補正である。
(3)	人権・同和対策等事業費	△ 10,687	142,959	
	ア 人権問題啓発事業費	△ 10,687	49,826	
	(ア) 人権啓発活動事業費	△ 10,687	33,286	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目	生活保護費	103,315	4,437,321	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	118,342		(4) 共済費 15
	諸収入	55,043		(9) 旅費 △ 509
	繰入金	△ 147,600		(11) 需用費 △ 251
	一般歳入	77,530		(12) 役務費 △ 144
				(13) 委託料 △ 4,417
				(14) 使用料及び賃借料 △ 184
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 148,179
				(20) 扶助費 256,984
(1)	生活援護推進費	103,315	4,437,321	
	ア 社会福祉統計調査費	△ 29	4,418	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	イ 生活援護事業費	103,344	4,432,903	
	(ア) 生活保護費	297,977	3,623,977	被保護人員の変動等に伴う補正である。
	(イ) 要保護世帯法外援護等事業費	△ 1,172	5,755	行旅病人及び行旅死亡人の取扱件数の変動等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 生活保護運営対策事業費	6,639	38,371	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 離職者等緊急住まい対策事業費助成	△ 200,000	712,400	事業費の決定に伴う補正である。
(オ) 学習チャレンジ支援モデル事業費	△ 100	52,400	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 3 目 長寿社会費	△ 1,033,925	41,761,228	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 16,042		(1) 報酬 △ 200
諸収入	195,219		(4) 共済費 △ 75
財産収入	△ 5,659		(7) 賃金 36
繰入金	△ 1,160,202		(8) 報償費 △ 3,342
県債	△ 1,000		(9) 旅費 △ 4,265
一般歳入	△ 46,241		(11) 需用費 △ 932
			(12) 役務費 △ 149
			(13) 委託料 △ 40,481
			(14) 使用料及び賃借料 △ 717
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 981,100
			(25) 積立金 △ 2,700
(1) 高齢者健康いきいき県づくり推進費	△ 26,472	1,262,214	
ア 高齢社会総合対策費	△ 43,268	99,062	
(ア) ふじのくに型福祉サービス推進事業費	△ 1,968	11,232	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) ふじのくに安心地域支え合い体制づくり事業費	△ 41,300	68,700	事業費の決定に伴う補正である。
イ 元気高齢者対策費	△ 3,900	188,610	
(ア) 長寿者元気応援事業費	△ 3,900	16,100	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 介護予防推進費	20,696	949,412	
(ア) 介護予防施策推進事業費	△ 4,500	24,516	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 地域支援事業費県交付金	25,196	924,896	事業費の決定に伴う補正である。
(2) 介護保険制度推進費	△ 1,007,453	40,499,014	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
ア 介護サービス推進事業費	△ 1,102,971	3,212,438		
(ア) 介護サービス向上促進事業費	△ 1,219	6,090	事業費の決定に伴う補正である。	
(イ) 介護保険関連施設整備事業費助成	△ 1,082,652	3,193,348	事業費の決定に伴う補正である。	
(ウ) 公共投資市町交付金(介護施設関係)	△ 17,100	0	事業費の決定に伴う補正である。	
(エ) 介護基盤緊急整備基金積立金	△ 2,000	13,000	基金運用益の確定に伴う補正である。	
イ 介護保険事業費	135,194	37,218,752		
(ア) 介護給付費県負担金	163,678	36,333,678	市町の介護給付費執行見込額の変更に伴う補正である。	
(イ) 軽費老人ホーム事務費助成	△ 7,899	653,850	事業費の決定に伴う補正である。	
(ウ) 介護保険制度施行運営費	△ 90	73,524	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 3,570 千円)	
(エ) 介護保険財政安定化基金繰出金	△ 700	28,300	基金運用益の確定に伴う補正である。	
(オ) 介護保険低所得者利用者負担金助成	△ 19,795	129,400	事業費の決定に伴う補正である。	
ウ 介護人材確保対策事業費	△ 39,676	67,824		
(ア) 介護人材確保・育成特別対策事業費	△ 34,676	56,824	事業費の決定に伴う補正である。	
(イ) 未就労者介護職場定着支援事業費	△ 5,000	11,000	事業費の決定に伴う補正である。	
第 3 項 こども未来費	△ 1,123,348	27,712,460		
第 1 目 こども未来費	△ 1,123,348	27,712,460		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	△ 379,288		(8) 報償費	△ 2,371
諸収入	12,053		(9) 旅費	△ 1,106
財産収入	△ 1,690		(11) 需用費	△ 5,414

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
繰入金 一般歳入	△ 981,409 226,986		(12) 役務費 △ 411 (13) 委託料 △ 12,749 (14) 使用料及び賃借料 △ 659 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,052,341 (20) 扶助費 △ 69,927 (25) 積立金 21,630
(1) 少子化対策推進費	△ 694	102,346	
ア 官民連携子育て応援事業費	△ 694	9,306	事業費の決定に伴う補正である。
(2) 地域における子育て支援推進費	△ 395,470	13,068,730	
ア 地域における子育て支援推進費	△ 149,470	1,185,860	
(ア) しずおか富2、3っ子(ふじさんっこ)推進事業費	△ 1,100	52,900	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 安心こども基金積立金	21,630	99,820	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 21,000 千円)
(ウ) 子育て支援事業費助成	△ 170,000	1,030,000	事業費の決定に伴う補正である。
イ 子育て家庭の経済的支援費	△ 246,000	11,880,000	
(ア) 児童手当給付費負担金	△ 170,000	9,630,000	支給対象児童数の変動に伴う補正である。
(イ) こども医療費助成	△ 76,000	2,250,000	給付件数の変動等に伴う補正である。
(3) 保育サービス推進費	△ 777,583	7,509,933	
ア 保育サービス推進費	△ 781,106	4,139,294	
(ア) 保育対策等促進事業費助成	△ 1,896	1,890,404	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(イ) 緊急子育て支援事業費助成	△ 734,300	1,094,000	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 認定こども園等整備事業費助成	△ 73,410	487,390	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(エ) 待機児童解消特別対策事業費	△ 11,500	38,500	実施か所数の変動等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(オ) 待機児童解消加速化プラン推進事業費	40,000	42,000	小規模保育設置促進に要する経費の補正である。
イ 放課後児童対策費	3,523	904,567	
(ア) 放課後児童クラブ運営費助成	3,380	851,380	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(イ) 子育て支援施設整備費助成	143	53,187	実施か所数の変動に伴う補正である。
(4) 母子保健推進費	47,727	1,123,778	
ア 子育て支援活動等推進費	△ 98	29,894	財源更正に伴う補正である。
イ 乳幼児検査・健診事業費	2,700	52,400	検査件数の変動等に伴う補正である。
ウ 未熟児養育医療扶助費	34,203	73,203	給付件数の変動等に伴う補正である。
エ 身体障害児育成医療等扶助費	16,351	47,851	給付件数の変動等に伴う補正である。
オ 小児慢性特定疾患治療研究事業費	△ 6,000	480,000	給付件数の変動等に伴う補正である。
カ 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費助成	571	1,385	給付件数の変動等に伴う補正である。
キ 不妊治療費助成	0	361,670	財源更正に伴う補正である。
(5) 要保護児童等対応推進費	2,672	5,907,673	
ア 児童虐待防止対策費	59,419	4,165,282	
(ア) 児童相談所等活動推進費	140	44,830	子どもを守る地域ネットワーク等調査に要する経費の補正である。
(イ) 児童家庭支援センター運営費助成	3,397	37,980	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 児童虐待緊急対策事業費	△ 100,562	76,067	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(エ) 一時保護児童収容費	6,444	86,468	一時保護児童数の変動等に伴う補正である。
(オ) 児童入所措置費	150,000	3,894,000	措置児童数の変動等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
イ 社会的養護体制推進費	△ 25,033	273,824		
(ア) 県立児童福祉施設運営費	△ 15,354	191,391	入所児童数の変動等に伴う補正である。	
(イ) ショートルフラン里親等事業費	857	8,419	事業費の決定に伴う補正である。	
(ウ) 社会的養護入所者環境改善事業費	△ 9,336	29,564	実施か所数の変動等に伴う補正である。	
(エ) 被虐待児等支援施設あり方検討事業費	△ 1,200	1,800	事業費の決定に伴う補正である。	
ウ DV防止対策費	△ 1,503	94,178		
(ア) 婦人一時保護所・婦人保護施設運営費	△ 1,503	83,026	入所者数の変動等に伴う補正である。	
エ ひとり親家庭自立支援推進費	△ 30,211	1,374,389		
(ア) ひとり親家庭対策総合支援事業費	△ 11,613	231,987	事業費の決定に伴う補正である。	
(イ) 児童扶養手当給付費	△ 8,898	756,102	給付件数の変動等に伴う補正である。	
(ウ) 母子家庭等医療費助成	△ 5,000	296,000	給付件数の変動等に伴う補正である。	
(エ) ひとり親家庭応援事業費	△ 4,700	5,300	事業費の決定に伴う補正である。	
第 4 項 障害者支援費	334,207	17,069,253		
第 1 目 障害者支援費	334,207	17,069,253		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	△ 7,105		(1) 報酬	△ 3,298
使用料及び手数料	△ 1,093		(4) 共済費	△ 1,858
諸収入	△ 31,023		(7) 賃金	△ 578
財産収入	△ 724		(8) 報償費	△ 7,195
繰入金	△ 44,171		(9) 旅費	△ 6,111
県債	△ 27,000		(11) 需用費	△ 9,225
一般歳入	445,323		(12) 役務費	△ 3,449
			(13) 委託料	△ 66,624
			(14) 使用料及び賃借料	△ 1,444
			(15) 工事請負費	5,015
			(18) 備品購入費	390
			(19) 負担金、補助及び交付金	473,336
			(20) 扶助費	△ 79,597

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(25) 積立金 34,658 (27) 公課費 △ 75 (28) 繰出金 262
(1) 障害者支援体制整備費	370,393	16,794,846	
ア 障害者相談・支援推進費	△ 18,415	413,614	
(ア) 障害児(者)地域療育支援センター事業費	△ 10,835	38,574	利用件数の変動等に伴う補正である。
(イ) 圏域スーパーバイザー設置事業費	0	31,200	財源の変更に伴う補正である。
(ウ) 障害者福祉推進事業費	△ 964	116,666	事業費の決定等に伴う補正である。
(エ) 障害児・者虐待防止対策事業費	△ 122	4,278	事業費の決定に伴う補正である。
(オ) 地域生活定着支援センター事業費	0	25,000	財源の変更に伴う補正である。
(カ) 自殺総合対策事業費	△ 37,874	118,700	事業費の決定に伴う補正である。
(キ) 地域自殺対策緊急強化基金積立金	35,280	35,553	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 35,382 千円)
(ク) ひきこもり対策推進事業費	△ 3,900	17,600	事業費の決定に伴う補正である。
イ 障害者生活支援推進費	595,429	11,373,738	
(ア) 障害者総合支援法関連事業運営費	639,356	10,440,403	国庫支出金の決定等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,050 千円)
(イ) 障害児者ライフサポート事業費助成	△ 6,000	19,000	利用件数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 在宅重症心身障害児者等利用施設医療支援事業費	△ 761	4,567	対象施設数の変動等に伴う補正である。
(エ) 重症心身障害児施設等援護費	△ 406	5,517	措置人員の変動等に伴う補正である。
(オ) 県立障害児(者)施設運営費	△ 33,900	197,466	利用人員の変動等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(カ) 県立障害者施設整備事業費	3,823	53,823	事業費の決定に伴う補正である。
(キ) 障害者施設等整備費助成	△ 153	614,347	事業費の決定に伴う補正である。
(ク) 社会福祉施設等耐震化等事業費助成(障害施設関係)	△ 4,282	12,718	事業費の決定に伴う補正である。
(ケ) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金積立金	△ 622	1,400	基金運用益の確定に伴う補正である。
(コ) 公共投資市町交付金(障害施設関係)	△ 1,626	2,374	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 発達障害支援推進費	△ 2,897	57,703	
(ア) 発達障害者支援センター運営費	△ 2,050	30,350	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 東部地域発達障害者支援体制強化事業費	△ 847	27,353	事業費の決定に伴う補正である。
エ 医療保護対策推進費	△ 60,090	1,948,262	
(ア) 精神保健福祉センター診療事業費	△ 1,090	188	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 精神障害者措置・通院医療費負担金	△ 59,000	1,847,000	措置入院者及び通院者の変動等に伴う補正である。
オ 障害者(児)手当等給付費事業費	△ 143,634	3,001,529	
(ア) 身体障害児(者)援護費負担金	△ 10,280	740,520	受給件数の変動等に伴う補正である。
(イ) 特別障害者手当等給付事業費	1,384	62,384	受給者数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 重度障害者(児)医療費助成	△ 135,000	2,070,000	受給件数の変動等に伴う補正である。
(エ) 心身障害者扶養共済事業特別会計繰出金	262	127,115	保険料納付金等の確定に伴う補正である。
(2) 自立と社会参加促進費	△ 36,186	274,407	
ア 地域生活移行促進費	△ 6,358	27,736	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 通院患者リハビリテーション事業費	△ 6,358	1,972	訓練実施者数の変動等に伴う補正である。
イ 雇用・就労対策推進費	△ 24,801	158,199	
(ア) 障害者働く幸せ創出事業費	△ 22,226	89,674	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 障害者離職対策推進事業費	△ 2,575	32,425	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 社会参加促進費	△ 5,027	88,472	
(ア) 障害者スポーツ振興事業費助成	△ 5,027	39,419	事業費の決定に伴う補正である。
第 5 項 医療健康費	△ 3,839,350	92,735,702	
第 1 目 医務福祉費	△ 2,575,423	13,294,593	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 813,321		(1) 報酬 △ 3,559
諸収入	42,789		(8) 報償費 △ 7,576
財産収入	△ 26,124		(9) 旅費 △ 587
繰入金	△ 1,060,152		(11) 需用費 △ 368,567
一般歳入	△ 718,615		(12) 役務費 △ 1,339
			(13) 委託料 △ 55,570
			(14) 使用料及び賃借料 △ 5,083
			(15) 工事請負費 △ 10,000
			(18) 備品購入費 722
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,016,735
			(20) 扶助費 25,407
			(21) 貸付金 △ 106,412
			(25) 積立金 △ 26,124
(1) 医療従事者確保対策推進費	△ 542,532	1,655,750	
ア 医師確保対策推進費	△ 468,618	1,161,668	
(ア) ふじのくに地域医療支援センター事業費	△ 390,408	1,015,913	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 家庭医養成プログラム運営事業費助成	△ 24,000	101,000	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 県立病院医師派遣事業費	△ 52,965	21,930	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 医療啓発推進事業費	△ 1,000	8,000	事業費の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(オ) 医師確保対策等推進事業費	△ 245	5,825	事業費の決定に伴う補正である。
イ 看護職員確保対策推進費	△ 73,914	494,082	
(ア) 看護職員確保対策事業費	△ 15,901	86,219	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 看護職員指導者等養成事業費	△ 6,717	10,808	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 外国人看護師定着支援事業費	△ 1,601	1,537	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 病院内保育所運営費助成	△ 36,095	101,970	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(オ) 看護師勤務環境改善施設整備費助成	△ 4,522	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(カ) 看護職員養成所運営費助成	△ 1,992	132,069	事業費の決定に伴う補正である。
(キ) 県立看護専門学校運営費	△ 3,274	86,042	事業費の決定に伴う補正である。
(ク) 医療従事者修学資金貸付金	△ 3,812	70,816	事業費の決定に伴う補正である。
(2) 医療提供体制確保対策推進費	△ 1,632,835	6,239,424	
ア 救急医療対策推進費	△ 180,229	1,092,870	
(ア) 救急医療施設運営費等助成	△ 79,597	623,063	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) ドクターヘリ運航事業費助成	△ 80,640	423,588	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) ドクターヘリ夜間運航検討事業費	△ 3,600	1,400	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 救急救命士病院実習受入促進事業費助成	△ 6,951	6,739	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(オ) 救急医療機関勤務医処遇改善事業費	△ 9,441	18,546	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 災害医療対策推進費	△ 216,311	1,216,815	
(ア) 災害医療救護推進事業費	△ 10,000	33,270	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 災害医療体制強化推進事業費	△ 194,907	205,093	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 医療施設耐震化臨時特例事業費助成	△ 15,128	964,872	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 医療施設耐震化臨時特例基金積立金	3,724	5,200	基金運用益の確定に伴う補正である。
ウ 周産期医療対策推進費	△ 147,496	440,338	
(ア) 小児救急医療対策事業費助成	△ 36,379	65,075	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 周産期医療体制整備支援事業費	△ 48,930	239,070	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 小児救命救急センター運営事業費等助成	△ 28,504	51,860	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 産科医療確保事業費	△ 33,683	42,480	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ ヘき地医療対策推進費	△ 12,292	154,875	
(ア) ヘき地医療対策事業費助成	△ 4,676	11,924	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) ヘき地医療施設設備整備促進費助成	△ 7,616	13,151	事業費の決定に伴う補正である。
オ 医療連携推進費	△ 108,705	1,576,607	
(ア) 中東遠地域医療再生支援センター運営費助成	△ 8,639	29,360	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 地域健康医療支援センター運営費助成	2,583	32,084	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 医療人材確保・在宅医療体制強化推進事業費	△ 51,713	87,287	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 在宅医療推進事業費	△ 21,088	1,912	事業費の決定に伴う補正である。
(オ) 地域医療再生基金積立金	△ 29,848	1,226,000	基金運用益の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
カ 医療関係対策事業費	△ 5,534	120,742	
(ア) 救急医療情報センター 運営事業費	△ 5,534	105,490	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 医療機関整備充実費	△ 962,268	1,637,177	
(ア) 医療施設設備等整備事 業費助成	△ 315,697	286,914	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 3次医療圏再生事業費 助成	△ 646,571	735,429	事業費の決定に伴う補正である。
(3) 難病・感染症等対策推 進費	△ 400,056	5,399,419	
ア がん総合対策推進事業 費	△ 26,997	216,803	事業費の決定に伴う補正である。
イ 難病・原爆被爆者等対 策費	18,973	4,379,934	
(ア) 特定疾患治療研究事業 費	31,000	3,950,000	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(イ) 難病等対策推進事業費	△ 6,734	84,580	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 難病患者介護家族リフ レッシュ事業費助成	△ 804	1,704	利用者数の変動等に伴う補正である。
(エ) 難病患者等居宅生活支 援事業費助成	△ 768	0	事業費の決定に伴う補正である。
(オ) 難病患者等日常生活用 具給付事業費助成	△ 676	0	事業費の決定に伴う補正である。
(カ) 原爆被爆者健康管理事 業費	△ 3,045	310,377	各種手当支給件数の変動等に伴う補正である。
(キ) 難病相談支援センター 移転事業費	0	11,900	財源更正に伴う補正である。
ウ 感染症対策事業費	△ 392,032	802,682	
(ア) 感染症患者入院医療費 負担金	△ 1,746	39,025	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(イ) 感染症指定医療機関運 営費助成	△ 32,998	45,002	事業費の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 感染症等対策事業費	13,133	67,718	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 予防接種健康被害救済事業費助成	△ 2,760	26,240	事業費の決定に伴う補正である。
(オ) 新型インフルエンザ対策事業費	△ 364,623	147,877	事業費の決定に伴う補正である。
(カ) 結核患者医療費負担金	△ 802	4,442	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(キ) 肝炎対策事業費	△ 2,236	26,838	事業費の決定に伴う補正である。
第 2 目 健康増進費	△ 9,201	315,263	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 13,990		(8) 報償費 △ 2,340
繰入金	7,744		(9) 旅費 △ 834
一般歳入	△ 2,955		(11) 需用費 △ 3,030
			(13) 委託料 △ 1,905
			(14) 使用料及び賃借料 △ 267
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 825
(1) ふじのくに健康増進計画推進事業費	△ 9,201	315,263	
ア ふじのくに健康増進計画推進事業費	△ 3,089	144,566	事業費の決定に伴う補正である。
イ 健康長寿日本一推進事業費	△ 4,327	17,673	事業費の決定に伴う補正である。
ウ ふじのくに受動喫煙防止推進事業費	△ 1,485	5,614	事業費の決定に伴う補正である。
エ ふじのくに地域食育フェア開催事業費	△ 300	5,550	事業費の決定に伴う補正である。
第 3 目 国民健康保険費	△ 1,025,923	29,522,670	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	195,242		(9) 旅費 △ 282
財産収入	△ 178		(14) 使用料及び賃借料 △ 148
繰入金	△ 178		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,185,315
一般歳入	△ 1,220,809		(25) 積立金 159,822
(1) 国民健康保険事業費	△ 1,025,923	29,522,670	
ア 国民健康保険事業費	△ 40,498	497,102	

科	目	補正額	現計額	説明
	(ア) 国民健康保険等推進事業費	△ 430	14,170	事業費の決定に伴う補正である。
	(イ) 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導負担金	△ 40,068	466,932	負担対象経費の変動に伴う補正である。
イ	国民健康保険静岡県調整交付金	△ 491,000	19,190,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。
ウ	国民健康保険保険基盤安定負担金	△ 509,247	7,610,753	負担対象経費の変動に伴う補正である。
エ	国民健康保険高額医療費共同事業費負担金	△ 145,000	1,926,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。
オ	国民健康保険広域化等支援基金積立金(償還金)	159,822	298,815	積立額の変更に伴う補正である。
第4目	老人医療費	△ 102,916	33,712,251	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 3		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 101,778
	分担金及び負担金	△ 2		(25) 積立金 △ 1,138
	諸収入	107,944		
	財産収入	△ 1,131		
	一般歳入	△ 209,724		
(1)	後期高齢者医療対策事業費	△ 102,916	33,712,251	
ア	後期高齢者医療給付費負担金	△ 82,618	26,817,382	負担対象経費の変動に伴う補正である。
イ	後期高齢者医療制度関連事業費	△ 20,298	6,894,869	
(ア)	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	40,605	4,070,605	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(イ)	後期高齢者医療高額医療費負担金	△ 59,662	1,238,338	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(ウ)	後期高齢者医療不均一保険料負担金	△ 103	4,297	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(エ)	後期高齢者医療財政安定化基金積立金	△ 1,138	908,162	基金運用益の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 目 県立病院費	△ 125,887	15,890,925	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 95,000		(9) 旅費 △ 60
一般歳入	△ 30,887		(12) 役務費 △ 23
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 30,805
			(21) 貸付金 △ 95,000
			(24) 投資及び出資金 1
(1) 静岡県立病院機構関係 事業費	△ 95,083	9,520,058	
ア 静岡県立病院機構貸付 金	△ 95,000	2,218,000	静岡県立病院機構に対する貸付金の決定に伴う 補正である。
イ 静岡県立病院機構評価 委員会運営費	△ 83	1,044	事業費の決定に伴う補正である。
(2) がんセンター事業会計 繰出金	△ 30,804	6,370,867	県立静岡がんセンター事業会計に対する、負担 区分に基づく繰り出しに要する経費の補正である。
第 6 項 生活衛生費	△ 21,537	381,927	
第 1 目 食品衛生費	△ 9,235	284,926	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,543		(1) 報酬 181
諸収入	△ 515		(4) 共済費 △ 163
一般歳入	△ 6,177		(8) 報償費 380
			(9) 旅費 △ 285
			(11) 需用費 △ 9,447
			(12) 役務費 283
			(13) 委託料 △ 42
			(14) 使用料及び賃借料 △ 142
(1) 動物愛護管理対策事業 費	△ 2,642	130,978	
ア 人と動物との共生推進 事業費	△ 2,538	125,140	事業費の決定に伴う補正である。
イ 動物管理指導センター 等運営管理費	△ 104	5,838	事業費の決定に伴う補正である。
(2) 食品・食肉衛生事業費	△ 6,567	102,645	
ア 食の安全・安心推進事 業費	△ 6,567	100,013	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 食の安全・安心向上事業費	△ 9,303	48,297	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 食中毒等防止対策事業費	△ 406	18,522	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) と畜・食鳥検査事業費	3,142	27,838	東部食肉衛生検査所の廃止に伴う補正である。
(3) 生活衛生・温泉指導事業費	△ 26	45,673	
ア 生活衛生・温泉指導事業費	△ 26	11,333	事業費の決定に伴う補正である。
第 2 目 薬務費	△ 12,302	97,001	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 10,024		(8) 報償費 △ 366
一般歳入	△ 2,278		(11) 需用費 △ 102
			(12) 役務費 △ 8
			(14) 使用料及び賃借料 △ 316
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 11,510
(1) 先進医薬普及促進事業費	△ 1,510	30,523	事業費の決定に伴う補正である。
(2) 医薬品等安全・安心確保事業費	△ 10,748	61,730	
ア 薬事関係指導費	△ 10,635	34,735	
(ア) 医薬品国家検定等事務費	△ 24	12,418	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 薬事総合対策事業費	△ 383	15,567	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 登録販売者試験等実施事業費	△ 228	3,440	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 災害拠点薬局整備事業費助成	△ 10,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 血液事業対策費	△ 113	6,062	事業費の決定に伴う補正である。
(3) 麻薬覚醒剤等乱用防止対策事業費	△ 44	4,748	事業費の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 7 款 経済産業費	2,655,790	43,279,291	
第 1 項 経済産業費	△ 45,503	10,531,381	
第 1 目 経済産業総務費	△ 44,320	10,437,944	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	42,580		(2) 給料 25,330
諸収入	△ 22,287		(3) 職員手当等 △ 56,048
一般歳入	△ 64,613		(4) 共済費 △ 13,602
(1) 職員給与費	△ 44,320	10,437,944	経済産業部職員の人件費の補正である。 <ul style="list-style-type: none"> ・給料 25,330 <ul style="list-style-type: none"> 一般職給 25,330 ・職員手当等 △ 56,048 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 2,753 地域手当 835 住居手当 △ 2,887 通勤手当 △ 350 管理職手当 △ 1,341 特殊勤務手当 △ 9,803 休日勤務手当 △ 1,319 夜間勤務手当 △ 48 宿日直手当 △ 382 期末手当 △ 16,158 勤勉手当 △ 14,381 農林漁業普及指導手当 △ 2,375 児童手当 △ 5,830 単身赴任手当 744 ・共済費 △ 13,602 <ul style="list-style-type: none"> 地方職員共済組合等負担金△ 13,602
第 2 目 経済産業企画費	△ 1,183	93,437	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	△ 1,207		(9) 旅費 △ 200
一般歳入	24		(11) 需用費 △ 773
(1) 経済産業企画推進事業費	△ 910	26,405	(12) 役務費 △ 110
(2) 農林事務所庁舎管理費	△ 273	15,542	(14) 使用料及び賃借料 △ 100
			事業費の確定に伴う補正である。
			事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 経済産業振興費	△ 139,153	2,168,500	
第 1 目 経済産業振興費	△ 12,007	98,429	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳)			(節内訳)
	諸収入	△ 1,999		(1) 報酬 △ 227
	繰入金	△ 8,773		(4) 共済費 △ 2,327
	一般歳入	△ 1,235		(7) 賃金 △ 7,240
				(8) 報償費 △ 407
				(9) 旅費 34
				(11) 需用費 △ 376
				(12) 役務費 △ 169
				(13) 委託料 △ 1,018
				(14) 使用料及び賃借料 △ 188
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 89
(1)	産業振興施策推進事業費	△ 10	7,187	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	6次産業化推進事業費	△ 559	18,441	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	ふじのくに「食の都」づくり推進事業費	△ 683	26,617	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	ふじのくにブランド販路開拓支援事業費	△ 580	28,170	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	海外向け輸出食品証明書発行事業費	△ 9,905	0	国への業務移管に伴う補正である。
(6)	農協等団体検査費	△ 270	9,014	事業費の確定に伴う補正である。
第2目	研究振興費	△ 127,146	2,070,071	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 28,944		(1) 報酬 1,213
	使用料及び手数料	△ 186		(4) 共済費 643
	諸収入	△ 49,984		(7) 賃金 △ 3,881
	財産収入	368		(8) 報償費 △ 2,925
	繰入金	△ 123		(9) 旅費 △ 9,900
	県債	8,000		(11) 需用費 △ 44,388
	一般歳入	△ 56,277		(12) 役務費 △ 2,238
				(13) 委託料 △ 8,454
				(14) 使用料及び賃借料 △ 985
				(15) 工事請負費 △ 372
				(18) 備品購入費 △ 71,586
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,205
				(22) 補償、補填及び賠償金 17,000
				(27) 公課費 △ 68
(1)	研究強化事業費	△ 2,126	310,509	
ア	研究環境整備事業費	△ 2,126	10,509	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 技術研究所費	△ 121,130	1,490,257	
ア 管理運営費	14,145	1,052,654	
(ア) 技術研究所管理運営費	14,391	820,000	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 技術研究所庁舎等維持補修費	△ 246	206,954	事業費の確定に伴う補正である。
イ 試験研究費	△ 135,275	437,603	
(ア) 技術研究所試験研究費	△ 17,609	284,791	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 公募競争型資金活用研究事業費	△ 43,230	10,370	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(ウ) 技術研究所依頼試験費	△ 3,363	50,537	依頼試験件数の確定に伴う補正である。
(エ) 技術研究所施設備品等整備事業費	△ 71,073	91,905	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(3) 試験研究機関耐震化対策事業費	△ 3,890	269,305	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 就業支援費	4,110,349	11,760,643	
第 1 目 就業支援費	4,542,722	10,621,635	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	5,160,000		(1) 報酬 △ 369
諸収入	25,031		(4) 共済費 △ 945
財産収入	△ 3,202		(7) 賃金 △ 3,078
繰入金	△ 618,138		(9) 旅費 △ 469
県債	△ 12,000		(11) 需用費 △ 885
一般歳入	△ 8,969		(12) 役務費 △ 2,700
			(13) 委託料 △ 263,373
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,572
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 328,680
			(25) 積立金 5,144,793
(1) 労働福祉推進費	△ 1,398	95,636	勤労者福祉の増進、労使関係の安定促進及び男女雇用機会均等の推進に要する経費の補正である。
ア 労働政策総合推進事業費	△ 459	20,859	事業費の確定に伴う補正である。
イ 労政会館施設整備事業費	△ 939	38,861	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 雇用対策推進費	△ 4,218	185,259	地域の雇用情勢に対応した雇用、就職支援施策の推進に要する経費の補正である。
ア 働いてよし新卒者就職 応援事業費	△ 1,902	13,798	事業費の確定に伴う補正である。
イ 雇用のミスマッチ解消 事業費	△ 1,293	12,007	事業費の確定に伴う補正である。
ウ ニート等へのジョブト レーニング事業費	△ 1,023	48,977	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 障害者・高齢者等就 業支援推進費	△ 6,616	114,681	障害のある方、高齢者等の就業支援に要する経費の補正である。
ア 障害者就労促進総合支 援事業費	△ 5,936	95,664	事業費の確定に伴う補正である。
イ シルバー人材センター 運営費特別支援事業費 助成	△ 680	4,751	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(4) 緊急雇用創出事業臨時 特例交付金事業費	4,554,954	10,166,568	国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して行う一時的な雇用と就業機会の創出及び人材育成に要する経費の補正である。
ア 緊急雇用創出事業臨時 特例基金積立金	5,144,793	5,159,995	国の補正予算に伴う交付見込額等の補正である。 (国の補正予算分 5,144,000 千円)
イ 緊急経済対策民間活力 等推進事業費	△ 276,839	2,815,573	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 緊急雇用創出事業臨時 特例対策事業費助成	△ 310,000	2,180,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
エ 緊急雇用創出事業臨時 特例基金事業管理運営 費	△ 3,000	11,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 職業能力開発費	△ 432,373	1,139,008	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 371,287		(1) 報酬 △ 3,746
諸収入	△ 2,554		(4) 共済費 △ 347
県債	△ 7,000		(8) 報償費 △ 1,407
一般歳入	△ 51,532		(9) 旅費 △ 2,111
			(11) 需用費 △ 3,645
			(12) 役務費 △ 361
			(13) 委託料 △ 343,860
			(14) 使用料及び賃借料 △ 2,012

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 専門学校等運営指導事業費	△ 33,293	479,993	(15) 工事請負費 △ 871 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 74,013 就業を促進するための職業訓練、職業能力開発に関する企画、技術専門学校等の管理運営及び訓練機器等の整備に要する経費の補正である。
ア 技術専門学校障害者再就職支援事業費	△ 30,000	92,283	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ 成長産業分野人材育成支援事業費	△ 2,378	8,822	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 技術専門学校等施設改修事業費	△ 915	10,385	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 離職者等再就職支援事業費	△ 323,470	343,252	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(3) 認定訓練事業費助成	△ 10,827	79,510	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(4) 技能評価向上推進費	△ 7,557	64,253	技能労働者の地位向上、技能の重要性の啓発など技能尊重機運の醸成に要する経費の補正である。
ア ふじのくに技能の場力強化事業費	△ 2,347	24,853	事業費の確定に伴う補正である。
イ 職業能力開発協会事業費助成	△ 5,210	36,640	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(5) 職業訓練手当支給事業費	△ 57,226	172,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 農林業費	△ 64,153	7,207,786	
第 1 目 農業費	118,139	3,107,024	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	151,019		(1) 報酬 △ 4,500
使用料及び手数料	341		(4) 共済費 △ 1,500
諸収入	△ 3,009		(8) 報償費 △ 300
繰入金	△ 9,066		(9) 旅費 △ 1,987
一般歳入	△ 21,146		(11) 需用費 △ 3,231
			(12) 役務費 △ 278
			(13) 委託料 △ 4,421
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,546
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 423,861
			(24) 投資及び出資金 △ 4,100
			(25) 積立金 564,766
			(28) 繰出金 △ 903

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 農業振興対策費	△ 2,586	118,283	県が実施する各種農業振興指導事業の推進に要する経費の補正である。
ア 農業振興総合推進費	△ 2,586	93,883	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(2) 経営基盤対策費	355,546	1,439,857	認定農業者等の経営基盤の強化を図る経費の補正である。
ア 担い手対策費	△ 4,971	137,172	
(ア) 農を支える元気な担い手支援事業費	△ 4,971	130,029	事業費の確定に伴う補正である。
イ 農林大学校管理運営費	0	116,359	財源更正に伴う補正である。
ウ 経営基盤強化推進費	360,517	1,186,326	
(ア) 地域農業マスタープラン総合支援事業費助成	△ 130,991	348,009	補助対象経費の確定に伴う補正である
(イ) 農業委員会等活動強化事業費助成	△ 66,013	142,587	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(ウ) 耕作放棄地調整員設置事業費	△ 7,245	42,964	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 静岡県農業構造改革支援基金積立金	564,766	564,766	農業構造の改革を支援する事業に要する経費に充てるために、静岡県農業構造改革支援基金を造成する。
(3) 農山村共生対策費	△ 279,547	617,983	農山村地域の活性化及び経営構造対策の推進並びに循環型社会の構築を図る農産環境対策に要する経費の補正である。
ア 中山間地域等直接支払事業費助成	△ 39,504	242,710	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 強い農業づくり対策費	△ 187,671	201,681	
(ア) 強い農業づくり整備事業費助成	△ 10,080	98,072	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(イ) 経営体育成支援事業費助成	△ 177,591	103,609	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 県単独農林業振興事業費助成	△ 2,664	0	補助対象経費の確定に伴う補正である。
エ 鳥獣被害防止対策費	△ 36,629	46,971	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 鳥獣被害防止総合対策事業費助成	△ 36,629	46,971	補助対象経費の確定に伴う補正である。
オ 環境保全型農業推進費	△ 13,079	28,821	
(ア) 環境保全型農業推進対策等事業費	△ 8,704	22,996	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 環境保全型農業直接支払事業費助成	△ 4,375	5,825	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(4) 組合金融対策費	△ 24,329	125,729	農業経営の金融支援に要する経費の補正である。
ア 就農支援資金特別会計繰出金	△ 903	44,229	繰出金額の確定に伴う補正である。
イ 農業金融対策事業費助成	△ 23,426	81,500	
(ア) 農業振興資金利子補給金	△ 19,326	78,000	利子補給金額の確定に伴う補正である。
(イ) 静岡県農業信用基金協会特別準備金出捐金	△ 4,100	3,500	出捐額の確定に伴う補正である。
(5) 茶業振興対策費	△ 21,925	145,450	茶の生産技術改善、消費拡大等に要する経費の補正である。
ア 茶生産振興・消費拡大対策費	△ 21,925	52,850	
(ア) 茶業経営体質強化推進事業費	△ 21,925	15,350	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(6) 米・麦等対策費	△ 6,583	121,927	米麦等の計画的な生産振興、食育活動等の推進に要する経費の補正である。
ア 米麦等生産対策事業費	△ 5,973	109,537	
(ア) 水田農業経営所得安定対策推進事業費助成	△ 5,973	106,440	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに多彩な和食文化推進事業費	△ 610	12,390	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(7) みかん園芸対策費	97,563	535,510	果樹、野菜及び花きの産地育成、生産振興、消費拡大等に要する経費の補正である。
ア みかん需給調整対策事業資金造成費助成	△ 492	1,255	補助対象経費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	野菜価格安定対策事業費助成	21,055	30,255	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ	次世代施設園芸導入支援事業費助成	77,000	77,000	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 77,000 千円)
第 2 目	畜産業費	△ 65,379	190,449	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 60,272		(7) 賃金 △ 118
	諸収入	△ 1,204		(9) 旅費 △ 989
	一般歳入	△ 3,903		(11) 需用費 △ 2,119
				(12) 役務費 △ 230
				(13) 委託料 △ 189
				(14) 使用料及び賃借料 △ 51
				(18) 備品購入費 △ 1,305
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 60,378
(1)	畜産振興対策費	△ 60,378	78,393	畜産物の生産振興、流通の促進及び畜産経営の改善に要する経費の補正である。
ア	畜産経営安定対策事業費	△ 60,378	25,493	
(ア)	畜産物価格安定対策事業費助成	△ 2,378	21,795	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(イ)	畜産経営資源有効活用対策事業費助成	△ 58,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	家畜衛生対策費	△ 5,001	112,056	家畜の保健衛生対策及び改良増殖の促進に要する経費の補正である。
ア	家畜衛生対策事業費	△ 5,001	96,056	
(ア)	畜産業振興総合推進費	△ 2,453	43,704	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ)	家畜衛生検査機器整備事業費	△ 1,305	4,195	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	特定家畜伝染病対策事業費	△ 1,243	48,157	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 3 目	林業費	△ 116,913	3,910,313	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 24,352		(4) 共済費 △ 254
	諸収入	△ 260		(8) 報償費 △ 30
	財産収入	2,504		(9) 旅費 △ 311
	繰入金	△ 89,787		(11) 需用費 △ 483

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 5,018		(12) 役務費 △ 448 (13) 委託料 △ 26,365 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 92,649 (25) 積立金 3,627
(1) 林業振興費	△ 116,913	3,910,313	木材その他の林産物の生産振興、林業経営の安定及び林業、木材産業の構造改革等の推進に要する経費の補正である。
ア 林業人材等育成推進費	△ 52,298	100,645	
(ア) 林業を支える元気な担い手支援事業費	△ 32,195	11,305	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) ビジネス林業展開支援事業費	△ 2,000	30,280	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 林業労働総合対策事業費	△ 20,632	23,562	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 森林を守り育てる人づくり推進事業費助成	△ 1,098	30,500	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(オ) 森林を守り育てる人づくり基金積立金	3,627	3,627	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 林業金融対策費	△ 18	0	
(ア) 林業近代化資金利子補給金	△ 18	0	利子補給金額の確定に伴う補正である。
ウ 生産流通支援事業費	△ 64,597	3,805,412	
(ア) 林業振興総合推進費	△ 1,737	21,092	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 住んでよし しずおか木の家推進事業費助成	△ 5,000	195,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(ウ) 森林整備加速化・林業再生事業費（林業振興）	△ 57,860	3,390,140	補助対象経費の確定に伴う補正である。
第 5 項 水産業費	△ 253,254	1,166,005	
第 1 目 水産業費	△ 252,871	1,157,254	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	9,864		(2) 給料 △ 116
諸収入	△ 144		(3) 職員手当等 △ 217
財産収入	△ 9,337		(4) 共済費 △ 168
繰入金	△ 233,436		(7) 貸金 △ 92

科	目	補正額	現計額	説明
	県債	△ 10,000		(9) 旅費 △ 500
	一般歳入	△ 9,818		(11) 需用費 △ 3,040
				(13) 委託料 2,622
				(15) 工事請負費 △ 4,295
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 247,530
				(28) 繰出金 465
(1)	職員給与費(委員会事務局人件費)	△ 479	26,320	海区漁業調整委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 116 一般職給 △ 116 ・職員手当等 △ 217 扶養手当 △ 156 地域手当 △ 5 通勤手当 943 時間外勤務手当 △ 797 期末手当 △ 82 勤勉手当 △ 120 ・共済費 △ 146 地方職員共済組合等負担金△ 146
(2)	水産業振興対策費	△ 2,355	329,413	水産業振興の推進等に要する経費の補正である。
ア	駿河湾深層水総合利用促進事業費	△ 500	31,245	事業費の確定に伴う補正である。
イ	沿岸漁場整備費	0	167,820	
(ア)	沿岸漁場整備開発事業費	0	138,000	財源更正に伴う補正である。
ウ	水産業担い手対策費	△ 340	27,765	
(ア)	漁業高等学園管理運営費	△ 340	8,624	事業費の確定に伴う補正である。
エ	水産業フロンティア人材育成事業費	△ 1,515	24,078	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	水産流通対策費	△ 15,144	116,996	漁業経営の支援等に要する経費の補正である。
ア	水産業振興資金利子補給金	△ 15,609	93,999	利子補給金額の確定等に伴う補正である。
イ	沿岸漁業改善資金特別会計繰出金	465	1,601	繰出金額の確定に伴う補正である。
(4)	水産資源対策費	△ 234,893	684,525	栽培漁業、資源管理型漁業の推進等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 水産業振興総合推進費	△ 2,673	52,680	事業費の確定等に伴う補正である。
イ 魚介類種苗生産施設運営委託費	△ 299	162,165	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 魚介類種苗生産施設等整備事業費助成	△ 231,921	88,079	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 海区漁業調整委員会費	△ 92	6,609	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 34		(1) 報酬 △ 92
一般歳入	△ 58		
(1) 海区漁業調整委員会費	△ 92	6,609	海区漁業調整委員会による漁業調整、指導等に要する経費の補正である。
ア 海区漁業調整委員会委員人件費	△ 92	5,644	海区漁業調整委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 92
第 3 目 内水面漁場管理委員会費	△ 291	2,142	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 58		(1) 報酬 △ 291
一般歳入	△ 233		
(1) 内水面漁場管理委員会費	△ 291	2,142	内水面漁場管理委員会による漁場の適正な管理に要する経費の補正である。
ア 内水面漁場管理委員会委員人件費	△ 291	1,675	内水面漁場管理委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 291
第 6 項 商工業費	△ 941,986	10,348,321	
第 1 目 商工業費	△ 941,986	10,348,321	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	191,000		(8) 報償費 △ 30
諸収入	7,197		(9) 旅費 △ 1,260
一般歳入	△ 1,140,183		(11) 需用費 △ 843
			(12) 役務費 △ 198
			(13) 委託料 △ 1,928
			(14) 使用料及び賃借料 △ 282
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 863,702
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 73,743
(1) 商工業総合振興対策費	△ 1,599	59,350	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 新成長産業分野進出推進費	△ 47,026	617,674	地域企業の新たな事業分野への進出を支援するための経費の補正である。
ア 新成長産業戦略的育成事業費助成	△ 28,500	371,500	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 静岡新産業集積クラスター推進費	△ 18,526	246,174	
(ア) 静岡新産業集積クラスター推進事業費	△ 720	14,880	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ファルマバレープロジェクト推進事業費	△ 16,263	140,737	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(ウ) フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト推進事業費	△ 1,543	43,757	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(3) 企業立地対策費	△ 16,000	3,591,530	国内外の企業誘致等に要する経費の補正である。
ア 新規産業立地事業費助成	△ 340,000	1,360,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 地域産業立地事業費助成	133,000	1,233,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費助成	191,000	992,088	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 中小企業国際化推進費	△ 5,428	57,272	国際競争力のある県内企業の育成に要する経費の補正である。
ア 東南アジアビジネスサポートデスク設置事業費助成	△ 3,000	7,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 海外派遣人材育成事業費	△ 228	5,772	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海外経済交流促進事業費	△ 2,200	20,500	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 中小企業向制度融資促進費	△ 766,620	2,785,380	中小企業者等の資金の融資の円滑化に要する経費の補正である。
ア 中小企業向制度融資促進費助成	△ 692,877	2,344,123	利子補給金額の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 信用保証協会損失補償費	△ 73,743	382,257	損失補償額の確定に伴う補正である。
(6) 中小企業経営力強化支援事業費	△ 93,512	2,730,878	中小企業者等の経営力強化支援に要する経費の補正である。
ア 小規模事業経営支援事業費	△ 92,019	2,451,981	
(ア) 小規模事業経営支援事業費助成	△ 92,019	2,421,981	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 中小企業連携組織対策事業費助成	△ 1,493	243,217	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(7) 休廃止鉱山鉱害防止対策費助成	△ 1	2,799	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(8) 商業振興対策費	△ 11,800	12,200	商業の振興対策に要する経費の補正である。
ア 地域商業パワーアップ事業費助成	△ 11,800	8,200	補助対象経費の確定に伴う補正である。
第 7 項 労働委員会費	△ 10,510	96,655	
第 1 目 委員会費	△ 11,856	19,522	
(財源内訳) 一般歳入	△ 11,856		(節内訳) (1) 報酬 △ 11,256 (9) 旅費 △ 600
(1) 委員給与費	△ 11,290	17,860	労働委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 11,290
(2) 委員活動費	△ 566	1,662	労働争議の調整等に要する経費の補正である。
第 2 目 事務局費	1,346	77,133	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 24 1,370		(節内訳) (1) 報酬 △ 16 (2) 給料 617 (3) 職員手当等 1,893 (4) 共済費 73 (9) 旅費 △ 445 (11) 需用費 △ 270 (12) 役務費 △ 630 (14) 使用料及び賃借料 △ 80 (18) 備品購入費 150 (19) 負担金、補助及び交付金 54

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 職員給与費	2,631	70,076	労働委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 617 一般職給 617 ・職員手当等 1,893 扶養手当 240 地域手当 27 住居手当 360 通勤手当 1,536 管理職手当 6 時間外勤務手当 △ 25 期末手当 139 勤勉手当 △ 180 児童手当 △ 210 ・共済費 121 地方職員共済組合等負担金 121
(2) 事務局運営活動費	△ 1,285	7,057	労働争議の調整等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 8 款 交通基盤費	△ 7,287,480	147,750,394	
第 1 項 交通基盤管理費	38,237	21,385,678	
第 1 目 交通基盤総務費	17,069	10,309,867	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 112		(節内訳) (2) 給料 30,043
諸収入	58,097		(3) 職員手当等 △ 14,648
一般歳入	△ 40,916		(4) 共済費 1,688
(1) 職員給与費	17,069	10,309,867	(19) 負担金、補助及び交付金 △ 14 交通基盤部及び収用委員会事務局職員の人件費の補正である。
			・給料 30,043 一般職給 30,043
			・職員手当等 △ 14,648 扶養手当 △ 5,130
			地域手当 1,235 住居手当 △ 3,832
			通勤手当 12,369 管理職手当 △ 260
			特殊勤務手当 1,808 時間外勤務手当 △ 1,665
			夜間勤務手当 1 期末手当 △ 1,767
			勤勉手当 △ 8,836 寒冷地手当 153
			児童手当 △ 8,600 単身赴任手当 △ 124
			・共済費 1,688 地方職員共済組合等負担金 1,688
			・負担金、補助及び交付金 △ 14
第 2 目 交通基盤企画費	35,246	11,064,700	
(財源内訳) 寄附金	15,000		(節内訳) (11) 需用費 △ 62
財産収入	△ 3,299		(25) 積立金 35,308
一般歳入	23,545		
(1) 交通基盤企画行政費	△ 62	1,173	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 森の力再生基金積立金	23,303	997,207	もりづくり県民税の収入の見込みによる基金への積立額の補正である。
(3) 静岡県津波対策施設等整備基金積立金	12,005	10,031,320	津波対策施設等整備寄附金の収入の見込みによる基金への積立額の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 3 目	収用委員会費	△ 14,078	11,111	
	(財源内訳)			(節内訳)
	諸収入	△ 3,539		(1) 報酬 △ 6,784
	一般歳入	△ 10,539		(8) 報償費 △ 1,226
				(9) 旅費 △ 660
				(11) 需用費 △ 889
				(12) 役務費 △ 4,319
				(13) 委託料 △ 200
(1)	収用委員会費 (人件費)	△ 6,784	5,641	収用委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 6,784
(2)	収用委員会運営事業費	△ 7,294	5,470	収用委員会の運営に要する経費の補正である。
第 2 項	建設支援費	△ 1,041	86,491	
第 1 目	建設支援費	△ 1,041	86,491	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 36		(8) 報償費 △ 340
	使用料及び手数料	△ 86		(9) 旅費 △ 179
	一般歳入	△ 919		(11) 需用費 △ 99
				(12) 役務費 △ 22
				(13) 委託料 △ 401
(1)	建設業指導管理事業費	△ 492	27,170	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	公共用地対策事業費	△ 549	3,974	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項	道路費	△ 1,328,844	40,009,206	
第 1 目	道路橋りょう維持管理費	△ 558	5,545,992	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 558		(8) 報償費 △ 477
	県債	1,406,000		(9) 旅費 △ 65
	一般歳入	△ 1,406,000		(12) 役務費 △ 16
(1)	道路行政費	△ 558	992	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	道路等維持修繕費	0	5,473,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目	道路橋りょう新設改良費	△ 1,522,411	28,192,089	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	1,116,856		(1) 報酬 △ 14,134
	分担金及び負担金	△ 58,553		(2) 給料 △ 33,695

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
諸収入	△ 283,290		(3) 職員手当等 △ 20,422
県債	2,386,000		(4) 共済費 △ 14,273
一般歳入	△ 4,683,424		(7) 賃金 △ 2,482
			(8) 報償費 △ 432
			(9) 旅費 △ 6,646
			(11) 需用費 △ 34,852
			(12) 役務費 △ 24,131
			(13) 委託料 △ 78,762
			(14) 使用料及び賃借料 △ 20,683
			(15) 工事請負費 △ 682,782
			(17) 公有財産購入費 △ 425,802
			(18) 備品購入費 △ 2,196
			(19) 負担金、補助及び交付金 205,143
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 366,262
(1) 道路関係国庫補助事業費	△ 106,460	622,540	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ア 道路改良費	△ 104,999	612,540	
イ 交通調査費	△ 4,200	6,000	
ウ 市町指導監督事務費	2,739	4,000	市町施行の国庫補助事業の指導監督事務費
(2) 演習場地区道路事業費	△ 16,766	83,234	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 社会資本整備総合交付金事業費(道路)	△ 782,088	18,456,912	国庫支出金の決定等に伴う補正である。 (国の補正予算分 3,397,000 千円)
ア 道路改築費	△ 1,376,183	7,879,468	
イ 橋りょう改築費	645,524	1,195,524	橋りょうの新設及び架替え
ウ 基幹市町道整備費	△ 103,620	71,380	
エ 道路補修費	97,076	3,067,076	橋りょうの補修及び耐震対策
オ 災害防除費	127,724	587,724	落石等の災害発生防止
カ 交通安全施設整備費	△ 780,522	2,609,478	
キ 電線共同溝整備	66,484	266,484	電線共同溝の整備
ク 長寿命化緊急対策	402,218	2,502,218	予防保全型管理へ移行するために行う橋りょう や舗装等の緊急修繕
ケ 効果促進事業	131,211	257,560	道路整備の効果を一層高めるために行う道路整 備関連事業
コ 市町指導監督事務費	8,000	20,000	市町施行の交付金事業の指導監督事務費

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 「訪れてよし」富士山 マイカー規制推進事業 費	△ 240	38,260	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 道の駅防災拠点化事業 費	0	300,000	財源更正に伴う補正である。
(6) 県単独道路整備事業費	0	1,486,000	財源更正に伴う補正である。
(7) 県単独交通安全施設整 備事業費	0	1,448,000	財源更正に伴う補正である。
(8) 交通環境改善緊急対策 事業費	0	2,500,000	財源更正に伴う補正である。
(9) 重点道路整備事業費	0	883,000	財源更正に伴う補正である。
(10) 社会環境基盤重点道路 整備事業費（地方特定）	△ 822,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
(11) 伊豆地域振興対策道路 整備事業費	0	145,000	財源更正に伴う補正である。
(12) 新合併支援重点道路整 備事業費	0	560,000	財源更正に伴う補正である。
(13) 高規格幹線道路等整備 促進費交付金	205,143	1,597,143	県と連携して高規格幹線道路等の整備を行う指 定市に対して交付する交付金の補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	194,125	6,271,125	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	211,000		(19) 負担金、補助及び交付金 194,125
一般歳入	△ 16,875		
(1) 国直轄道路事業費負担 金	194,125	6,271,125	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。 (国の補正予算分 400,000 千円)
ア 改築費	417,191	4,774,691	
イ 交通安全施設整備費	41,667	1,016,667	
(ア) 交通安全施設一種	176,667	541,667	
(イ) 交通安全施設二種	△ 135,000	475,000	
ウ 電線共同溝	△ 26,500	0	
エ 沿道環境改善	△ 238,233	479,767	

科	目	補正額	現計額	説明
第4項	河川砂防費	△ 1,781,867	36,418,832	
第1目	河川砂防管理費	△ 53	782,646	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	△ 53		(9) 旅費 △ 53
(1)	砂防管理費	△ 53	2,623	事業費の確定に伴う補正である。
第2目	河川改良費	179,153	18,936,153	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	676,808		(1) 報酬 4,260
	諸収入	△ 253,100		(2) 給料 △ 14,467
	県債	1,807,000		(3) 職員手当等 △ 8,860
	一般歳入	△ 2,051,555		(4) 共済費 △ 2,609
				(7) 賃金 859
				(8) 報償費 25
				(9) 旅費 △ 244
				(11) 需用費 △ 1,994
				(12) 役務費 △ 1,385
				(13) 委託料 △ 188,650
				(14) 使用料及び賃借料 △ 1,193
				(15) 工事請負費 658,544
				(17) 公有財産購入費 △ 114,529
				(18) 備品購入費 △ 1,111
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 24,973
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 124,455
				(27) 公課費 △ 65
(1)	河川関係国庫補助事業費	△ 300,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	社会資本整備総合交付金事業費(河川)	1,483,547	10,899,547	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 2,334,000千円)
ア	広域河川改修費	1,839,464	7,139,004	護岸の設置ほか
イ	流域治水対策河川事業費	452,500	715,000	護岸の設置ほか
ウ	総合治水対策特定河川事業費	△ 329,500	310,500	
エ	地震・高潮対策河川事業費	△ 521,300	1,341,700	
オ	特定構造物改築	△ 68,943	183,057	
カ	流域貯流浸透事業費	9,450	66,150	貯留浸透施設の整備

科	目	補正額	現計額	説明
キ	堰堤改良費	△ 5,184	94,336	
ク	総合流域防災事業費	179,300	1,029,800	護岸の設置ほか
ケ	効果促進事業	△ 72,240	0	
(3)	河川等災害関連事業費	△ 1,000,708	4,292	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ア	災害復旧助成費	△ 200,000	0	
イ	災害関連費	△ 790,708	4,292	
ウ	特定関連費	△ 10,000	0	
(4)	演習場地区河川事業費	△ 10,686	346,314	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5)	県単独河川事業費	0	4,187,000	事業費の確定に伴う補正である。
ア	河川改良費	△ 27,000	1,854,000	
イ	河川調査費	27,000	392,000	災害調査
(6)	局地豪雨緊急対策事業費	0	2,500,000	財源更正に伴う補正である。
(7)	河川管理権限移譲費助成	7,000	31,000	事業費の確定に伴う補正である。
第3目	海岸費	△ 1,523,950	3,863,050	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 245,223		(2) 給料 △ 6,650
	繰入金	△ 1,100,000		(3) 職員手当等 △ 4,172
	県債	△ 152,000		(4) 共済費 △ 1,907
	一般歳入	△ 26,727		(9) 旅費 99
				(11) 需用費 498
				(12) 役務費 347
				(13) 委託料 324,550
				(14) 使用料及び賃借料 297
				(15) 工事請負費 △ 1,836,998
				(27) 公課費 △ 14
(1)	社会資本整備総合交付金事業費(海岸)	△ 423,950	1,206,050	国庫支出金の決定等に伴う補正である。 (国の補正予算分 20,000千円)
ア	高潮対策費	83,000	692,000	養浜・堤防改良ほか
イ	侵食対策費	△ 47,050	294,000	

科	目	補正額	現計額	説明
ウ	津波・高潮危機管理対策費	△ 357,000	63,000	
エ	老朽化対策費	△ 94,500	31,500	
オ	海岸環境整備	8,600	95,550	堤防の改良ほか
カ	効果促進事業	△ 17,000	30,000	
(2)	県単独海岸事業費	0	359,000	事業費の確定に伴う補正である。
ア	海岸改良費	△ 11,000	89,000	
イ	海岸維持修繕費	13,582	108,582	海岸保全施設の補修ほか
ウ	海岸調査費	7,500	89,500	海岸地形調査ほか
エ	なぎさクリーン事業費助成	△ 2,082	6,918	
オ	海岸養浜事業費	△ 8,000	65,000	
(3)	津波対策施設等整備事業費(海岸)	△ 1,100,000	2,100,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目	砂防費	△ 1,945,725	7,104,275	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 1,071,584		(1) 報酬 2,191
	分担金及び負担金	△ 49,508		(2) 給料 △ 15,188
	県債	△ 694,000		(3) 職員手当等 △ 9,704
	一般歳入	△ 130,633		(4) 共済費 △ 3,487
				(7) 賃金 463
				(8) 報償費 91
				(9) 旅費 △ 3,504
				(11) 需用費 △ 18,044
				(12) 役務費 △ 12,626
				(13) 委託料 △ 263,920
				(14) 使用料及び賃借料 △ 15,494
				(15) 工事請負費 △ 1,555,750
				(17) 公有財産購入費 △ 11,042
				(18) 備品購入費 △ 275
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 39,399
				(27) 公課費 △ 37
(1)	社会資本整備総合交付金事業費(砂防)	△ 581,302	4,017,698	国庫支出金の決定等に伴う補正である。 (国の補正予算分 360,000 千円)
ア	通常砂防費	△ 157,100	375,500	

科	目	補正額	現計額	説明
イ	火山砂防費	△ 38,600	395,000	
ウ	地すべり対策費	△ 128,447	218,053	
エ	急傾斜地崩壊対策費	△ 366,855	1,767,895	
オ	総合流域防災事業費	22,600	1,117,750	土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査ほか
カ	効果促進事業費	87,100	143,500	土砂災害対策の効果を一層高めるために行う砂防関連事業
(2)	砂防等災害関連緊急事業費	△ 1,360,101	1,494,899	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3)	演習場地区砂防事業費	△ 4,322	67,678	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4)	県単独砂防事業費	0	1,464,000	事業費の確定に伴う補正である。
ア	通常砂防費	△ 6,500	429,300	
イ	地すべり対策費	△ 9,446	63,754	
ウ	急傾斜地崩壊対策費	△ 5,837	497,163	
エ	砂防等維持修繕費	12,283	265,283	砂防設備及び急傾斜地崩壊防止施設の修繕ほか
オ	砂防等調査費	9,500	127,500	災害の緊急調査ほか
第5目	農林地すべり対策費	△ 38,000	608,000	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 26,386		(9) 旅費 △ 82
	県債	△ 6,000		(11) 需用費 △ 2,048
	一般歳入	△ 5,614		(12) 役務費 △ 374
				(13) 委託料 △ 15,505
				(14) 使用料及び賃借料 △ 886
				(15) 工事請負費 △ 17,187
				(17) 公有財産購入費 △ 112
				(18) 備品購入費 △ 36
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 1,770
(1)	農地地すべり対策事業費	50,000	258,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 50,000 千円)
(2)	災害関連緊急農地地すべり対策事業費	△ 23,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(3)	災害関連緊急治山地すべり防止事業費	△ 65,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第6目	国直轄事業費負担金	1,546,708	5,124,708	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 1,546,708
	(財源内訳)			
	県債	1,502,000		
	一般歳入	44,708		
(1)	国直轄河川事業費負担金	308,823	2,116,823	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。 (国の補正予算分 700,000千円)
ア	河川改修費	784,899	1,810,799	
イ	河川環境整備費	88,357	294,357	
ウ	河川工作物関連応急対策費	△ 10,333	11,667	
エ	河川総合開発事業費	△ 554,100	0	
(2)	国直轄海岸事業費負担金	491,194	1,150,194	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。 (国の補正予算分 334,000千円)
(3)	国直轄砂防事業費負担金	746,691	1,857,691	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。 (国の補正予算分 383,000千円)
第5項	港湾費	△ 913,641	8,125,560	
第1目	港湾管理費	△ 5,064	1,049,770	(節内訳)
	(財源内訳)			
	分担金及び負担金	△ 1,455		(9) 旅費 △ 25
	使用料及び手数料	△ 815		(11) 需用費 △ 184
	諸収入	△ 2,791		(12) 役務費 △ 3
	一般歳入	△ 3		(14) 使用料及び賃借料 △ 2
				(15) 工事請負費 △ 4,850
(1)	港湾行政費	△ 3	4,900	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	港湾維持管理費	△ 5,061	558,120	事業費の確定に伴う補正である。
第2目	港湾建設費	△ 260,450	3,934,550	(節内訳)
	(財源内訳)			
	国庫支出金	117,123		(1) 報酬 △ 715
	分担金及び負担金	△ 2,129		(2) 給料 △ 5,741
	諸収入	△ 411,500		(3) 職員手当等 △ 3,461
	県債	78,000		(4) 共済費 △ 1,883
	一般歳入	△ 41,944		(7) 賃金 △ 151
				(9) 旅費 △ 332
				(11) 需用費 △ 1,963
				(12) 役務費 △ 1,241

科	目	補正額	現計額	説明
				(13) 委託料 △ 55,846 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,063 (15) 工事請負費 △ 144,417 (17) 公有財産購入費 △ 12,296 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 31,329 (27) 公課費 △ 12
(1)	港湾関係国庫補助事業費	△ 253,597	1,082,403	国庫支出金の決定等に伴う補正である。 (国の補正予算分 170,000 千円)
(2)	社会資本整備総合交付金事業費(港湾)	△ 6,853	2,337,147	国庫支出金の決定等に伴う補正である。 (国の補正予算分 723,000 千円)
(3)	港湾災害関連事業費	0	44,000	財源更正に伴う補正である。
(4)	県単独港湾整備事業費	0	471,000	財源更正に伴う補正である。
第 3 目	漁港整備費	△ 351,627	1,919,740	(節内訳)
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 173,929		(2) 給料 △ 3,787
	分担金及び負担金	2,685		(3) 職員手当等 △ 2,409
	使用料及び手数料	△ 1,145		(4) 共済費 △ 1,068
	諸収入	572		(7) 賃金 △ 114
	県債	△ 50,000		(9) 旅費 △ 230
	一般歳入	△ 129,810		(11) 需用費 △ 2,356 (12) 役務費 △ 245 (13) 委託料 △ 62,013 (14) 使用料及び賃借料 △ 141 (15) 工事請負費 △ 21,405 (18) 備品購入費 △ 82 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 257,777
(1)	漁港管理費	△ 580	127,627	県営漁港の管理に要する経費の補正である。
ア	県営漁港管理運営費	△ 573	27,794	事業費の確定に伴う補正である。
イ	焼津漁港管理事務所管理費	△ 7	2,593	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	県営漁港等整備費	△ 58,929	753,071	県営漁港等の整備に要する経費の補正である。
ア	県営漁港整備事業費	9,821	458,821	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 13,000 千円)
イ	県営漁港海岸整備事業費	△ 68,750	131,250	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	県単独県営漁港整備事業費	0	163,000	財源更正に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 市町営漁港等整備費	△ 117,368	179,792	市町営漁港等の整備に要する経費の補正である。
ア 市町営漁港整備事業費	△ 12,956	69,044	国庫支出金の決定等に伴う補正である。 (国の補正予算分 5,000 千円)
イ 県単独漁港整備事業費 助成	△ 104,412	103,748	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 農山漁村地域整備交付 金事業費 (漁港)	△ 174,750	743,250	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 4 目 国直轄事業費負担金	△ 296,500	1,221,500	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 296,500
(財源内訳) 分担金及び負担金	△ 50,500		
県債	△ 217,000		
一般歳入	△ 29,000		
(1) 国直轄港湾事業費負担 金	△ 296,500	1,221,500	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。 (国の補正予算分 84,000 千円)
第 6 項 空港費	△ 61,145	1,499,330	
第 1 目 空港管理費	△ 5,625	541,375	(節内訳) (4) 共済費 59 (9) 旅費 △ 142 (11) 需用費 △ 3,129 (12) 役務費 △ 549 (13) 委託料 △ 1,384 (14) 使用料及び賃借料 △ 423 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 50 (27) 公課費 △ 7
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 10,150		
諸収入	51		
一般歳入	4,474		
(1) 空港管理運営事業費	△ 4,708	532,292	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 富士山静岡空港新経営 体制推進円滑化事業費	△ 917	9,083	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 空港推進費	△ 55,520	957,955	(節内訳) (1) 報酬 221 (4) 共済費 152 (9) 旅費 △ 265 (11) 需用費 △ 604 (12) 役務費 △ 3,185 (13) 委託料 △ 25,217 (14) 使用料及び賃借料 △ 52
(財源内訳) 国庫支出金	14,999		
諸収入	△ 293		
財産収入	△ 3,749		
繰入金	△ 13,000		
一般歳入	△ 53,477		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(15) 工事請負費 △ 6,570 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 17,000 (25) 積立金 △ 3,000
(1) 空港行政費	△ 5,790	25,996	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 富士山静岡空港利便性 向上事業費	△ 334	55,855	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 航空保安関係事業費	△ 4,000	39,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4) 空港周囲部環境整備事 業費	△ 28,060	68,940	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 空港周辺地域振興推進 事業費	△ 13,112	554,888	空港周辺の地域振興の推進等に要する経費の補 正である。
ア 隣接地域振興事業費助 成	△ 13,000	412,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 空港周囲部環境保全対 策事業費	△ 112	142,888	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 静岡県空港建設基金積 立金	△ 3,000	51,000	基金運用益の確定に伴う補正である。
(7) 富士山静岡空港新運営 体制構築調査事業費	△ 1,224	18,776	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 都市費	△ 3,793,049	15,592,657	
第 1 目 都市政策費	△ 21,406	206,164	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 7,670		(1) 報酬 △ 11
諸収入	△ 5,320		(9) 旅費 △ 1
一般歳入	△ 8,416		(13) 委託料 △ 21,310
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 84
(1) 都市計画調査費	△ 18,960	133,040	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 地価調査費	△ 2,446	50,486	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 市街地整備費	△ 3,579,055	4,859,945	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,590,676		(1) 報酬 △ 1,733
分担金及び負担金	△ 162,514		(2) 給料 △ 19,135
諸収入	△ 586,066		(3) 職員手当等 △ 10,548
県債	467,000		(4) 共済費 △ 4,383

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 1,706,799		(7) 賃金 △ 1,236 (9) 旅費 △ 671 (11) 需用費 △ 42,949 (12) 役務費 △ 19,724 (13) 委託料 △ 54,257 (14) 使用料及び賃借料 △ 9,533 (15) 工事請負費 △ 209,239 (17) 公有財産購入費 △ 285,429 (18) 備品購入費 △ 670 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,539,206 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 380,297 (27) 公課費 △ 45
(1) 社会資本整備総合交付金事業費（区画）	△ 2,401,110	1,242,890	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会環境基盤重点土地区画事業費	△ 105,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 東部拠点第二地区区画整理事業費助成	△ 63,450	4,050	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 市街地再開発事業費助成	△ 17,948	50,152	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 市町都市計画事業指導監督事務費	14,000	46,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(6) 社会資本整備総合交付金事業費（街路）	△ 640,547	2,031,453	国庫支出金の決定等に伴う補正である。 (国の補正予算分 560,000 千円)
ア 街路整備事業費	△ 277,918	1,964,082	
イ 鉄道高架事業費	△ 362,629	67,371	
(7) 社会環境基盤重点街路整備事業費	△ 365,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 県単独街路整備事業費	0	1,251,000	財源更正に伴う補正である。
第 3 目 生活排水費	△ 146,251	2,691,004	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 48,500		(2) 給料 △ 759
諸収入	△ 1,481		(3) 職員手当等 △ 571
一般歳入	△ 96,270		(4) 共済費 △ 170
			(8) 報償費 △ 50
			(9) 旅費 △ 674
			(11) 需用費 △ 346
			(12) 役務費 △ 380

科	目	補正額	現計額	説	明
				(13) 委託料	782
				(14) 使用料及び賃借料	△ 123
				(19) 負担金、補助及び交付金	△ 80,385
				(28) 繰出金	△ 63,575
(1)	都市整備推進費（下水道）	△ 695	3,963	事業費の確定に伴う補正である。	
(2)	モンゴル上下水道技術交流事業費	△ 1,481	3,519	事業費の確定に伴う補正である。	
(3)	農山漁村地域整備交付金事業費（農業集落排水）	△ 50,500	88,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
(4)	浄化槽整備事業費	△ 30,000	198,689	浄化槽整備事業に要する経費の補正である。	
ア	生活排水改善対策推進事業費助成	△ 30,000	198,000	事業費の確定に伴う補正である。	
(5)	流域下水道事業特別会計繰出金	△ 63,575	2,377,333	特別会計に繰り出す経費の補正である。	
第 4 目	公園緑地費	△ 46,337	7,835,544	(節内訳)	
	(財源内訳)			(9) 旅費	△ 191
	国庫支出金	△ 122,297		(11) 需用費	△ 228
	使用料及び手数料	△ 9,182		(12) 役務費	△ 715
	諸収入	2,374		(13) 委託料	△ 7,503
	県債	694,000		(15) 工事請負費	△ 11,200
	一般歳入	△ 611,232		(17) 公有財産購入費	△ 26,500
(1)	都市整備推進費（公園）	△ 1,134	7,099	事業費の確定に伴う補正である。	
(2)	都市公園維持管理費	△ 7,503	1,871,145	県営都市公園の管理運営に要する経費の補正である。	
ア	都市公園管理運営費	△ 7,503	1,728,345	事業費の確定に伴う補正である。	
(3)	草薙総合運動場リニューアル事業費	△ 37,700	5,672,300	事業費の確定に伴う補正である。	
第 8 項	農地費	260,673	13,275,556		
第 1 目	農地費	550,564	12,699,447	(節内訳)	
	(財源内訳)			(1) 報酬	316
	国庫支出金	917,838		(2) 給料	1,428
	分担金及び負担金	5,330			

科	目	補正額	現計額	説明
	諸収入	△ 128,288		(3) 職員手当等 △ 1,664
	財産収入	110		(4) 共済費 2,612
	県債	63,000		(7) 賃金 271
	一般歳入	△ 307,426		(8) 報償費 △ 69
				(9) 旅費 △ 1,644
				(11) 需用費 2,927
				(12) 役務費 △ 942
				(13) 委託料 18,717
				(14) 使用料及び賃借料 △ 4,089
				(15) 工事請負費 817,350
				(16) 原材料費 1,138
				(17) 公有財産購入費 166
				(18) 備品購入費 152
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 258,965
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 29,923
				(23) 償還金、利子及び割引料 △ 29
				(25) 積立金 2,830
				(27) 公課費 △ 18
(1)	農地計画費	△ 44,991	1,194,379	
ア	農業農村整備事業調査 計画策定費	△ 73,900	737,570	
(ア)	県単独農業農村整備調 査費	△ 23,231	139,769	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	新エネルギー農業水利 施設利活用促進事業費	△ 14,595	12,405	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ)	地域用水管理支援事業 費助成	△ 1,500	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ)	農地・農業用水路等資 源保全管理推進事業費 助成	△ 33,774	156,296	事業費の確定に伴う補正である。
(オ)	国庫委託土地改良調査 費	△ 800	100	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	農村整備関連事業計画 策定費	14,199	114,199	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 68,000 千円)
ウ	国土調査費助成	14,710	342,610	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 11,000 千円)
(2)	農地整備費	127,537	1,922,131	
ア	県営基幹農業水利施 設機能保全向上対策事 業費	110,719	882,719	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 110,000 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 土地改良事業管理費	△ 2,154	125,757	
（ア）土地改良施設管理運営費	△ 802	7,506	事業費の確定に伴う補正である。
（イ）土地改良施設維持管理適正化事業費助成	△ 45	62,670	事業費の確定に伴う補正である。
（ウ）基幹水利施設管理事業費助成	△ 1,278	52,810	国庫支出金の決定に伴う補正である。
（エ）大井川用水施設使用料負担金	△ 29	2,771	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 県単独農業基盤整備事業費	50,009	523,712	
（ア）県単独農業農村整備事業費助成	△ 9,932	366,349	事業費の確定に伴う補正である。
（イ）県単独鳥獣害防止対策事業費助成	3,368	7,087	事業費の確定に伴う補正である。
（ウ）県単独耕作放棄地解消基盤整備事業費	58,220	118,220	事業費の確定に伴う補正である。
（エ）県単独担い手育成基盤整備事業費	△ 42	30,958	事業費の確定に伴う補正である。
（オ）経営体育成促進事業費助成	△ 1,605	1,098	事業費の確定に伴う補正である。
エ 土地改良事業指導推進費	△ 31,037	389,943	
（ア）換地清算金	△ 31,037	378,963	事業費の確定に伴う補正である。
（ 3 ）農地保全費	470,020	9,568,749	
ア 農業地域生産力強化整備事業費	△ 187,949	4,094,051	
（ア）県営農業地域生産力強化整備事業費（経営体育成型）	△ 117,002	2,425,516	国庫支出金の決定等に伴う補正である。 （国の補正予算分 65,000 千円）
（イ）県営農業地域生産力強化整備事業費（条件整備型）	115,672	1,619,308	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(ウ) 団体営農業地域生産力強化整備事業費助成	△ 186,619	49,227	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	イ 農地・農村防災対策事業費	933,005	3,305,005	
	(ア) 県営農地・農村防災対策事業費	870,983	3,170,271	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 647,000 千円)
	(イ) 団体営農地・農村防災対策事業費助成	62,022	134,734	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	ウ 県単独農地整備事業費助成	△ 61,034	10,195	事業費の確定に伴う補正である。
	エ 県営東富士演習場地区土地改良事業費	△ 179,234	2,002,766	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	オ 団体営東富士演習場地区土地改良事業費	△ 34,266	119,734	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	カ 緑と水のふるさとづくり推進事業費	110	19,610	
	(ア) ふじのくに美しく品格のある邑づくり推進事業費	△ 2,720	14,480	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 緑と水のふるさと基金積立金	2,830	5,130	基金運用益の確定に伴う補正である。
	キ 緊急農地調査事業費	△ 612	17,388	事業費の確定に伴う補正である。
	(4) 農地利用管理事務費	△ 2,002	14,188	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目	国直轄事業費等負担金	△ 289,891	576,109	
	(財源内訳)			(節内訳)
	分担金及び負担金	10,168		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 289,891
	県債	△ 224,000		
	一般歳入	△ 76,059		
	(1) 国直轄等農業用水事業費負担金	△ 289,891	576,109	国直轄事業等の県負担額の決定に伴う補正である。 (国の補正予算分 12,000 千円)
第 9 項	森林費	293,197	11,357,084	
第 1 目	森林費	341,196	11,083,083	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	485,612		(1) 報酬 135
	分担金及び負担金	△ 43,512		(2) 給料 △ 5,290
	諸収入	△ 846		(3) 職員手当等 △ 3,608
	財産収入	△ 22,154		(4) 共済費 △ 1,288
	繰入金	△ 120,340		(7) 賃金 1,005
	県債	198,000		(8) 報償費 37
	一般歳入	△ 155,564		(9) 旅費 △ 9,925
				(11) 需用費 △ 34,281
				(12) 役務費 △ 4,370
				(13) 委託料 △ 81,626
				(14) 使用料及び賃借料 △ 5,519
				(15) 工事請負費 311,212
				(18) 備品購入費 △ 722
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 231,698
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 19,618
				(25) 積立金 426,714
				(27) 公課費 38
(1)	森林計画費	488,641	5,356,025	森林、林業に関する調査、計画的な森林施業の推進等に要する経費の補正である。
ア	森林計画事業費	488,641	4,350,025	
(ア)	森林・林業再生推進事業費	△ 5,400	26,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ)	森林整備事務費	△ 5,194	38,372	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	森林整備加速化・林業再生基金積立金	426,714	466,000	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 444,000 千円)
(エ)	森林整備加速化・林業再生事業費(森林整備)	△ 158,620	924,170	事業費の確定に伴う補正である。
(オ)	農山漁村地域整備交付金事業費(森林)	240,950	1,765,950	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(カ)	県単独森林整備事業費助成	△ 9,809	28,565	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	森林整備費	△ 52,946	3,047,232	造林、間伐及び路網整備等の森林整備に要する経費の補正である。
ア	造林事業費	△ 131,040	1,350,260	
(ア)	水土保全森林緊急間伐対策事業費助成	△ 13,800	0	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 造林事業費	△ 110,738	1,215,262	国庫支出金の決定等に伴う補正である。 (国の補正予算分 28,000 千円)
(ウ) 県単独森林病虫害獣総合対策事業費	△ 4,125	40,375	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 林業用種苗技術者育成モデル事業費	△ 127	8,873	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 海岸防災林再生苗木供給体制構築事業費	△ 2,250	7,750	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 路網整備事業費	141,659	1,622,659	
(ア) 県営林道整備事業費	262,000	659,000	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 232,000 千円)
(イ) 団体営林道事業費	38,659	253,659	国庫支出金の決定等に伴う補正である。 (国の補正予算分 14,000 千円)
(ウ) 集落間林道整備事業費	△ 15,000	30,000	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 中山間地域林業整備事業費 (山村道路網整備)	△ 144,000	78,000	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 社会環境基盤重点林道整備事業費	0	190,000	財源更正に伴う補正である。
ウ 森林経営事業費	△ 63,565	74,313	
(ア) 資源循環林地整備事業費	△ 6,258	20,242	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 森林整備地域活動支援事業費	△ 57,307	53,693	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 森林保全費	△ 94,499	2,679,826	保安林の整備や林地の適正利用の推進及び治山事業に要する経費の補正である。
ア 治山事業費	△ 94,499	2,669,501	
(ア) 治山事業費	302,001	1,671,001	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 336,000 千円)
(イ) 緊急治山事業費	△ 501,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(ウ) 林地崩壊対策事業費	△ 3,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(エ) 県単自治山事業費	107,500	981,500	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目	国直轄事業費負担金	△ 47,999	274,001	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 47,999
	(財源内訳)			
	県債	△ 38,000		
	一般歳入	△ 9,999		
(1)	国直轄自治山事業費負担金	△ 47,999	274,001	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。 (国の補正予算分 44,000 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 9 款 危機管理費	△ 1,112,725	19,489,994	
第 1 項 危機管理費	△ 1,112,725	19,489,994	
第 1 目 危機管理総務費	32,221	1,323,693	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	30,724		(2) 給料 19,750
一般歳入	1,497		(3) 職員手当等 7,627
			(4) 共済費 4,844
(1) 危機管理総務費	32,221	1,323,693	・給料 19,750
			一般職給 19,750
			・職員手当等 7,627
			扶養手当 △ 282
			地域手当 729
			住居手当 1,708
			通勤手当 1,087
			管理職手当 △ 719
			特殊勤務手当 52
			期末手当 2,587
			勤勉手当 810
			寒冷地手当 51
			児童手当 235
			単身赴任手当 1,369
			・共済費 4,844
			地方職員共済組合等負担金 4,844
第 2 目 危機管理費	△ 1,144,946	18,166,301	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	1,022,043		(9) 旅費 △ 260
分担金及び負担金	△ 83,120		(11) 需用費 △ 31,211
県債	503,000		(12) 役務費 △ 13,443
一般歳入	△ 2,586,869		(13) 委託料 △ 35,790
			(14) 使用料及び賃借料 △ 10,242
			(15) 工事請負費 △ 270,000
			(18) 備品購入費 △ 44,000
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 740,000
(1) 危機管理対策費	△ 5,103	5,935,080	
ア 危機管理総合調整費	△ 3,742	568,955	事業費の決定に伴う補正である。
イ 防災ヘリコプター活動事業費	△ 1,351	144,649	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 防災行政無線デジタル化推進事業費	0	5,003,000	財源更正に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
エ	賀茂方面本部緊急時代 替機能整備事業費	△ 10	9,990	事業費の決定に伴う補正である。
(2)	大規模地震対策等総合 支援事業費	△ 2,140,000	560,000	事業計画の決定に伴う補正である。
(3)	地域防災対策活性化事 業費	△ 553	168,187	
ア	県民防災啓発強化事業 費	△ 472	63,528	事業費の決定に伴う補正である。
イ	地域防災力向上人材育 成事業費	△ 65	5,135	事業費の決定に伴う補正である。
ウ	「防災学」創出事業費	△ 16	1,224	事業費の決定に伴う補正である。
エ	地震防災センター地震 被害想定関連展示整備 事業費	0	47,000	財源更正に伴う補正である。
(4)	原子力発電等対策費	1,000,710	2,257,834	
ア	原発防災対策事業費	1,024,710	1,805,613	
(ア)	原発防災対策事業費	1,304,710	1,665,613	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,400,000 千円)
(イ)	オフサイトセンター移 転整備事業費	△ 280,000	140,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	原発安全対策推進費	△ 24,000	452,221	
(ア)	環境放射能対策事業費	△ 21,000	237,165	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ)	環境放射線監視センタ ー移転整備事業費	△ 3,000	76,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第10款 警察費	△ 398,307	74,544,503	
第1項 警察管理費	△ 290,102	71,491,873	
第1目 公安委員会費	△ 337	15,860	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 337		(1) 報酬 △ 333 (11) 需用費 △ 4
(1) 公安委員会運営事業費	△ 337	15,860	公安委員の報酬等の補正である。
第2目 警察本部費	△ 128,102	62,580,692	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 783 13,958 △ 141,277		(1) 報酬 △ 1,882 (2) 給料 △ 53,751 (3) 職員手当等 △ 85,478 (4) 共済費 △ 108,932 (5) 災害補償費 718 (7) 賃金 323 (8) 報償費 △ 4,461 (9) 旅費 116,216 (11) 需用費 △ 444 (12) 役務費 8,926 (13) 委託料 △ 2,871 (14) 使用料及び賃借料 △ 842 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 406 (27) 公課費 4,782
(1) 職員給与費	△ 247,685	60,153,353	警察職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 159 ・給料 △ 53,751 一般職給 △ 53,751 ・職員手当等 △ 85,478 扶養手当 △ 13,125 地域手当 △ 4,859 住居手当 10,868 通勤手当 1,295 管理職手当 3,371 特地勤務手当 △ 2,348 特殊勤務手当 △ 3,932 休日勤務手当 △ 99,916 夜間勤務手当 95,291 宿日直手当 5,824 期末手当 △ 86,964 勤勉手当 △ 134,667 退職手当 129,791 児童手当 7,615 単身赴任手当 △ 10,293

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			管理職員特別勤務手当 16,571 ・ 共済費 △ 108,932 地方職員共済組合等負担金△ 105,012 社会保険料 △ 3,920 ・ 災害補償費 718 ・ 賃金 323 ・ 負担金、補助及び交付金 △ 406
(2) 警察装備管理事業費	13,718	449,944	装備車両の維持管理経費の補正である。
(3) 警察管理運営事業費	111,736	1,263,178	警察運営の合理化及び事務の効率化等管理運営に要する経費の補正である。
ア 警察企画管理事業費	113,459	512,102	赴任旅費等の補正である。
イ 警察署協議会活動推進事業費	△ 1,723	8,290	警察署協議会委員の報酬の補正である。
(4) 生活安全警察管理事業費	△ 2,871	25,961	銃砲技能講習受講者の変動に伴う補正である。
(5) 地域警察管理事業費	△ 3,000	457,404	駐在所等家族報償費の補正である。
第 3 目 運転免許費	△ 19,576	1,965,086	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	△ 113		(9) 旅費 △ 205
一般歳入	△ 19,463		(11) 需用費 △ 12,810
			(12) 役務費 △ 520
			(13) 委託料 △ 5,975
			(14) 使用料及び賃借料 △ 66
(1) 運転免許事業費	△ 16,796	1,014,567	
ア 運転免許試験実施事業費	△ 7,454	409,585	運転免許試験に要する経費の補正である。
イ 運転免許管理システム整備事業費	△ 9,342	604,982	運転免許管理システムの維持管理等に要する経費の補正である。
(2) 運転者教育事業費	△ 2,780	950,519	運転免許取得時講習等受講者数の変動に伴う補正である。
第 4 目 交通安全対策費	△ 111,220	4,730,582	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 45,483		(9) 旅費 △ 87
使用料及び手数料	△ 3,345		(11) 需用費 △ 414
諸収入	△ 105,227		(12) 役務費 △ 3,078
県債	△ 32,000		(13) 委託料 △ 29,609

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	74,835		(15) 工事請負費 △ 61,475 (18) 備品購入費 △ 11,724 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,833
(1) 交通安全活動推進事業費	△ 7,911	515,830	
ア 静岡県交通安全指導員設置費助成	△ 4,833	387,167	静岡県交通安全指導員の人件費等の補正である。
イ 交通反則通告事業費	△ 3,078	21,816	交通反則通告書送付件数の変動に伴う補正である。
(2) 交通安全施設等整備事業費	△ 77,483	3,684,931	交通安全施設整備に要する経費の補正である。
(3) 市街地駐車等対策事業費	△ 25,826	330,172	自動車保管場所証明取扱件数の変動に伴う補正である。
(4) 放置駐車対策事業費	0	104,209	財源更正に伴う補正である。
(5) 自動車保管場所証明ワ ンストップサービス・ システム整備事業費	0	95,440	財源更正に伴う補正である。
第 5 目 警察施設費	△ 13,876	2,066,694	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	147,382		(9) 旅費 △ 57
財産収入	△ 18,081		(11) 需用費 △ 5,565
県債	△ 111,000		(12) 役務費 △ 127
一般歳入	△ 32,177		(13) 委託料 △ 250
			(14) 使用料及び賃借料 △ 5
			(15) 工事請負費 △ 7,872
(1) 警察施設管理運営事業費	△ 12,483	1,049,385	警察施設の維持管理に要する経費の補正である。
(2) 警察庁舎整備事業費	△ 1,393	249,122	
ア 森分庁舎整備事業費	△ 1,271	62,544	森分庁舎の建替に要する経費の補正である。
イ 交番・駐在所建設事業費	△ 122	182,878	交番等の建替に要する経費の補正である。
(3) 警察職員住宅整備事業費	0	542,502	
ア 警察職員住宅整備事業費	0	136,270	財源更正に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	警察職員住宅費償還事業費	0	406,232	財源更正に伴う補正である。
第6目	恩給及び退職年金費	△ 16,991	132,959	(節内訳) (6) 恩給及び退職年金 △ 16,991
	(財源内訳) 一般歳入	△ 16,991		
(1)	警察職員恩給費	△ 16,991	132,959	恩給法に基づき退職警察職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第2項	警察活動費	△ 108,205	3,052,630	
第1目	警察活動費	△ 108,205	3,052,630	(節内訳)
	(財源内訳) 国庫支出金	90,645		(8) 報償費 6,119
	諸収入	△ 10,368		(11) 需用費 △ 5,030
	県債	△ 149,000		(12) 役務費 2,654
	一般歳入	△ 39,482		(14) 使用料及び賃借料 2,901
(1)	警察装備事業費	7,600	808,421	(18) 備品購入費 △ 114,849 装備車両等の維持管理経費の補正である。
(2)	留置施設管理対策事業費	△ 7,075	204,183	被留置者数の変動に伴う補正である。
(3)	刑事警察活動事業費	6,119	282,357	通訳活動経費の補正である。
(4)	災害警備対策事業費	△ 114,849	200,764	地震対策装備資器材の緊急整備経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 1 款 教育費	△ 618,110	297,023,556	
第 1 項 教育委員会費	182,671	13,155,026	
第 1 目 教育委員会費	△ 69	14,882	
(財源内訳) 一般歳入	△ 69		(節内訳) (8) 報償費 △ 45 (14) 使用料及び賃借料 △ 24
(1) 教育委員会運営費	△ 69	4,022	教育委員会の運営等に要する経費の補正である。
ア 教育委員会運営費	△ 24	567	教育委員会運営に要する経費の補正である。
イ 教育委員会表彰費	△ 45	3,455	被表彰者数確定に伴う補正である。
第 2 目 教育総務費	142,742	3,917,625	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 繰入金 一般歳入	△ 6,149 △ 1,885 △ 5,339 156,115		(節内訳) (1) 報酬 △ 27,648 (2) 給料 △ 10,233 (3) 職員手当等 185,785 (4) 共済費 12,484 (7) 賃金 300 (8) 報償費 △ 479 (9) 旅費 △ 4,420 (11) 需用費 △ 239 (12) 役務費 △ 58 (13) 委託料 △ 2,646 (14) 使用料及び賃借料 △ 36 (18) 備品購入費 △ 2,126 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 7,942
(1) 職員給与費	176,356	3,442,519	事務局職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 5,262 ・給料 △ 10,233 一般職給 △ 10,233 ・職員手当等 185,785 扶養手当 △ 402 地域手当 578 住居手当 30 通勤手当 25,999 管理職手当 539 時間外勤務手当 78,698 休日勤務手当 △ 75 期末手当 △ 4,742 勤勉手当 △ 2,017 退職手当 85,858 児童手当 805

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			単身赴任手当 △ 216 管理職員特別勤務手当 730 ・ 共済費 12,798 地方職員共済組合等負担金 17,827 社会保険料 △ 5,029 ・ 賃金 300 ・ 旅費 310 ・ 負担金、補助及び交付金 △ 7,342
(2) クレーム対応学校支援事業費	△ 98	9,113	相談員に係る経費確定に伴う補正である。
(3) 「確かな学力」育成推進事業費	△ 9,541	114,621	事業費の確定に伴う補正である。
(4) ICT教育推進事業費	△ 3,446	314,854	県立学校の情報教育機器の整備等に要する経費の補正である。
ア 教育委員会デジタルオフィス整備事業費	△ 3,425	53,475	事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡県学校情報化推進事業費	△ 21	159,479	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 人権教育総合推進事業費	△ 146	2,871	人権教育に関する研修会等の実施に要する経費の補正である。
(6) 青少年の国際交流推進事業費	△ 647	12,253	東アジア諸国との学校交流、青少年交流等に要する経費の補正である。
(7) 外国人児童生徒トータルサポート事業費	△ 19,736	18,964	相談員、相談指導員、スーパーバイザーに要する経費の補正である。
第 3 目 教育管理費	102,956	8,042,749	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	360,787		(1) 報酬 △ 304
使用料及び手数料	△ 3,305		(8) 報償費 △ 8,326
諸収入	△ 225		(9) 旅費 △ 6,540
県債	253,000		(11) 需用費 △ 10,601
一般歳入	△ 507,301		(12) 役務費 △ 4,239
			(13) 委託料 △ 22,321
			(14) 使用料及び賃借料 △ 5,975
			(15) 工事請負費 171,550
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,046
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 6,242
(1) 学校地震対策総合推進事業費	△ 9,384	7,116	学校の地震対策に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 教育行政運営費	△ 18,731	205,100	教育委員会事務局の運営に要する経費の補正である。
(3) 教育財産維持管理費	△ 10,423	611,839	県立学校における国有地借地料等の確定に伴う補正である。
(4) 県立学校等施設整備事業費	△ 220,787	5,445,213	引佐地区新構想高校（仮称）に係る解体工事費等の確定に伴う補正である。
(5) 県立学校等大規模補修費	362,281	1,038,281	国の補正予算に伴う県立学校等の外壁補修に要する経費の補正である。 （国の補正予算分 370,600 千円）
第 4 目 福利厚生費	△ 24,094	777,237	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	△ 9,209		(9) 旅費 △ 254
一般歳入	△ 14,885		(11) 需用費 △ 2,801
			(12) 役務費 △ 324
			(13) 委託料 △ 4,645
			(14) 使用料及び賃借料 △ 87
			(15) 工事請負費 △ 11,677
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,306
(1) 教職員健康管理費	△ 9,010	130,610	教職員の健康診断経費の確定に伴う補正である。
ア 教職員健康診断事業費	△ 9,010	128,354	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 被服等貸与費	△ 1,975	9,525	教職員に貸与する被服等購入費の確定に伴う補正である。
(3) 教職員住宅費	△ 13,109	637,102	教職員住宅の解体費及び維持補修費等の確定に伴う補正である。
ア 教職員住宅建設費	△ 7,885	501,428	教職員住宅の解体費の確定に伴う補正である。
イ 教職員住宅維持補修費	△ 5,224	135,674	教職員住宅の維持補修費等の確定に伴う補正である。
第 5 目 恩給及び退職年金費	△ 34,211	181,455	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 34,211		(6) 恩給及び退職年金 △ 34,211
(1) 恩給及び退職年金費	△ 34,211	181,455	教育委員会教職員の恩給及び退職年金費の補正である。 ・ 恩給及び退職年金 △ 34,211 恩給 △ 33,665 退職年金 △ 546

科	目	補正額	現計額	説明
第6目	総合教育センター費	△ 4,653	221,078	(節内訳) (11) 需用費 △ 800 (12) 役務費 △ 833 (13) 委託料 △ 3,020
	(財源内訳) 国庫支出金 △ 1,007 使用料及び手数料 △ 307 諸収入 △ 351 一般歳入 △ 2,988			
(1)	総合教育センター運営費	△ 4,653	221,078	総合教育センター管理運営に要する経費の補正である。
第2項	小学校費	663,393	105,101,757	
第1目	教職員費	663,393	105,101,757	(節内訳) (1) 報酬 △ 52,171 (2) 給料 406,997 (3) 職員手当等 163,306 (4) 共済費 163,111 (9) 旅費 △ 17,850
	(財源内訳) 国庫支出金 △ 813,409 諸収入 187,998 一般歳入 1,288,804			
(1)	小学校教職員給与費等	663,393	105,101,757	小学校教職員の人件費の補正である。
ア	教職員給与費	680,263	104,781,227	人件費の確定に伴う補正である。 ・報酬 △ 52,171 ・給料 406,997 一般職給 406,997 ・職員手当等 163,306 扶養手当 △ 11,410 地域手当 11,817 住居手当 34,965 通勤手当 17,459 管理職手当 △ 3,393 へき地手当 △ 19,815 特殊勤務手当 △ 293 時間外勤務手当 △ 24,291 休日勤務手当 △ 405 義務教育等教員特別手当 4,642 期末手当 △ 105,771 勤勉手当 △ 39,042 寒冷地手当 △ 51 退職手当 287,777 児童手当 12,045 単身赴任手当 △ 828 管理職員特別勤務手当 △ 100 ・共済費 163,111 地方職員共済組合等負担金 △ 218,468 社会保険料 381,579 ・旅費 △ 980

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 教職員旅費（小学校）	△ 16,870	320,530	活動旅費の補正である。
第 3 項 中学校費	△ 1,063,660	61,649,335	
第 1 目 教職員費	△ 1,063,660	61,649,335	
（財源内訳）			（節内訳）
国庫支出金	1,449,501		（1）報酬 △ 65,636
諸収入	△ 18,534		（2）給料 △ 426,061
一般歳入	△ 2,494,627		（3）職員手当等 △ 359,444
			（4）共済費 △ 194,257
			（9）旅費 △ 18,262
（ 1 ） 中学校教職員給与費等	△ 1,063,660	61,649,335	中学校教職員の人件費の補正である。
ア 教職員給与費	△ 1,047,300	61,338,495	人件費の確定に伴う補正である。
			・報酬 △ 65,636
			・給料 △ 426,061
			一般職給 △ 426,061
			・職員手当等 △ 359,444
			扶養手当 △ 12,476
			地域手当 △ 13,397
			住居手当 △ 2,716
			通勤手当 492
			管理職手当 823
			へき地手当 △ 13,885
			特殊勤務手当 6,884
			時間外勤務手当 △ 13,428
			休日勤務手当 △ 148
			宿日直手当 821
			義務教育等教員特別手当 △ 6,587
			期末手当 △ 172,830
			勤勉手当 △ 94,667
			寒冷地手当 △ 37
			退職手当 △ 32,850
			児童手当 △ 4,615
			単身赴任手当 △ 828
			・共済費 △ 194,257
			地方職員共済組合等負担金 △ 160,216
			社会保険料 △ 34,041
			・旅費 △ 1,902
イ 教職員旅費（中学校）	△ 16,360	310,840	活動旅費の補正である。
第 4 項 高等学校費	△ 473,028	56,375,615	
第 1 目 高等学校総務費	△ 408,053	52,856,623	
（財源内訳）			（節内訳）
国庫支出金	△ 566		（2）給料 131,772

科	目	補正額	現計額	説	明
	使用料及び手数料	△ 301		(3) 職員手当等	△ 240,829
	諸収入	△ 155,988		(4) 共済費	△ 299,763
	一般歳入	△ 251,198		(9) 旅費	767
(1)	教職員給与費	△ 408,053	52,856,623	高等学校教職員の人件費の補正である。	
				・給料	131,772
				一般職給	131,772
				・職員手当等	△ 240,829
				扶養手当	△ 13,351
				地域手当	4,256
				住居手当	35,529
				通勤手当	37,440
				管理職手当	△ 3,116
				定時制通信教育手当	△ 1,856
				産業教育手当	△ 3,816
				特殊勤務手当	△ 9,049
				時間外勤務手当	△ 51,689
				休日勤務手当	△ 886
				夜間勤務手当	△ 507
				宿日直手当	△ 523
				義務教育等教員特別手当	△ 1,075
				期末手当	△ 37,543
				勤勉手当	△ 20,488
				退職手当	△ 171,857
				児童手当	△ 2,765
				単身赴任手当	467
				・共済費	△ 299,763
				地方職員共済組合等負担金	28,863
				社会保険料	△ 328,626
				・旅費	767
第2目	高等学校管理費	△ 64,975	3,518,992		
	(財源内訳)			(節内訳)	
	国庫支出金	△ 31,330		(4) 共済費	△ 100
	使用料及び手数料	△ 1,008		(7) 賃金	△ 258
	諸収入	△ 8,154		(8) 報償費	△ 89
	財産収入	23,766		(9) 旅費	609
	繰入金	△ 13,697		(11) 需用費	△ 33,326
	一般歳入	△ 34,552		(12) 役務費	△ 449
				(13) 委託料	198
				(14) 使用料及び賃借料	△ 217
				(18) 備品購入費	△ 20
				(21) 貸付金	△ 31,323
(1)	高等学校管理運営費	△ 33,255	3,348,694	県立高等学校の管理運営経費の確定に伴う補正である。	
ア	高等学校管理費	△ 26,793	2,810,167	県立高等学校の管理運営経費の確定に伴う補正である。	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 高等学校水産実習費	△ 8,506	187,283	水産実習経費の確定に伴う補正である。
ウ 高等学校農業実習費	2,044	62,544	農業実習経費の確定に伴う補正である。
(2) 高等学校生徒修学奨励費	△ 31,720	170,298	奨学金貸付人員の確定に伴う補正である。
ア 高等学校奨学金等貸付事業費	△ 31,720	170,298	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 大学費	△ 17,309	7,725,160	
第 1 目 大学費	△ 17,309	7,725,160	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 18,667		(1) 報酬 △ 73
寄附金	50		(8) 報償費 △ 313
県債	219,000		(9) 旅費 △ 566
一般歳入	△ 217,692		(11) 需用費 △ 84
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 16,273
(1) 大学運営指導費	△ 751	4,856	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 静岡県立大学新看護学部棟施設整備等事業費助成	△ 15,236	1,199,764	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(3) ふじのくに学術振興事業費	△ 1,238	38,722	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 人づくり推進事業費	△ 84	3,916	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項 特別支援学校費	216,751	21,787,821	
第 1 目 特別支援学校費	195,479	20,282,855	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	11,701		(1) 報酬 △ 71,478
諸収入	33,697		(2) 給料 184,399
一般歳入	150,081		(3) 職員手当等 94,753
			(4) 共済費 △ 13,205
			(9) 旅費 1,010
(1) 特別支援学校教職員給与費等	195,479	20,282,855	特別支援学校教職員の人件費の補正である。
ア 特別支援学校教職員給与費	195,479	20,201,355	人件費の確定に伴う補正である。
			・報酬 △ 71,478
			・給料 184,399

科	目	補正額	現計額	説明
				一般職給 184,399 ・職員手当等 94,753 扶養手当 15,116 地域手当 5,702 住居手当 9,953 通勤手当 △ 258 管理職手当 887 特殊勤務手当 1,044 時間外勤務手当 9,735 休日勤務手当 △ 22 宿日直手当 141 義務教育等教員特別手当 1,250 期末手当 43,481 勤勉手当 35,413 退職手当 △ 27,147 児童手当 △ 440 単身赴任手当 △ 102 ・共済費 △ 13,205 地方職員共済組合等負担金△ 89,735 社会保険料 76,530 ・旅費 1,010
第 2 目	特別支援学校管理費	21,272	1,504,966	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	21,000		(8) 報償費 △ 19
	諸収入	1,665		(11) 需用費 △ 18,528
	財産収入	975		(12) 役務費 △ 1,513
	一般歳入	△ 2,368		(13) 委託料 △ 3
				(14) 使用料及び賃借料 △ 670
				(16) 原材料費 5
				(20) 扶助費 42,000
(1)	特別支援学校管理費	△ 20,728	1,054,966	特別支援学校の管理運営経費の確定に伴う補正である。
ア	特別支援学校指導運営費	△ 22,105	1,044,784	特別支援学校の管理運営、スクールバスの運行に要する経費の確定等に伴う補正である。
イ	特別支援学校作業実習費	1,377	10,182	理療科等実習に要する経費の補正である。
(2)	特別支援学校就学奨励費	42,000	450,000	対象児童生徒数の確定等に伴う補正である。
第 7 項	学校教育費	△ 116,294	1,944,439	
第 1 目	高校教育費	△ 17,238	864,072	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 1,797		(1) 報酬 △ 2,997
	諸収入	△ 500		(2) 給料 △ 1,500
	繰入金	△ 1,000		(4) 共済費 △ 1,002
	一般歳入	△ 13,941		(8) 報償費 △ 400
				(9) 旅費 △ 2,327
				(11) 需用費 △ 1,762
				(12) 役務費 △ 50
				(14) 使用料及び賃借料 △ 800
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 6,400
(1)	高校教育指導費	△ 5,600	496,010	外国語教育等に要する経費の補正である。
ア	外国語教育推進事業費	△ 4,800	467,770	外国語指導講師の配置に要する経費の補正である。
イ	高校生留学支援事業費	△ 800	4,000	高校生の留学の支援に要する経費の補正である。
(2)	高校教育民間活力導入推進費	△ 6,000	11,000	特別教諭に要する経費の補正である。
(3)	心の教育推進事業費	△ 997	15,903	スクールカウンセラーの相談業務等に要する経費の補正である。
(4)	高等学校教育充実事業費	△ 2,500	307,300	博士号を持つ人材を県立高等学校へ配置する経費等の補正である。
ア	高校生就職総合支援事業費	△ 1,000	14,800	就職支援コーディネーターの配置に要する経費の補正である。
イ	オーバードクター等活用事業費	△ 1,500	119,500	博士号を持つ人材を配置する経費の補正である。
(5)	発達障害等の生徒支援充実事業費	△ 2,141	33,859	発達障害等のある生徒に対する支援等に要する経費の補正である。
第2目	義務教育費	△ 66,802	509,734	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 20,766		(1) 報酬 △ 54,354
	諸収入	△ 1,162		(4) 共済費 △ 1,125
	繰入金	△ 20,184		(8) 報償費 △ 1,138
	一般歳入	△ 24,690		(9) 旅費 △ 2,837
				(11) 需用費 △ 320
				(12) 役務費 △ 160
				(13) 委託料 △ 2,730
				(14) 使用料及び賃借料 △ 138
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,000

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 心の教育推進事業費	△ 38,699	239,401	スクールカウンセラーの配置に要する経費の補正である。
ア スクールカウンセラー活用事業費	△ 38,699	225,701	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 小・中学校児童生徒就学支援等事業費	△ 4,000	6,000	市町の就学支援事業等の支援に要する経費の補正である。
(3) 小学校低学年支援充実事業費	△ 10,289	106,611	支援員に要する経費の補正である。
(4) 特別支援教育支援充実事業費	△ 7,057	148,743	支援員に要する経費の補正である。
(5) いじめ等対策事業費	△ 6,757	5,243	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 3 目 特別支援教育費	△ 10,890	92,270	
(財源内訳) 繰入金	△ 10,890		(節内訳) (1) 報酬 △ 5,575 (4) 共済費 △ 981 (7) 賃金 △ 3,696 (9) 旅費 △ 638
(1) 特別支援教育推進費	△ 10,890	92,270	特別支援教育に要する経費の補正である。
ア 特別支援学校教育充実事業費	△ 4,535	62,865	教育補助員に要する経費の補正である。
イ 特別支援学校職業自立支援事業費	△ 6,355	25,445	職場開拓員に要する経費の補正である。
第 4 目 体育保健費	△ 16,409	428,049	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 10,852 △ 112 △ 5,445		(節内訳) (1) 報酬 △ 6,878 (4) 共済費 △ 114 (8) 報償費 △ 1,018 (9) 旅費 △ 183 (11) 需用費 △ 283 (12) 役務費 △ 6,020 (13) 委託料 △ 1,275 (14) 使用料及び賃借料 △ 137 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 501
(1) 学校体育振興費	△ 167	53,844	学校体育の振興に要する経費の補正である。
ア 全国総合体育大会等派遣運営費助成	△ 10	31,676	東海中学総合体育大会負担金の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 学校体育推進事業費	△ 157	22,168	体育実技指導者協力者派遣に要する経費の補正である。
(2) 学校保健管理事業費	△ 4,689	158,875	児童生徒数の決定に伴う経費の補正である。
(3) 学校給食管理事業費	△ 9,986	209,916	学校給食管理等に要する経費の補正である。
ア 高等学校等給食管理事業費	△ 9,349	207,853	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 学校食育推進事業費	△ 637	2,063	食育推進協議会等に要する経費の補正である。
(4) 交通安全教育推進事業費	△ 1,404	3,779	交通安全指導者講習会に要する経費の補正である。
(5) 学校地域連携安全・安心推進事業費	△ 163	1,635	スクールヘルスリーダーに要する経費の補正である。
第 5 目 宿泊訓練施設費	△ 4,955	50,314	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 1,300		(4) 共済費 △ 4
一般歳入	△ 3,655		(7) 賃金 △ 1,036
			(8) 報償費 △ 80
			(9) 旅費 △ 5
			(11) 需用費 △ 565
			(12) 役務費 △ 742
			(13) 委託料 △ 2,159
			(14) 使用料及び賃借料 △ 364
(1) 山の村運営費	△ 4,955	50,314	山の村の保守管理費の確定等に伴う補正である。
第 8 項 社会教育費	△ 441,371	884,354	
第 1 目 社会教育費	△ 5,023	61,601	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 344		(8) 報償費 △ 29
一般歳入	△ 4,679		(9) 旅費 △ 752
			(11) 需用費 △ 56
			(12) 役務費 △ 23
			(14) 使用料及び賃借料 △ 231
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 3,932
(1) 社会教育総合推進事業費	△ 5,023	61,601	社会教育推進に要する経費の補正である。
ア 地域の教育力向上推進事業費	△ 4,983	58,641	地域教育力の向上に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 地域の教育力向上推進事業費	△ 186	1,418	地域コーディネーター養成講座等に要する経費の補正である。
(イ) 地域における通学合宿推進事業費	△ 3,800	11,960	通学合宿に要する経費の補正である。
(ウ) 学びの「宝箱」活用推進事業費	△ 23	2,249	事業費の確定に伴う経費の補正である。
(エ) 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業費	△ 974	37,006	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 「読書県しずおか」づくり総合推進事業費	△ 40	2,960	県読書活動推進会議等に要する経費の補正である。
第 2 目 図書館費	△ 4,281	167,857	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 7		(1) 報酬 △ 437
諸収入	△ 611		(4) 共済費 △ 1,172
一般歳入	△ 3,663		(7) 賃金 △ 164
			(9) 旅費 △ 55
			(11) 需用費 △ 1,749
			(12) 役務費 △ 260
			(14) 使用料及び賃借料 △ 444
(1) 県立中央図書館活動充実事業費	△ 4,281	167,857	中央図書館の活動充実に要する経費の補正である。
ア 県立中央図書館運営費	△ 2,911	87,227	図書館の運営に要する経費の補正である。
イ 県立中央図書館資料充実費	△ 1,370	80,630	図書館の資料購入に要する経費の補正である。
第 3 目 青少年対策費	△ 22	18,011	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 22		(11) 需用費 △ 22
(1) 青少年参加体験活動支援事業費	△ 22	18,011	青少年の参加体験活動推進等に要する経費の補正である。
ア 青少年交流スペース「アンダンテ」設置運営事業費	△ 22	6,331	青少年交流スペースの運営に要する経費の補正である。
第 4 目 青少年の家費	△ 1,918	288,068	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 一般歳入	△ 371 55 △ 1,602		(節内訳) (1) 報酬 △ 70 (4) 共済費 △ 55 (7) 賃金 △ 48 (9) 旅費 △ 65 (11) 需用費 △ 1,346 (12) 役務費 △ 42 (14) 使用料及び賃借料 △ 245 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 46 (27) 公課費 △ 1
(1)	青少年の家等指導・運営費	△ 1,918	288,068	青少年の家等の指導・運営に要する経費の補正である。
第5目	文化財保護費	△ 430,127	348,817	
	(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 402 △ 415,454 △ 14,271		(節内訳) (2) 給料 △ 14,447 (3) 職員手当等 △ 8,597 (4) 共済費 △ 2,988 (7) 賃金 △ 461 (8) 報償費 △ 21 (9) 旅費 △ 418 (11) 需用費 △ 7,209 (12) 役務費 △ 1,654 (13) 委託料 △ 358,738 (14) 使用料及び賃借料 △ 6,149 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 29,445
(1)	文化財保存活用費	△ 430,127	348,817	文化財の調査、保存に要する経費の補正である。
ア	文化財調査受託事業費	△ 399,369	172,789	事業費の確定に伴う補正である。
イ	埋蔵文化財センター運営費	△ 1,313	34,205	埋蔵文化財センターの管理運営に要する経費の補正である。
ウ	文化財保存・管理費助成	△ 29,445	123,063	事業費の確定に伴う補正である。
第9項	スポーツ振興費	△ 58,083	686,165	
第1目	スポーツ振興費	△ 58,083	686,165	
	(財源内訳) 国庫支出金 寄附金 諸収入 繰入金 一般歳入	4,260 1,336 △ 3,652 △ 64 △ 59,963		(節内訳) (1) 報酬 △ 135 (9) 旅費 △ 835 (11) 需用費 △ 463 (12) 役務費 △ 30 (13) 委託料 △ 46,862 (14) 使用料及び賃借料 △ 108

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 生涯スポーツ振興費	△ 978	30,470	(18) 備品購入費 △ 1,338 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 8,312 生涯スポーツの振興を図るために要する経費の補正である。
(2) スポーツ施設管理運営費	△ 39,951	406,649	県立のスポーツ施設の管理運営に要する経費の補正である。
(3) 競技スポーツ振興事業費	△ 9,054	232,546	競技スポーツの振興を図るために要する経費の補正である。
(4) 富士水泳場安全対策事業費	△ 8,100	16,500	富士水泳場の安全対策に要する経費の補正である。
第 10 項 私学振興費	488,820	27,713,884	
第 1 目 私学振興費	488,820	27,713,884	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	481,203		(7) 賃金 △ 154
財産収入	28		(9) 旅費 △ 75
繰入金	347,685		(11) 需用費 △ 83
一般歳入	△ 340,096		(12) 役務費 △ 15
			(14) 使用料及び賃借料 △ 9
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 17,334
			(25) 積立金 506,490
(1) 私立学校指導事務費	△ 182	5,660	私立学校の調査、指導等に要する経費の補正である。
(2) 私立学校振興対策費	727,979	27,540,201	私立学校教育の充実、振興を図るために要する経費の補正である。
ア 私立学校経常的経費助成	287,504	21,544,174	
(ア) 私立学校経常費助成	318,426	21,131,926	補助対象園児、児童、生徒数及び授業料減免対象者数等の確定に伴う補正である。
(イ) 私立専修学校運営費助成	△ 29,457	329,926	補助対象生徒数及び学校数の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立各種学校運営費助成	△ 1,488	22,575	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
(エ) 私立特別支援学校教育費助成	23	59,747	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
イ 私立学校事業費助成	440,475	5,996,027	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 私立幼稚園障害児教育費助成	△ 33,712	130,928	補助対象園児数の確定に伴う補正である。
(イ) 私立高等学校等就学支援金等助成	△ 19,546	4,493,238	補助対象生徒数等の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立幼稚園子育て支援事業費助成	△ 3,906	162,994	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 日本私立学校振興・共済事業団助成	△ 8,541	204,975	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 高校生修学支援基金積立金	506,490	506,792	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 506,462 千円)
(カ) 私立学校農業体験（アグリチャレンジ）事業費助成	△ 310	2,690	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 私立学校地震対策緊急整備事業費助成	△ 184,454	115,546	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4) 私立幼稚園緊急環境整備事業費助成	△ 37,523	42,477	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(5) 私立学校災害用備蓄用品整備事業費助成	△ 17,000	10,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第12款 災害対策費	△ 6,275,089	4,322,769	
第1項 土木施設災害復旧費	△ 4,716,673	3,316,327	
第1目 過年災害土木復旧費	△ 932,076	1,129,924	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 593,218		(2) 給料 △ 8,876
県債	△ 305,000		(3) 職員手当等 △ 6,130
一般歳入	△ 33,858		(4) 共済費 △ 3,072
			(9) 旅費 △ 2,605
			(11) 需用費 △ 14,300
			(12) 役務費 △ 9,157
			(13) 委託料 △ 16,637
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,788
			(15) 工事請負費 △ 890,934
			(17) 公有財産購入費 △ 8,031
			(22) 補償、補填及び賠償金 29,454
(1) 過年補助災害土木復旧費	△ 931,076	1,129,924	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 1,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第2目 現年災害土木復旧費	△ 3,721,267	2,068,733	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,298,983		(2) 給料 876
県債	△ 1,423,000		(3) 職員手当等 591
一般歳入	716		(4) 共済費 288
			(9) 旅費 △ 14,446
			(11) 需用費 △ 171,134
			(12) 役務費 △ 83,325
			(13) 委託料 △ 13,186
			(14) 使用料及び賃借料 △ 14,552
			(15) 工事請負費 △ 3,410,595
			(17) 公有財産購入費 △ 13,153
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 2,631
(1) 現年補助災害土木復旧費	△ 3,676,067	2,012,933	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 20,200	800	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 現年単独災害土木復旧費	△ 25,000	55,000	事業費の確定に伴う補正である。
第3目 国直轄事業費負担金	△ 63,330	117,670	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 県債 一般歳入	△ 74,000 10,670		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 63,330
(1) 国直轄過年災害事業費 負担金	97,670	117,670	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
(2) 国直轄現年災害事業費 負担金	△ 161,000	0	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
第 2 項 農林水産施設災害復旧 費	△ 1,541,251	636,749	
第 1 目 過年災害農林水産施設 復旧費	△ 10,766	297,234	
(財源内訳) 国庫支出金 県債 一般歳入	△ 11,015 1,000 △ 751		(節内訳) (2) 給料 △ 217 (3) 職員手当等 △ 146 (4) 共済費 △ 64 (9) 旅費 △ 33 (11) 需用費 △ 55 (15) 工事請負費 2,295 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 12,546
(1) 過年災害漁港施設復旧 費	2,295	40,295	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 過年災害農地等復旧費 助成	△ 10,810	238,190	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 団体営過年災害林道復 旧費	△ 2,251	18,749	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害農林水産施設 復旧費	△ 1,530,485	339,515	
(財源内訳) 国庫支出金 分担金及び負担金 県債 一般歳入	△ 1,137,561 △ 5,198 △ 353,000 △ 34,726		(節内訳) (2) 給料 152 (3) 職員手当等 100 (4) 共済費 45 (7) 賃金 △ 300 (9) 旅費 △ 8,779 (11) 需用費 △ 72,986 (12) 役務費 △ 1,270 (14) 使用料及び賃借料 △ 770 (15) 工事請負費 △ 923,219 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 519,734 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 3,724

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 現年災害漁港施設復旧費	△ 53,144	138,856	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 現年災害農地等復旧費	△ 343,801	29,199	
ア 県営現年災害農地等復旧費	△ 37,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ 現年災害農地等復旧費助成	△ 306,801	29,199	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 現年災害治山施設復旧費	△ 888,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(4) 現年災害林道復旧費	△ 247,000	170,000	
ア 現年災害林道復旧費	△ 2,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ 団体営現年災害林道復旧費	△ 245,000	170,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 指導監督事務費	1,460	1,460	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 3 項 教育施設災害復旧費	△ 18,044	217,956	
第 1 目 過年災害教育施設復旧費	△ 18,044	217,956	
(財源内訳) 県債	△ 19,000		(節内訳) (15) 工事請負費 △ 18,044
一般歳入	956		
(1) 単独過年災県立学校等災害復旧費	△ 18,044	217,956	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 災害対策諸費	879	151,737	
第 1 目 災害対策本部費	△ 6,923	111,992	
(財源内訳) 一般歳入	△ 6,923		(節内訳) (1) 報酬 △ 118 (11) 需用費 △ 705 (12) 役務費 △ 269 (13) 委託料 △ 5,500 (14) 使用料及び賃借料 △ 331
(1) 災害対策本部等体制強化事業費	△ 6,923	111,992	事業費の決定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第2目	災害救助費	7,802	39,395	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	1,250		(19) 負担金、補助及び交付金 10,817
	分担金及び負担金	4,541		(25) 積立金 △ 3,015
	財産収入	△ 3,015		
	一般歳入	5,026		
(1)	災害救助対策費	△ 3,015	28,578	
ア	災害救助基金積立金	△ 3,015	4,706	基金運用益の確定に伴う補正である。
(2)	災害弔慰金等支給事業費助成	1,875	1,875	事業費の決定に伴う補正である。
(3)	東日本大震災関連災害救助費負担金	8,942	8,942	東日本大震災により被災した県に対し、県内市町が実施した災害救助に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 3 款 公債費	484,981	177,631,981	
第 1 項 公債費	484,981	177,631,981	
第 1 目 元金	1,751,572	138,774,572	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	1,306,620		(28) 繰出金 1,751,572
繰入金	△ 27,358,000		
一般歳入	27,802,952		
(1) 公債費 (元金)	1,751,572	138,774,572	
第 2 目 利子	△ 1,257,466	37,572,534	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 37,557		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 21,500
一般歳入	△ 1,219,909		(28) 繰出金 △ 1,235,966
(1) 公債費 (利子)	△ 1,257,466	37,572,534	公債管理特別会計への繰出金等の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 9,125	1,284,875	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 78		(9) 旅費 △ 410
一般歳入	△ 9,047		(11) 需用費 △ 151
			(12) 役務費 △ 4,468
			(13) 委託料 2,249
			(14) 使用料及び賃借料 △ 87
			(18) 備品購入費 151
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 50
			(28) 繰出金 △ 6,359
(1) 公債諸費	△ 9,125	1,284,875	公債管理特別会計への繰出金等の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 4 款 諸支出金	8,178,000	112,656,000	
第 1 項 公営企業費	△ 38,000	84,000	
第 1 目 水道事業費	△ 38,000	84,000	(節内訳)
(財源内訳) 県債	△ 38,000		(24) 投資及び出資金 △ 38,000
(1) 水道事業出資金	△ 38,000	84,000	水道用水供給事業を行う水道事業会計への出資金の補正である。
第 2 項 地方消費税清算金	1,865,000	45,130,000	
第 1 目 地方消費税清算金	1,865,000	45,130,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	1,865,000		(23) 償還金、利子及び割引料 1,865,000
(1) 地方消費税清算金	1,865,000	45,130,000	地方消費税について、都道府県間で清算する経費の補正である。
第 3 項 利子割交付金	81,000	1,351,000	
第 1 目 利子割交付金	81,000	1,351,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	81,000		(19) 負担金、補助及び交付金 81,000
(1) 利子割交付金	81,000	1,351,000	県民税利子割収入額から、法人に係る還付額等を調整し、事務費 1%を控除した額の 3/5 を市町に交付する経費の補正である。
第 4 項 配当割交付金	875,000	2,003,000	
第 1 目 配当割交付金	875,000	2,003,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	875,000		(19) 負担金、補助及び交付金 875,000
(1) 配当割交付金	875,000	2,003,000	県民税配当割収入額から、事務費 1%を控除した額の 3/5 を市町に交付する経費の補正である。
第 5 項 株式等譲渡所得割交付金	3,757,000	4,054,000	
第 1 目 株式等譲渡所得割交付金	3,757,000	4,054,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入	3,757,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 3,757,000
(1) 株式等譲渡所得割交付金	3,757,000	4,054,000	県民税株式等譲渡所得割収入額から、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 6 項 地方消費税交付金	1,861,000	39,095,000	
第 1 目 地方消費税交付金	1,861,000	39,095,000	
(財源内訳) 一般歳入	1,861,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 1,861,000
(1) 地方消費税交付金	1,861,000	39,095,000	地方消費税収入額を都道府県間で清算した額の1/2を市町に交付する経費の補正である。
第 7 項 ゴルフ場利用税交付金	32,000	1,948,000	
第 1 目 ゴルフ場利用税交付金	32,000	1,948,000	
(財源内訳) 一般歳入	32,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 32,000
(1) ゴルフ場利用税交付金	32,000	1,948,000	ゴルフ場利用税収入額の7/10を当該ゴルフ場所在市町に交付する経費の補正である。
第 8 項 自動車取得税交付金	△ 392,000	5,061,000	
第 1 目 自動車取得税交付金	△ 392,000	5,061,000	
(財源内訳) 一般歳入	△ 392,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 392,000
(1) 自動車取得税交付金	△ 392,000	5,061,000	自動車取得税収入額の66.5%を市町に交付する経費及び28.5%を県と指定市で国道、県道の延長、面積により按分し交付する経費の補正である。
第 9 項 軽油引取税交付金	275,000	10,536,000	
第 1 目 軽油引取税交付金	275,000	10,535,000	
(財源内訳) 一般歳入	275,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 275,000
(1) 軽油引取税交付金	275,000	10,535,000	軽油引取税収入額の9/10を県と指定市で国道、県道の面積により按分し交付する額の補正である。
第 10 項 利子割精算金	△ 3,000	29,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 利子割精算金 (財源内訳) 諸収入 一般歳入 (1) 利子割精算金	△ 3,000 △ 12,000 △ 3,000	29,000 29,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 3,000 県民税利子割のうち法人分について、本店所在都道府県との間で行う精算に要する経費の補正である。
第 1 1 項 県税還付金	△ 135,000	3,365,000	
第 1 目 県税還付金 (財源内訳) 一般歳入 (1) 県税還付金	△ 135,000 △ 135,000 △ 135,000	3,365,000 3,365,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 135,000 県税の過誤納に係る還付金の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 5 款 予備費	0	300,000	
第 1 項 予備費	0	300,000	

2 繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

所属部	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
交通基盤部	8 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう 新設改良費	860,000	16,427,000	社会資本整備総合交付金事業（道路）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	河川改良費	747,000	9,689,000	社会資本整備総合交付金事業（河川）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	砂防費	608,000	3,949,000	社会資本整備総合交付金事業（砂防）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	農林地すべり 対策費	86,000	273,000	治山地すべり防止事業等において、用地交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
交通基盤部	8 交通基盤費 5 港湾費	港湾建設費	12,000	2,141,000	社会資本整備総合交付金事業（港湾）等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 5 港湾費	漁港整備費	36,000	1,151,000	県営漁港整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 8 農地費	農地費	2,355,000	6,441,000	農業地域生産力強化整備事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 9 森林費	森林費	119,000	3,512,000	造林事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
交通基盤部	12 災害対策費 1 土木施設災害復旧費	現年災害土木復旧費	24,000	1,536,000	現年災害土木復旧事業において、用地交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追加

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
経営管理部	2 経営管理費 1 経営管理費	管財費	52,000	県庁舎等施設改修事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
企画広報部	3 企画広報費 1 企画広報費	政策企画費	262,000	新エネルギー導入促進事業費助成等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
くらし・環境部	4 くらし・環境費 3 建築住宅費	建築安全推進費	20,000	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
文化・観光部	5 文化・観光費 1 交流企画費	交通政策費	19,000	鉄道駅ユニバーサルデザイン施設整備事業費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	5 文化・観光費 3 観光・空港振興費	観光費	137,000	観光施設整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
健康福祉部	6 健康福祉費 2 福祉長寿費	長寿社会費	1,060,000	介護保険関連施設整備事業費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 3 こども未来費	こども未来費	327,000	緊急子育て支援事業費助成等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 5 医療健康費	県立病院費	906,000	静岡県立病院機構貸付金において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内の貸付が困難と予測されるため。
経済産業部	7 経済産業費 2 経済産業振興費	研究振興費	45,000	試験研究機関耐震化対策事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 4 農林業費	農業費	77,000	国の補正予算に係る次世代施設園芸導入支援事業費助成において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 4 農林業費	林業費	1,165,000	森林整備加速化・林業再生事業（林業振興）等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 5 水産業費	水産業費	123,000	沿岸漁場整備開発事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	8 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう 維持管理費	698,000	道路等維持修繕費等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
交通基盤部	8 交通基盤費 4 河川砂防費	河川砂防管理費	50,000	河川維持管理費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	海岸費	2,193,000	津波対策施設等整備事業(海岸)等において、用地交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 5 港湾費	港湾管理費	411,000	緊急港湾調査事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 6 空港費	空港推進費	46,000	隣接地域振興事業費助成において、用地交渉に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 7 都市費	市街地整備費	1,938,000	社会資本整備総合交付金事業(街路)等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 7 都市費	生活排水費	49,000	農山漁村地域整備交付金事業(農業集落排水)等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 7 都市費	公園緑地費	1,630,000	草薙総合運動場リニューアル事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
危機管理部	9 危機管理費 1 危機管理費	危機管理費	1,676,000	地震対策調査費等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会	11 教育費 1 教育委員会費	教育管理費	1,114,000	県立学校等施設整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
文化・観光部	11 教育費 5 大学費	大学費	380,000	静岡県立大学新看護学部棟施設整備等事業費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会	11 教育費 8 社会教育費	文化財保護費	1,000	文化財保存管理費助成事業において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	12 災害対策費 1 土木施設災害復旧費	過年災害土木復旧費	433,000	過年災害土木復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	12 災害対策費 2 農林水産施設災害復旧費	現年災害農林水産施設復旧費	216,000	団体営現年災害林道復旧事業等において、補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経営管理部	14 諸支出金 1 公営企業費	水道事業費	18,000	遠州水道建設改良事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内の出資が困難と予測されるため。

3 債務負担行為

1 変更

(1) 平成25年度において債務負担行為を行うもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	賃貸借予定額	平成25年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
出納局 会計指導課	5 財務会計システム機 器等賃貸借契約	変更前	314,900	12,300	302,600	25～31年度
		変更後	323,600	12,300	311,300	25～31年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	平成25年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
くらし・環境部 県民生活局	9 静岡県男女共同参画 センターの管理運営に 係る協定	変更前	445,000	89,000	356,000	25～29年度
		変更後	455,172	89,000	366,172	25～29年度
教育委員会 社会教育課	55 静岡県立三ヶ日青年 の家の管理運営に係る 協定	変更前	306,000	0	306,000	25～28年度
		変更後	314,745	0	314,745	25～28年度

(2) 平成24年度以前において債務負担行為を行ったもの

所管部局	事項	区分	委託予定額	平成23年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
企画広報部 情報統計局	5 「統計センターしず おか」ホームページの システム再構築及び運 用業務委託契約	変更前	20,000	2,700	17,300	23～28年度
		変更後	20,200	2,700	17,500	23～28年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	平成23年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
くらし・環境部 環境局	56 静岡県立森林公園森の家施設等の管理運営に係る協定 (静岡県立森林公園森の家施設ほか2件)	変更前	485,000	0	485,000	23～28年度
		変更後	493,400	0	493,400	23～28年度
	静岡県立森林公園森の家施設に係る協定	変更前	60,000	0	60,000	23～28年度
		変更後	61,029	0	61,029	23～28年度
	静岡県立森林公園施設に係る協定	変更前	277,500	0	277,500	23～28年度
		変更後	282,342	0	282,342	23～28年度
	静岡県立県民の森施設に係る協定	変更前	147,500	0	147,500	23～28年度
		変更後	150,029	0	150,029	23～28年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	平成24年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
文化・観光部 交流企画局	56 コンベンションぬまづの管理運営に係る協定	変更前	482,000	0	482,000	24～30年度
		変更後	496,000	0	496,000	24～30年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	平成23年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
文化・観光部 文化学術局	59 静岡県舞台芸術公園の管理運営に係る協定	変更前	260,000	0	260,000	23～28年度
		変更後	264,455	0	264,455	23～28年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	平成23年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
健康福祉部 医療健康局	60 静岡県総合健康センターの管理運営に係る協定	変更前	238,969	0	238,969	23～26年度
		変更後	239,023	0	239,023	23～26年度
経済産業部 就業支援局	61 静岡県労政会館の管理運営に係る協定	変更前	81,000	0	81,000	23～26年度
		変更後	81,651	0	81,651	23～26年度
経済産業部 農林業局	62 静岡県家畜共同育成場の管理運営に係る協定	変更前	185,095	0	185,095	23～28年度
		変更後	187,948	0	187,948	23～28年度
経済産業部 商工業局	63 静岡県産業経済会館の管理運営に係る協定	変更前	55,267	0	55,267	23～28年度
		変更後	56,214	0	56,214	23～28年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	平成22年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
交通基盤部 都市局	41 都市公園の管理運営に係る協定 (静岡県富士山こどもの国ほか1件)	変更前	2,900,000	580,000	2,320,000	22～26年度
		変更後	2,908,000	580,000	2,328,000	22～26年度
	静岡県富士山こどもの国の管理運営に係る協定	変更前	1,400,000	280,000	1,120,000	22～26年度
		変更後	1,408,000	280,000	1,128,000	22～26年度

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	平成22年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
交通基盤部 都市局	浜名湖ガーデンパーク の管理運営に係る協定	変更前	1,500,000	300,000	1,200,000	22～26年度
		変更後	1,500,000	300,000	1,200,000	22～26年度
	62 都市公園の管理運営 に係る協定 (遠州灘海浜公園ほか3 件)	変更前	4,247,000	0	4,247,000	22～27年度
		変更後	4,295,521	0	4,295,521	22～27年度
	遠州灘海浜公園の管理 運営に係る協定	変更前	423,000	0	423,000	22～27年度
		変更後	427,815	0	427,815	22～27年度
	愛鷹広域公園の管理運 営に係る協定	変更前	589,000	0	589,000	22～27年度
		変更後	595,732	0	595,732	22～27年度
	小笠山総合運動公園の 管理運営に係る協定	変更前	2,970,000	0	2,970,000	22～27年度
		変更後	3,003,944	0	3,003,944	22～27年度
	吉田公園の管理運営に 係る協定	変更前	265,000	0	265,000	22～27年度
		変更後	268,030	0	268,030	22～27年度

2 追加

所 管 部 局	事 項	期 間	摘 要
経 済 産 業 部 商 工 業 局	62 ファルマバレープロジェクト拠点施設整備設計委託契約	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	債務負担行為限度額 109,000 千円 委託予定額 109,000 千円 平成 25 年度計上予算額 0 千円
交 通 基 盤 部 森 林 局	63 治山事業工事契約 (綱山復旧治山工事ほか 9 件)	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	債務負担行為限度額 498,000 千円 工事予定額 498,000 千円 平成25年度計上予算額 0 千円
	綱山復旧治山工事	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	債務負担行為限度額 90,000 千円 工事予定額 90,000 千円 平成25年度計上予算額 0 千円
	内野復旧治山工事	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	債務負担行為限度額 40,000 千円 工事予定額 40,000 千円 平成25年度計上予算額 0 千円
	平戸復旧治山工事	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	債務負担行為限度額 21,000 千円 工事予定額 21,000 千円 平成25年度計上予算額 0 千円
	森復旧治山工事	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	債務負担行為限度額 58,500 千円 工事予定額 58,500 千円 平成25年度計上予算額 0 千円
	向井大沢復旧治山工事	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	債務負担行為限度額 32,500 千円 工事予定額 32,500 千円 平成25年度計上予算額 0 千円
	大尾沢復旧治山工事	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	債務負担行為限度額 99,000 千円 工事予定額 99,000 千円 平成25年度計上予算額 0 千円
	大沢復旧治山工事	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	債務負担行為限度額 35,000 千円 工事予定額 35,000 千円 平成25年度計上予算額 0 千円

所 管 部 局	事 項	期 間	摘 要
交 通 基 盤 部 森 林 局	センジキ沢復旧治山工 事	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	債務負担行為限度額 30,500 千円 工事予定額 30,500 千円 平成25年度計上予算額 0 千円
	キイナマ復旧治山工事	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	債務負担行為限度額 62,500 千円 工事予定額 62,500 千円 平成25年度計上予算額 0 千円
	塩沢復旧治山工事	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	債務負担行為限度額 29,000 千円 工事予定額 29,000 千円 平成25年度計上予算額 0 千円

4 県 債

公共事業等費等の補正に伴い、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
公 共 事 業 等 費 計	32,282,000	32,264,000	18,000	
観 光 施 設 整 備 事 業 費	4,000	5,000	△ 1,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
沿 岸 漁 場 整 備 費	54,000	64,000	△ 10,000	〃
道 路 事 業 費	224,000	270,000	△ 46,000	〃
臨 時 県 道 整 備 事 業 費	7,500,000	7,858,000	△ 358,000	〃
河 川 事 業 費	4,412,000	4,371,000	41,000	〃
海 岸 保 全 事 業 費	474,000	546,000	△ 72,000	〃
砂 防 事 業 費	1,659,000	2,427,000	△ 768,000	〃
港 湾 事 業 費	1,364,000	1,296,000	68,000	〃
漁 港 整 備 費	477,000	508,000	△ 31,000	〃
漁 港 海 岸 保 全 費	46,000	80,000	△ 34,000	〃
都 市 公 園 整 備 費	1,125,000	856,000	269,000	〃
土 地 改 良 事 業 費	1,166,000	2,003,000	△ 837,000	〃
耕 地 災 害 防 止 施 設 費	1,029,000	109,000	920,000	〃
公 有 林 整 備 費	7,000	0	7,000	〃
林 道 事 業 費	485,000	330,000	155,000	〃
治 山 事 業 費	1,347,000	1,310,000	37,000	〃
警 察 施 設 整 備 費	348,000	380,000	△ 32,000	〃
高 等 学 校 施 設 整 備 費	24,000	129,000	△ 105,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
国直轄道路事業費	4,277,000	4,836,000	△ 559,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
国直轄河川事業費	1,973,000	1,369,000	604,000	〃
国直轄海岸保全事業費	1,068,000	550,000	518,000	〃
国直轄砂防事業費	1,709,000	998,000	711,000	〃
国直轄港湾事業費	839,000	1,036,000	△ 197,000	〃
国直轄土地改良事業費	420,000	644,000	△ 224,000	〃
国直轄治山事業費	251,000	289,000	△ 38,000	〃
災害復旧事業費計	1,476,000	3,649,000	△ 2,173,000	
過年災害復旧費（補助）	382,000	686,000	△ 304,000	
過年災害土木復旧費	369,000	674,000	△ 305,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
過年災害農林水産施設復旧費	13,000	12,000	1,000	〃
現年災害復旧費（補助）	717,000	2,468,000	△ 1,751,000	
現年災害土木復旧費	671,000	2,069,000	△ 1,398,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害農林水産施設復旧費	46,000	399,000	△ 353,000	〃
過年災害復旧費（単独）	217,000	236,000	△ 19,000	
過年災害教育施設復旧費	217,000	236,000	△ 19,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害復旧費（単独）	55,000	80,000	△ 25,000	
現年災害土木復旧費	55,000	80,000	△ 25,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
国直轄災害復旧費	105,000	179,000	△ 74,000	〃
全国防災事業費計	892,000	1,489,000	△ 597,000	
河川事業費	524,000	500,000	24,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
海岸保全事業費	80,000	220,000	△ 140,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
公有林整備費	0	124,000	△ 124,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
治山事業費	101,000	107,000	△ 6,000	〃
国直轄河川事業費	0	284,000	△ 284,000	〃
国直轄海岸保全事業費	0	47,000	△ 47,000	〃
国直轄港湾事業費	184,000	204,000	△ 20,000	〃
その他計上事業債	3,000	3,000	0	
教育・福祉施設等整備事業費計	1,429,000	1,457,000	△ 28,000	
老人福祉施設整備事業費	1,429,000	1,430,000	△ 1,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
障害者施設整備事業費	0	27,000	△ 27,000	〃
一般単独事業費計	19,725,000	11,091,000	8,634,000	
地震防災事業費	430,000	366,000	64,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
出先機関庁舎等整備費	36,000	61,000	△ 25,000	〃
観光施設整備事業費	45,000	0	45,000	〃
文化学術施設整備事業費	219,000	0	219,000	〃
環境衛生科学研究所整備費	0	79,000	△ 79,000	〃
社会福社会館整備事業費	18,000	74,000	△ 56,000	〃
農林技術研究所整備費	33,000	11,000	22,000	〃
水産技術研究所調査船整備費	0	14,000	△ 14,000	〃
労政会館施設整備費	0	12,000	△ 12,000	〃
職業能力開発施設整備事業費	0	7,000	△ 7,000	〃
臨時県道整備事業費	7,654,000	2,991,000	4,663,000	〃
海岸保全事業費	60,000	0	60,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
自然災害防止事業費	1,538,000	1,469,000	69,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
港湾事業費	10,000	0	10,000	〃
漁港整備費	15,000	0	15,000	〃
都市公園整備費	425,000	0	425,000	〃
林道事業費	14,000	0	14,000	〃
臨時林道整備事業費	68,000	164,000	△ 96,000	〃
治山事業費	337,000	149,000	188,000	〃
臨時河川整備事業費	1,742,000	0	1,742,000	〃
地震対策事業費	4,572,000	4,069,000	503,000	〃
警察施設整備費	0	260,000	△ 260,000	〃
臨時高等学校施設整備費	272,000	161,000	111,000	〃
特別支援学校施設整備費	247,000	0	247,000	〃
国直轄道路事業費	1,403,000	633,000	770,000	〃
自然学習センター整備事業費	16,000	0	16,000	〃
その他計上事業債	571,000	571,000	0	
公営企業債	2,406,000	2,541,000	△ 135,000	
水道事業会計出資金	84,000	122,000	△ 38,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
大井川広域水道企業団出資金	104,000	106,000	△ 2,000	〃
地方独立行政法人 静岡県立病院機構事業費	2,218,000	2,313,000	△ 95,000	〃
その他計上事業債	6,069,000	6,067,000	2,000	
公有林整備費	49,000	47,000	2,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
その他計上事業債	6,020,000	6,020,000	0	

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
臨 時 財 政 対 策	128,431,000	136,000,000	△ 7,569,000	
臨 時 財 政 対 策	128,431,000	136,000,000	△ 7,569,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
一 般 会 計 合 計	192,710,000	194,558,000	△ 1,848,000	

特 別 会 計	138,634,100	140,141,252	△ 1,507,152	
企 業 会 計	2,689,000	2,818,000	△ 129,000	
再 計	334,033,100	337,517,252	△ 3,484,152	

第 2 特別会計 2 月補正予算

第 7 7 号議案

1 公債管理特別会計

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 公債費	714,969	384,024,969	
第 1 項 公債費	714,969	384,024,969	
第 1 目 元金	1,750,863	337,428,863	
(財源内訳) 繰入金	1,750,863		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 32,040 (25) 積立金 1,718,823
(1) 公債費 (元金)	1,750,863	337,428,863	
ア 公債費 (元金) 特別会計	32,040	244,959,510	県債の元金相当額の補正である。
イ 公債費 (元金) 特別会計 (積立金)	1,718,823	92,469,353	県債元金相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
第 2 目 利子	△ 1,029,544	46,090,456	
(財源内訳) 財産収入 繰入金	103,211 △ 1,132,755		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 1,132,755 (25) 積立金 103,211
(1) 公債費 (利子)	△ 1,029,544	46,090,456	
ア 公債費 (利子) 特別会計	△ 1,132,755	41,827,245	県債の利子等の補正である。
イ 公債費 (利子) 特別会計 (積立金)	103,211	4,263,211	県債管理基金に積み立てる県債利子相当額の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 6,350	505,650	
(財源内訳) 繰入金 諸収入	△ 6,359 9		(節内訳) (12) 役務費 △ 6,406 (22) 補償、補填及び賠償金 47 (27) 公課費 9
(1) 公債諸費 (特別会計)	△ 6,350	505,650	県債の支払手数料等の補正である。

第78号議案

2 自動車税等証紙徴収事務特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 繰出金	△ 464,000	5,111,000	
第 1 項 一般会計繰出金	△ 464,000	5,111,000	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 464,000	5,111,000	
(財源内訳)			(節内訳)
証紙収入	△ 464,000		(28) 繰出金 △ 464,000
(1) 自動車税等証紙徴収事業費	△ 464,000	5,111,000	自動車税及び自動車取得税のうち、証紙徴収したものを一般会計歳入へ振替支出する経費の補正である。

第79号議案

3 市町振興助成事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 市町振興助成事業費	△ 764	2,769,236	
第 1 項 市町振興事業貸付金	△ 282,000	118,000	
第 1 目 貸付金	△ 282,000	118,000	
(財源内訳) 諸収入	△ 282,000		(節内訳) (21) 貸付金 △ 282,000
(1) 市町振興助成事業貸付金	△ 282,000	118,000	貸付金の事業計画の決定に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 71	1,336	
第 1 目 諸費	△ 71	1,336	
(財源内訳) 諸収入	△ 71		(節内訳) (9) 旅費 △ 71
(1) 市町振興助成事業事務費	△ 71	1,336	貸付金に係る調査等に要する経費の補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	281,307	2,649,900	
第 1 目 一般会計繰出金	281,307	2,649,900	
(財源内訳) 諸収入	281,307		(節内訳) (28) 繰出金 281,307
(1) 一般会計繰出金	281,307	2,649,900	貸付金の事業計画の決定に伴う補正である。

第80号議案

4 県営住宅事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 県営住宅事業費	△ 670,565	8,314,545	
第 1 項 県営住宅管理費	△ 78,778	3,015,924	
第 1 目 管理総務費	△ 29,255	169,347	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 29,255		(節内訳) (2) 給料 △ 12,881 (3) 職員手当等 △ 11,444 (4) 共済費 △ 4,930
(1) 職員給与費	△ 29,255	169,347	県営住宅事業特別会計職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 12,881 一般職給 △ 12,881 ・職員手当等 △ 11,444 扶養手当 △ 352 地域手当 △ 422 住居手当 △ 1,400 通勤手当 △ 1,714 管理職手当 △ 43 時間外勤務手当 37 期末手当 △ 4,161 勤勉手当 △ 2,767 児童手当 △ 622 ・共済費 △ 4,930 地方職員共済組合等負担金△ 4,930
第 2 目 県営住宅管理費	△ 49,523	2,846,577	
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金 繰入金 諸収入	231,698 △ 29,265 △ 226,606 △ 25,350		(節内訳) (13) 委託料 △ 22,952 (14) 使用料及び賃借料 △ 29,669 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 5,000 (22) 補償、補填及び賠償金 11,684 (27) 公課費 △ 3,586
(1) 県営住宅管理費	△ 49,523	1,379,877	県営住宅の管理に要する経費の補正である。
(2) 県営住宅修繕等事業費	0	1,466,700	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 県営住宅整備費	△ 666,589	5,112,411	
第 1 目 県営住宅整備費	△ 666,589	5,112,411	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 222,661		(節内訳) (2) 給料 △ 570

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
国庫支出金 繰入金 県債 (1) 県営住宅総合再生整備 事業費	△ 108,263 △ 3,665 △ 332,000 △ 666,589	 5,112,411	(3) 職員手当等 141 (4) 共済費 429 (13) 委託料 △ 158,038 (15) 工事請負費 △ 391,241 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 7,330 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 109,980 事業費の確定及び国庫支出金の決定に伴う補正 である。
第 3 項 積立金	74,802	186,210	
第 1 目 積立金 (財源内訳) 財産収入 繰越金 (1) 県営住宅管理基金積立 金	 △ 23,650 98,452 74,802	 186,210 186,210	(節内訳) (25) 積立金 74,802 繰越金の確定等による積立金の補正である。
第 2 款 公債費	△ 24,435	3,599,455	
第 1 項 公債費	△ 24,435	3,599,455	
第 1 目 元金 (財源内訳) 使用料及び手数料 (1) 公債費 (元金)	 166 166	 3,209,166 3,209,166	(節内訳) (25) 積立金 166 県債の元金償還額の確定に伴う補正である。
第 2 目 利子 (財源内訳) 使用料及び手数料 繰入金 (1) 公債費 (利子)	△ 21,000 △ 13,339 △ 7,661 △ 21,000	 384,000 384,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 21,000 県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費 の補正である。
第 3 目 公債諸費 (財源内訳) 使用料及び手数料 (1) 公債費 (諸費)	△ 3,601 △ 3,601 △ 3,601	 6,289 6,289	(節内訳) (12) 役務費 △ 3,601 県債の発行額の確定に伴う発行手数料に要する 経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 款 予備費	0	70,000	
第 1 項 予備費	0	70,000	

繰越明許費

1 追加

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 県営住宅事業費 1 県営住宅管理費	県営住宅管理費	12,000	県営住宅管理費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 県営住宅事業費 2 県営住宅整備費	県営住宅整備費	54,000	県営住宅総合再生整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

平成 25 年度 県債の補正について

公営住宅建設事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
公営住宅建設事業債	公営住宅建設費	2,304,000	2,636,000	△ 332,000

第81号議案

5 心身障害者扶養共済事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 扶養共済事業費	△ 8,577	659,273	
第 1 項 扶養年金費	△ 8,573	654,863	
第 1 目 扶養年金費	△ 8,573	654,863	(節内訳)
(財源内訳)			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 9,529
繰入金	1,355		(23) 償還金、利子及び割引料 956
諸収入	△ 9,928		
(1) 心身障害者扶養年金費	△ 8,573	654,863	
ア 心身障害者扶養年金費	△ 3,039	301,463	加入者数の変動に伴う補正である。
イ 心身障害者扶養年金費 (年金費)	△ 5,534	353,400	受給者数の変動に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 4	4,410	
第 1 目 諸費	△ 4	4,410	(節内訳)
(財源内訳)			(9) 旅費 △ 4
国庫支出金	△ 200		
繰入金	△ 1,093		
繰越金	1,282		
諸収入	7		
(1) 心身障害者扶養共済取 扱事務費	△ 4	4,410	事業費の決定等に伴う補正である。
第 2 款 予備費	0	150	
第 1 項 予備費	0	150	

第82号議案

6 就農支援資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 就農支援資金費	△ 6,029	402,378	
第 1 項 就農支援資金貸付金	△ 1,000	369,000	
第 1 目 貸付金	△ 1,000	369,000	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 793		(21) 貸付金 △ 1,000
繰越金	26,149		
諸収入	△ 21,204		
県債	△ 5,152		
(1) 就農支援資金貸付金	△ 1,000	369,000	諸収入等の確定に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 5,029	33,378	
第 1 目 諸費	△ 5,029	33,378	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 110		(9) 旅費 △ 13
繰越金	△ 4,816		(11) 需用費 △ 27
諸収入	△ 103		(13) 委託料 △ 89
			(23) 償還金、利子及び割引料 △ 4,900
(1) 農業改良資金制度運営費	△ 98	706	制度運営費の確定に伴う補正である。
(2) 就農支援資金制度運営費	△ 31	179	制度運営費の確定に伴う補正である。
(3) 農業改良資金補助金返還金	△ 4,900	32,493	諸収入の確定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	0	27,807	
第 1 項 公債費	0	27,807	
第 3 款 予備費	26,029	59,815	
第 1 項 予備費	26,029	59,815	
第 1 目 予備費	26,029	59,815	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	26,029		(30) 予備費 26,029
(1) 農業改良資金予備費	3,826	37,612	諸収入の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 就農支援資金予備費	22,203	22,203	諸収入の確定に伴う補正である。

平成 25 年度 県債の補正について

国の予算等貸付金債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位 : 千円)

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
国の予算等貸付金債	就農支援資金貸付金	150,100	155,252	△ 5,152

第83号議案

7 林業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 林業改善資金費	△ 101,366	114,618	
第 1 項 林業改善資金貸付金	0	40,000	
第 1 目 貸付金	0	40,000	
(財源内訳)			
繰越金	8,150		
諸収入	△ 8,150		
(1) 林業・木材産業改善資金貸付金	0	40,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 67,500	32,500	
第 1 目 貸付金	△ 67,500	32,500	
(財源内訳)			
繰越金	△ 33,750		(節内訳)
諸収入	△ 33,750		(21) 貸付金 △ 67,500
(1) 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 67,500	32,500	貸付金額の確定に伴う補正である。
第 3 項 諸費	△ 84	17,568	
第 1 目 諸費	△ 84	17,568	
(財源内訳)			
繰越金	△ 84		(節内訳)
諸収入			(9) 旅費 △ 12
諸収入			(13) 委託料 △ 72
(1) 林業・木材産業改善資金制度運営費	△ 84	897	制度運営費の確定に伴う補正である。
第 4 項 木材産業等高度化資金借入金償還金	△ 33,782	16,250	
第 1 目 元金	△ 33,750	16,250	
(財源内訳)			
諸収入	△ 33,750		(節内訳)
諸収入	△ 33,750		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 33,750
(1) 木材産業等高度化推進資金借入金償還金(元金)	△ 33,750	16,250	貸付金額の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 利子	△ 32	0	
(財源内訳) 繰越金	△ 32		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 32
(1) 木材産業等高度化推進 資金借入金償還金 (利 子)	△ 32	0	借入利率の確定に伴う補正である。
第 5 項 一般会計繰出金	0	8,300	
第 2 款 予備費	31,862	225,878	
第 1 項 予備費	31,862	225,878	
第 1 目 予備費	31,862	225,878	
(財源内訳) 繰越金	66,428		(節内訳) (30) 予備費 31,862
諸収入	△ 34,566		
(1) 林業・木材産業改善資 金予備費	31,804	175,715	繰越金等の確定に伴う補正である。
(2) 木材産業等高度化推進 資金予備費	58	50,163	諸収入の確定に伴う補正である。

第84号議案

8 沿岸漁業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 沿岸漁業改善資金費	47,264	126,000	
第 1 項 沿岸漁業改善資金貸付金	46,799	111,799	
第 1 目 貸付金	46,799	111,799	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	49,587		(21) 貸付金
諸収入	△ 2,788		46,799
(1) 沿岸漁業改善資金貸付金	46,799	111,799	貸付に要する経費の補正である。
第 2 項 諸費	465	10,001	
第 1 目 諸費	465	10,001	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	465		(11) 需用費
			(12) 役務費
(1) 沿岸漁業改善資金制度運営費	465	1,601	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	0	4,200	
第 2 款 予備費	△ 26,623	68,641	
第 1 項 予備費	△ 26,623	68,641	
第 1 目 予備費	△ 26,623	68,641	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 26,540		(30) 予備費
諸収入	△ 83		△ 26,623
(1) 沿岸漁業改善資金予備費	△ 26,623	68,641	繰越金等の確定に伴う補正である。

第85号議案

9 中小企業振興資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 中小企業振興資金費	△ 590,141	1,503,645	
第 1 項 中小企業振興資金貸付金	△ 525,000	578,141	
第 1 目 貸付金	△ 525,000	578,141	
(財源内訳) 繰越金	△ 256,122		(節内訳) (21) 貸付金 △ 525,000
諸収入	△ 268,878		
(1) 設備資金貸付事業費貸付金	△ 400,000	500,000	貸付金の確定に伴う補正である。
(2) 設備貸与事業費貸付金	△ 125,000	75,000	貸付金の確定に伴う補正である。
第 2 項 諸費	2,196	42,489	
第 1 目 諸費	2,196	42,489	
(財源内訳) 繰越金	2,219		
諸収入	△ 23		
(1) 振興資金貸付事務費	2,196	42,489	設備資金及び高度化資金の貸付事務及び債権管理事務等に要する経費の補正である。
ア 高度化資金貸付事務費	0	15,148	財源更正に伴う補正である。
イ 設備貸与事業損失補償費	2,338	3,785	損失補償額の確定に伴う補正である。
ウ 設備資金事業損失補償費	△ 142	3,988	損失補償額の確定に伴う補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	△ 67,337	883,015	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 67,337	883,015	
(財源内訳) 繰越金	137,942		(節内訳) (28) 繰出金 △ 67,337
諸収入	△ 205,279		
(1) 一般会計繰出金	△ 67,337	883,015	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 175,748	2,992,466	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 項 公債費	△ 175,748	2,992,466	
第 1 目 元金	△ 199,963	2,626,487	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	627,201		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 199,963
諸収入	△ 827,164		
(1) 公債費 (元金)	△ 199,963	2,626,487	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 目 利子	24,215	365,979	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	3,988		(23) 償還金、利子及び割引料 24,215
諸収入	20,227		
(1) 公債費 (利子)	24,215	365,979	償還金の確定に伴う補正である。

第86号議案

10 清水港等港湾整備事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 港湾事業費	△ 1,229,537	2,811,155	
第 1 項 港湾管理費	△ 48,310	1,776,795	
第 1 目 清水港港湾管理費	△ 12,863	1,380,767	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 12,874		(2) 給料 △ 5,693
諸収入	11		(3) 職員手当等 320
			(4) 共済費 △ 923
			(9) 旅費 △ 100
			(11) 需用費 5,635
			(12) 役務費 △ 1,070
			(15) 工事請負費 △ 10,842
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 190
(1) 職員給与費	△ 6,296	270,731	清水港管理局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 5,693 一般職給 △ 5,693 ・職員手当等 320 扶養手当 373 地域手当 △ 6 住居手当 1,098 通勤手当 89 管理職手当 △ 169 特殊勤務手当 1 時間外勤務手当 55 期末手当 △ 494 勤勉手当 △ 327 児童手当 △ 300 ・共済費 △ 923 地方職員共済組合等負担金△ 923
(2) 事務所費	△ 190	163,742	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 企画振興費	△ 100	29,140	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 清水港港湾管理費	△ 3,845	689,606	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 清水港プレジャーボート適正化対策事業費	△ 2,112	28,354	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 清水港保安対策事業費	△ 320	197,631	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 2 目	田子の浦港港湾管理費	△ 5,356	201,198	
	(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入	△ 5,358 2		(節内訳) (2) 給料 △ 1,407 (3) 職員手当等 △ 2,171 (4) 共済費 △ 1,558 (11) 需用費 △ 220
(1)	職員給与費	△ 5,136	72,145	田子の浦港管理事務所職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 1,407 一般職給 △ 1,407 ・職員手当等 △ 2,171 扶養手当 296 地域手当 △ 116 住居手当 △ 436 通勤手当 △ 636 時間外勤務手当 △ 282 期末手当 △ 922 勤勉手当 △ 575 児童手当 500 ・共済費 △ 1,558 地方職員共済組合等負担金 △ 1,558
(2)	田子の浦港保安対策事業費	△ 220	40,129	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目	御前崎港港湾管理費	△ 142	184,380	
	(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入	43,411 △ 43,553		(節内訳) (11) 需用費 △ 100 (12) 役務費 △ 42
(1)	御前崎港港湾管理費	△ 42	95,798	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	御前崎港保安対策事業費	△ 100	88,582	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目	公課費	△ 29,949	10,450	
	(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 29,949		(節内訳) (27) 公課費 △ 29,949
(1)	公課費	△ 29,949	10,450	消費税納付額の確定に伴う補正である。
第 2 項	施設整備費	△ 884,200	1,022,800	
第 1 目	清水港施設整備費	△ 880,000	790,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 使用料及び手数料 県債	10,000 △ 890,000		(節内訳) (9) 旅費 △ 50 (11) 需用費 △ 50 (15) 工事請負費 △ 879,900
(1) 清水港施設整備費	△ 880,000	790,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 田子の浦港施設整備費	△ 4,200	232,800	
(財源内訳) 使用料及び手数料 県債	800 △ 5,000		(節内訳) (15) 工事請負費 △ 4,200
(1) 田子の浦港施設整備費	△ 4,200	232,800	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 積立金	△ 297,027	0	
第 1 目 積立金	△ 297,027	0	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 297,027		(節内訳) (25) 積立金 △ 297,027
(1) 積立金	△ 297,027	0	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 一般会計繰出金	0	11,560	
第 2 款 公債費	△ 103,086	2,530,222	
第 1 項 公債費	△ 103,086	2,530,222	
第 1 目 元金	0	2,159,351	
(財源内訳) 使用料及び手数料 財産収入 繰入金 諸収入 繰越金	279,836 △ 498,910 150,000 69,012 62		
(1) 公債費 (元金)	0	2,159,351	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 利子	△ 103,086	366,585	
(財源内訳) 使用料及び手数料 財産収入	△ 100,400 △ 2,686		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 103,086
(1) 公債費 (利子)	△ 103,086	366,585	県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 款 予備費	△ 10,000	0	
第 1 項 予備費	△ 10,000	0	
第 1 目 予備費	△ 10,000	0	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 10,000		(節内訳) (30) 予備費 △ 10,000
(1) 清水港等港湾整備事業 予備費	△ 10,000	0	事業費の確定に伴う補正である。

繰 越 明 許 費

1 追 加

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 港湾事業費 1 港湾管理費	田子の浦港港湾管理費	4,000	機能施設管理事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 1 港湾管理費	御前崎港港湾管理費	30,000	保安対策事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 2 施設整備費	清水港施設整備費	209,000	新興津埠頭用地整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

平成 25 年度 県債の補正について

港湾整備事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
港湾整備事業債	清 水 港 施 設 整 備 費	564,000	565,000	△ 1,000
	新興津荷役機械整備費	9,000	10,000	△ 1,000
	清水港資本費平準化費	555,000	555,000	0
	清 水 港 埠 頭 整 備 費	771,000	1,660,000	△ 889,000
	新興津埠頭用地整備費	752,000	1,540,000	△ 788,000
	新興津都市再開発等用地整備費	19,000	120,000	△ 101,000
	田子の浦港施設整備費	232,000	237,000	△ 5,000
	吉原鈴川上屋整備費	232,000	237,000	△ 5,000
	御前崎港施設整備費	317,000	317,000	0
	御前崎港資本費平準化費	317,000	317,000	0
合 計		1,884,000	2,779,000	△ 895,000

第87号議案

1.1 流域下水道事特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業費	△ 936,466	11,153,321	
第 1 項 流域下水道管理費	△ 47,785	4,824,462	
第 1 目 管理総務費	28,555	219,118	
(財源内訳) 分担金及び負担金	28,548		(節内訳) (2) 給料 23,727
諸収入	7		(3) 職員手当等 11,006
(1) 職員給与費	39,795	188,803	(4) 共済費 5,062 (27) 公課費 △ 11,240 流域下水道事業特別会計職員の人件費の補正である。 ・給料 23,727 一般職給 23,727 ・職員手当等 11,006 扶養手当 1,067 地域手当 753 住居手当 △ 994 通勤手当 1,896 特殊勤務手当 1 時間外勤務手当 664 期末手当 6,540 勤勉手当 1,107 児童手当 △ 31 単身赴任手当 3 ・共済費 5,062 地方職員共済組合等負担金 5,062
(2) 管理総務費（管理事務費）	△ 11,240	30,315	狩野川東部、西遠、天竜川左岸及び狩野川西部流域下水道の維持管理業務に要する経費の補正である。
第 2 目 狩野川東部管理費	1,632	748,435	
(財源内訳) 分担金及び負担金	△ 11,269		(節内訳) (13) 委託料 △ 368
繰入金	12,900		(15) 工事請負費 2,000
諸収入	1		
(1) 狩野川東部管理費	1,632	748,435	狩野川東部流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 3 目	西遠管理費	△ 49,858	1,870,246	
	(財源内訳)			(節内訳)
	分担金及び負担金	△ 2,948		(13) 委託料 △ 49,858
	繰入金	△ 46,926		
	諸収入	16		
(1)	西遠管理費	△ 49,858	1,870,246	西遠流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。
第 4 目	天竜川左岸管理費	△ 28,815	840,852	
	(財源内訳)			(節内訳)
	分担金及び負担金	△ 7,067		(13) 委託料 △ 17,315
	使用料及び手数料	1		(15) 工事請負費 △ 11,500
	繰入金	△ 21,749		
(1)	天竜川左岸管理費	△ 28,815	840,852	天竜川左岸流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。
第 5 目	狩野川西部管理費	701	1,145,811	
	(財源内訳)			(節内訳)
	分担金及び負担金	△ 8,343		(11) 需用費 △ 388
	繰入金	9,042		(13) 委託料 △ 411
	諸収入	2		(15) 工事請負費 1,500
(1)	狩野川西部管理費	701	1,145,811	狩野川西部流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。
第 2 項	流域下水道建設費	△ 1,056,033	6,161,507	
第 1 目	流域下水道建設費	△ 1,056,033	6,161,507	
	(財源内訳)			(節内訳)
	分担金及び負担金	△ 213,287		(2) 給料 △ 23,972
	国庫支出金	△ 570,010		(3) 職員手当等 △ 9,488
	繰入金	2,264		(4) 共済費 △ 4,907
	県債	△ 275,000		(7) 賃金 △ 1,175
				(9) 旅費 △ 559
				(11) 需用費 △ 10,551
				(12) 役務費 △ 5,476
				(13) 委託料 △ 178,146
				(14) 使用料及び賃借料 △ 2,711
				(15) 工事請負費 △ 857,437
				(18) 備品購入費 △ 611
				(22) 補償、補填及び賠償金 39,000
(1)	流域下水道建設費(補助事業)	△ 1,056,033	6,161,507	国庫支出金等の決定に伴う補正である。 (国の補正予算分 324,000 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 項 一般会計繰出金	167,352	167,352	
第 1 目 一般会計繰出金	167,352	167,352	
(財源内訳) 諸収入	167,352		(節内訳) (28) 繰出金 167,352
(1) 一般会計繰出金	167,352	167,352	移管流域の維持管理に係る累積収支の精算に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 20,517	2,241,696	
第 1 項 公債費	△ 20,517	2,241,696	
第 1 目 元金	1	1,497,556	
(財源内訳) 分担金及び負担金 繰入金	5,230 △ 5,229		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 1
(1) 公債費 (元金)	1	1,497,556	財源更正及び県債の元金に要する経費の補正である。
第 2 目 利子	△ 20,518	744,090	
(財源内訳) 分担金及び負担金 繰入金	△ 6,641 △ 13,877		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 20,518
(1) 公債費 (利子)	△ 20,518	744,090	県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。
第 3 款 予備費	0	1,000	
第 1 項 予備費	0	1,000	

繰 越 明 許 費

1 追 加

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 流域下水道事業費 2 流域下水道建設費	流域下水道建設費	2,521,000	狩野川東部流域下水道事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

平成25年度 県債の補正について

下水道事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
下 水 道 事 業 債	狩野川東部流域下水道事業費	100,000	99,000	1,000
	西遠流域下水道事業費	786,000	992,000	△ 206,000
	天竜川左岸流域下水道事業費	320,000	345,000	△ 25,000
	狩野川西部流域下水道事業費	120,000	165,000	△ 45,000
合 計		1,326,000	1,601,000	△ 275,000

第 88 号議案

1 2 物品調達事務等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 集中管理費	△ 352,184	1,842,816	
第 1 項 集中管理費	△ 352,184	1,842,816	
第 1 目 物品調達費	△ 346,790	1,746,210	
(財源内訳) 諸収入	△ 346,790		(節内訳) (1) 報酬 △ 810 (4) 共済費 △ 250 (8) 報償費 △ 12,830 (11) 需用費 △ 114,660 (12) 役務費 △ 370 (14) 使用料及び賃借料 △ 800 (18) 備品購入費 △ 216,420 (27) 公課費 △ 650
(1) 物品調達費	△ 346,790	1,746,210	本庁における物品の一括購入及び庁内印刷等に要する経費並びに各総合庁舎内出先機関における物品の一括購入等に要する経費の補正である。
第 2 目 自動車管理費	△ 1,194	46,806	
(財源内訳) 諸収入	△ 1,194		(節内訳) (9) 旅費 △ 300 (11) 需用費 1,100 (12) 役務費 △ 44 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,800 (27) 公課費 △ 150
(1) 自動車管理費	△ 1,194	46,806	本庁自動車の管理及び出先機関使用分を含む東名通行料等に要する経費の補正である。
第 3 目 電話管理費	△ 4,200	49,800	
(財源内訳) 諸収入	△ 4,200		(節内訳) (12) 役務費 △ 4,200
(1) 電話管理費	△ 4,200	49,800	本庁における電話料に要する経費の補正である。

第3 企業会計2月補正予算

第89号議案

1 工業用水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業収益	△ 53,103	4,534,222	
第 1 項 営業収益	△ 54,489	4,521,133	
第 1 目 給水収益	△ 39,219	4,436,231	給水量の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
柿田川工業用水道料金	△ 54		
富士川工業用水道料金	20,963		
東駿河湾工業用水道料金	△ 45,125		
静清工業用水道料金	△ 6,216		
中遠工業用水道料金	△ 6,716		
西遠工業用水道料金	△ 1,591		
湖西工業用水道料金	△ 480		
第 2 目 その他の営業収益	△ 15,270	84,902	三方原用水等の共用施設管理費の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
管理受託収益	△ 15,270		
第 2 項 営業外収益	1,386	13,089	
第 1 目 受取利息及び配当金	1,386	9,129	預金利息等の補正である。
(節内訳)			
預金利息	896		
有価証券利息	490		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業費用	△ 166,277	4,546,002	
第 1 項 営業費用	△ 176,228	4,127,028	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 156,200	1,500,427	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 505 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 70 (5) 法定福利費 435 ・維持管理費 △ 156,705 <ul style="list-style-type: none"> (10) 需用費 △ 3,334 (11) 役務費 △ 3,826 (12) 委託料 △ 13,121 (13) 賃借料 △ 3,342 (14) 修繕料 △ 1,270 (15) 動力費 △ 76,788 (16) 薬品費 △ 45,644 (17) 材料費 1,187 (19) 負担金 △ 10,567
第 2 目 配水及び給水費	△ 12,007	738,365	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 5,375 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 △ 1,386 (2) 給料 △ 1,751 (3) 職員手当等 △ 2,871 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 499 地域手当 △ 65 住居手当 1,058 通勤手当 △ 219 特殊勤務手当 △ 37 時間外勤務手当 △ 185 休日勤務手当 △ 4 期末手当 △ 1,073 勤勉手当 △ 1,029 児童手当 △ 818 (5) 法定福利費 633 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 △ 6,632 <ul style="list-style-type: none"> (10) 需用費 △ 697 (11) 役務費 △ 2,468 (12) 委託料 △ 7,423 (13) 賃借料 △ 3,653 (14) 修繕料 1,400 (15) 動力費 7,889 (19) 負担金 △ 1,680

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 目 総係費	△ 19,834	354,649	<p>企業局職員の人件費及び事務費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 17,067 (1) 報酬 △ 1,459 (2) 給料 △ 11,384 (3) 職員手当等 △ 625 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 408 地域手当 △ 240 住居手当 △ 646 通勤手当 △ 82 管理職手当 2,971 時間外勤務手当 18,045 休日勤務手当 12 期末手当 △ 1,432 勤勉手当 △ 1,916 退職手当 △ 18,187 児童手当 310 管理職員特別勤務手当 132 (5) 法定福利費 △ 3,599 <ul style="list-style-type: none"> ・事務費 △ 2,767 (7) 旅費 △ 223 (8) 報償費 3 (10) 需用費 △ 2,315 (11) 役務費 73 (12) 委託料 △ 620 (14) 修繕料 176 (19) 負担金 4 (20) 研修費 100 (22) 保険料 21 (23) 公課費 14
第 4 目 共用施設管理費	△ 1,271	108,745	<p>企業局職員の人件費、事務費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 1,271 (1) 報酬 37 (2) 給料 △ 2,090 (3) 職員手当等 140 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 117 地域手当 △ 64 通勤手当 361 時間外勤務手当 101 休日勤務手当 26 期末手当 △ 138 勤勉手当 △ 155 児童手当 126 (5) 法定福利費 642 <ul style="list-style-type: none"> ・事務費 0

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	64,321	474,996	
第 1 項 企業債	0	343,000	
第 2 項 国庫補助金	32,525	100,200	
第 1 目 工業用水道建設費補助金 (節内訳)	32,525	100,200	建設改良事業の変更に伴う補正である。 ・補助対象事業費 静清: 300,782 → 355,782 千円 中遠: 0 → 90,000 千円 ・補助率 静清: 22.5/100 中遠: 22.5/100
第 3 項 負担金	31,796	31,796	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳)	31,796	31,796	建設改良事業の確定に伴う補正である。
富士川工業用水道工事 費負担金	26,796		
中遠工業用水道工事費 負担金	5,000		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 252,116	2,536,014	
第 1 項 建設改良費	△ 252,418	956,582	
第 1 目 柿田川工業用水道建設改良費	△ 4,000	40,753	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 4,000 (18) 補償費 △ 1,000 (52) 工事請負費 △ 3,000
第 2 目 富士川工業用水道建設改良費	△ 5,000	21,653	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 5,000 (52) 工事請負費 △ 5,000
第 3 目 東駿河湾工業用水道建設改良費	△ 366,500	128,923	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 366,500 (52) 工事請負費 △ 366,500
第 4 目 静清工業用水道建設改良費	127,882	493,965	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 127,882 (12) 委託料 △ 7,000 (17) 材料費 △ 11,000 (18) 補償費 △ 5,600 (52) 工事請負費 151,482
第 5 目 中遠工業用水道建設改良費	12,500	180,352	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 12,500 (12) 委託料 △ 25,800 (17) 材料費 30,000 (18) 補償費 △ 1,000 (52) 工事請負費 9,300
第 6 目 西遠工業用水道建設改良費	△ 13,800	36,683	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 13,800 (12) 委託料 1,200 (52) 工事請負費 △ 15,000

科	目	補正額	現計額	説明
第7目	湖西工業用水道建設改良費	△ 3,500	54,253	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 3,500 (18) 補償費 2,500 (19) 負担金 △ 6,000
第2項	固定資産取得費	0	10,869	
第3項	投資	0	500,000	
第4項	企業債償還金	302	1,009,756	
第1目	企業債償還金	302	1,009,756	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (67) 元金償還金 302
第5項	負担金償還金	0	23,312	
第6項	開発費	0	35,495	

備考 資本的収入額 474,996 千円が資本的支出額 2,536,014 千円に対し不足する額 2,061,018 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 47,355 千円、減債積立金 237,482 千円、建設改良積立金 68,096 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,708,085 千円で補填するものとする。

第90号議案

2 水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業収益	△ 32,742	6,362,258	
第 1 項 営業収益	△ 34,563	6,353,973	
第 1 目 給水収益 (節内訳)	△ 13,133	6,286,614	給水量の確定に伴う補正である。
駿豆水道料金	5,433		
榛南水道料金	△ 2,485		
遠州水道料金	△ 16,081		
第 2 目 その他の営業収益 (節内訳)	△ 21,430	67,359	天竜川下流用水共用施設管理費の確定に伴う補正である。
管理受託収益	△ 21,430		
第 2 項 営業外収益	1,821	8,285	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	1,537	7,496	預金利息の補正である。
預金利息	1,537		
第 2 目 雑収益 (節内訳)	284	789	行政財産使用料等の確定に伴う補正である。
その他雑収益	284		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業費用	△ 154,032	5,873,371	
第 1 項 営業費用	△ 190,823	5,185,025	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 28,839	1,505,467	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 91 (1) 報酬 △ 357 (5) 法定福利費 448 ・維持管理費 △ 28,930 (12) 委託料 △ 28,379 (15) 動力費 29,449 (16) 薬品費 △ 30,000
第 2 目 配水及び給水費	△ 103,461	1,230,030	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 8,251 (1) 報酬 △ 788 (2) 給料 △ 3,922 (3) 職員手当等 △ 2,869 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 1,724 地域手当 △ 191 住居手当 699 通勤手当 2,188 管理職手当 △ 798 特殊勤務手当 26 時間外勤務手当 43 休日勤務手当 △ 11 期末手当 △ 1,349 勤勉手当 △ 1,096 児童手当 △ 560 管理職員特別勤務手当 △ 96 (5) 法定福利費 △ 672 ・維持管理費 △ 95,210 (10) 需用費 53 (12) 委託料 △ 20,621 (13) 賃借料 △ 53 (15) 動力費 △ 74,589
第 3 目 総係費	1,425	346,521	<p>企業局職員の人件費及び事務費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 3,821 (1) 報酬 △ 3,387 (2) 給料 6,755

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(節内訳) (31) 固定資産除却費 △ 12,732
第 2項 営業外費用	36,791	685,346	
第 1目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 3,000	527,890	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 企業債利息 △ 3,000
第 2目 繰延勘定償却	△ 209	456	繰延勘定償却の確定に伴う補正である。 (節内訳) (41) 開発費償却 △ 209
第 4目 消費税及び地方消費税	40,000	153,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (47) 消費税及び地方消費税 40,000
第 3項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 151,000	344,000	
第 1 項 企業債	△ 75,000	176,000	
第 1 目 水道建設費債	△ 75,000	176,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
榛南水道建設費債	△ 37,000		・榛南 129,000 → 92,000 千円
遠州水道建設費債	△ 38,000		・遠州 122,000 → 84,000 千円
第 2 項 出資金	△ 38,000	84,000	
第 1 目 出資金	△ 38,000	84,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
一般会計出資金	△ 38,000		
第 3 項 国庫補助金	△ 38,000	84,000	
第 1 目 水道建設費補助金	△ 38,000	84,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
遠州水道建設費補助金	△ 38,000		・補助対象事業費 遠州: 366,000 → 252,000 千円
			・補助率 遠州: 1/3

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 619,426	3,040,354	
第 1 項 建設改良費	△ 619,426	1,615,621	
第 1 目 駿豆水道建設改良費	△ 192,500	291,500	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 192,500 (12) 委託料 △ 5,500 (52) 工事請負費 △ 187,000
第 2 目 榛南水道建設改良費	△ 96,900	231,100	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 96,900 (12) 委託料 △ 21,400 (17) 材料費 △ 22,500 (18) 補償費 1,000 (52) 工事請負費 △ 54,000
第 3 目 遠州水道建設改良費	△ 330,026	1,093,021	企業局職員の人件費及び建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 374 (2) 給料 △ 61 (3) 職員手当等 267 扶養手当 314 地域手当 10 住居手当 △ 360 通勤手当 93 時間外勤務手当 △ 41 休日勤務手当 △ 1 期末手当 48 勤勉手当 △ 44 児童手当 248 (5) 法定福利費 168 ・工事費 △ 330,400 (12) 委託料 △ 24,300 (17) 材料費 △ 7,400 (18) 補償費 △ 2,500 (52) 工事請負費 △ 293,700 (53) 土地購入費 △ 2,500
第 2 項 固定資産取得費	0	30,142	
第 3 項 企業債償還金	0	1,361,912	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 項 開発費	0	32,679	

備考 資本的収入額 344,000 千円が資本的支出額 3,040,354 千円に対し不足する額 2,696,354 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 73,734 千円、減債積立金 442,893 千円、建設改良積立金 246,568 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,933,159 千円で補填するものとする。

第91号議案

3 地域振興整備事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業収益	464,881	758,881	
第 1 項 営業収益	△ 88,644	200,936	
第 1 目 土地売却収益	△ 88,644	200,936	売却土地の決定に伴う補正である。
(節内訳)			
土地売却収益	△ 88,644		
第 2 項 営業外収益	4,857	9,277	
第 1 目 受取利息及び配当金	1,217	5,621	預金利息の補正である。
(節内訳)			
預金利息	1,217		
第 2 目 雑収益	3,640	3,656	開発整備資産の貸付けに伴う補正である。
(節内訳)			
その他雑収益	3,640		
第 3 項 特別利益	548,668	548,668	
第 1 目 その他特別利益	548,668	548,668	修繕引当金の引当基準の変更による補正である。
(節内訳)			
修繕引当金戻入額	548,668		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業費用	△ 83,837	380,246	
第 1 項 営業費用	△ 66,589	373,221	
第 1 目 土地売却原価	△ 57,095	285,815	売却土地の決定に伴う補正である。 (節内訳) (34) 土地売却原価 △ 57,095
第 2 目 一般管理費	△ 9,494	87,406	企業局職員の人件費、事務費等の補正である。 (節内訳) ・人件費 9,212 (2) 給料 4,049 (3) 職員手当等 3,449 扶養手当 △ 138 地域手当 127 通勤手当 876 特殊勤務手当 40 時間外勤務手当 929 休日勤務手当 7 期末手当 1,029 勤勉手当 335 児童手当 244 (5) 法定福利費 1,714 ・事務費 △ 291 (7) 旅費 △ 152 (10) 需用費 △ 147 (11) 役務費 97 (12) 委託料 △ 126 (22) 保険料 37 ・土地維持管理費 △ 17,000 (25) 土地維持管理費 △ 17,000 ・広告宣伝費 △ 1,500 (26) 広告宣伝費 △ 1,500 ・資産減耗費 85 (31) 固定資産除却費 85
第 2 項 営業外費用	△ 17,248	4,025	
第 1 目 繰延勘定償却	△ 56	25	繰延勘定償却の確定に伴う補正である。 (節内訳) (41) 開発費償却 △ 56
第 2 目 雑損失	△ 17,192	4,000	仕入控除対象とならない消費税の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(節内訳) (46) その他雑損失 △ 17,192
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 290,000	10,000	
第 1 項 新規用地事業収入	△ 300,000	0	
第 1 目 新規用地事業収入 (節内訳)	△ 300,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。
新規用地事業収入	△ 300,000		
第 2 項 掛川大淵・沖之須地区 事業収入	10,000	10,000	
第 1 目 掛川大淵・沖之須地区 事業収入 (節内訳)	10,000	10,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
掛川大淵・沖之須地区 事業収入	10,000		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 318,425	67,384	
第 1 項 建設改良費	△ 318,425	66,151	
第 1 目 開発整備費	△ 268,425	41,151	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 8,425 (2) 給料 △ 4,392 (3) 職員手当等 △ 2,413 地域手当 △ 137 通勤手当 △ 203 特殊勤務手当 △ 40 時間外勤務手当 △ 329 休日勤務手当 △ 7 期末手当 △ 1,117 勤勉手当 △ 580 (5) 法定福利費 △ 1,620 ・工事費 △ 260,000 (12) 委託料 △ 260,000
第 2 目 補助金	△ 50,000	25,000	補助対象事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) (71) 補助金 △ 50,000
第 2 項 開発費	0	1,233	

備考 資本的収入額 10,000 千円が資本的支出額 67,384 千円に対し不足する額 57,384 千円は、過年度分損益勘定留保資金 57,384 千円で補填するものとする。

第92号議案

4 県立静岡がんセンター事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業収益	△ 380,997	26,872,562	
第 1 項 医業収益	△ 291,322	20,411,293	
第 1 目 診療収益 (節内訳)	△ 302,417	19,695,840	入院収益及び外来収益の補正である。
入院収益	△ 231,304		
外来収益	△ 71,113		
第 2 目 その他医業収益 (節内訳)	11,095	715,453	室料差額収益及び医業雑収益の補正である。
室料差額収益	△ 35,647		
医業雑収益	46,742		
第 2 項 医業外収益	△ 90,675	6,459,269	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	333	19,505	預金利息及び有価証券利息の補正である。
預金利息	393		
有価証券利息	△ 60		
第 2 目 他会計補助金 (節内訳)	△ 34,863	486,446	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	△ 34,863		
第 3 目 補助金 (節内訳)	8,841	8,841	厚生労働科学研究費の委託経理等に係る国庫補助金の補正である。
国庫補助金	8,841		
第 4 目 他会計負担金 (節内訳)	29,683	5,042,764	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
一般会計負担金	29,683		
第 5 目 その他医業外収益 (節内訳)	△ 94,669	901,713	治験研究受託金、公舎貸付料等の補正である。
資産貸付収益	△ 31,747		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
受託等研究収益 その他受託金 その他医業外収益	△ 58,682 △ 1,796 △ 2,444		
第 3 項 特別利益	1,000	2,000	
第 1 目 過年度損益修正益 (節内訳) 過年度損益修正益	1,000 1,000	2,000	過年度分給与費の返納等に伴う補正である。
第 2 款 研究所事業収益	△ 151,144	877,395	
第 1 項 研究所収益	△ 151,144	877,395	
第 1 目 他会計負担金 (節内訳) 一般会計負担金	△ 30,805 △ 30,805	711,799	がんセンター研究所支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
第 2 目 その他研究所収益 (節内訳) 受託等研究収益 その他研究所収益	△ 120,339 △ 123,734 3,395	165,596	外部研究資金等の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業費用	△ 233,211	26,785,630	
第 1 項 医業費用	△ 282,341	25,138,555	
第 1 目 給与費	△ 162,224	9,520,108	<p>がんセンター局職員(研究所を除く)の人件費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(1) 給料 △ 113,150</p> <p>(2) 職員手当等 △ 140,855</p> <p>扶養手当 △ 503</p> <p>地域手当 △ 8,873</p> <p>住居手当 △ 5,493</p> <p>通勤手当 4,039</p> <p>管理職手当 △ 1,783</p> <p>初任給調整手当 △ 25,882</p> <p>特殊勤務手当 15,056</p> <p>時間外勤務手当 △ 42,030</p> <p>休日勤務手当 △ 1,323</p> <p>夜間勤務手当 △ 9,192</p> <p>宿日直手当 △ 6,315</p> <p>期末手当 △ 27,179</p> <p>勤勉手当 △ 33,031</p> <p>児童手当 1,395</p> <p>管理職員特別勤務手当 259</p> <p>(3) 報酬 155,245</p> <p>(4) 賃金 △ 1,543</p> <p>(5) 法定福利費 △ 16,316</p> <p>(6) 退職給与金 △ 45,605</p>
第 2 目 材料費	△ 64,287	7,624,733	<p>薬品費及び診療材料費等の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(7) 薬品費 △ 111,500</p> <p>(8) 診療材料費 39,605</p> <p>(10) 医療消耗備品費 7,608</p>
第 3 目 経費	13,687	5,169,054	<p>運営管理に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(11) 厚生福利費 △ 298</p> <p>(12) 報償費 △ 769</p> <p>(13) 旅費 △ 7,797</p> <p>(15) 消耗品費 11,141</p> <p>(16) 消耗備品費 △ 1,944</p> <p>(17) 光熱水費 50,827</p> <p>(18) 燃料費 △ 479</p> <p>(19) 食糧費 155</p> <p>(20) 印刷製本費 2,144</p>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(21) 修繕費 △ 37,752 (22) 保険料 △ 443 (23) 賃借料 △ 9,370 (24) 通信運搬費 503 (25) 委託料 △ 18,849 (26) 手数料 △ 25,143 (28) 雑費 51,761
第 4 目 減価償却費	△ 22,481	2,614,241	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (29) 有形固定資産減価償却費 △ 33,366 (30) 無形固定資産減価償却費 10,885
第 5 目 資産減耗費	11,444	12,444	棚卸資産の減耗に伴う補正である。 (節内訳) (31) 棚卸資産減耗費 11,444
第 6 目 研究研修費	△ 58,480	197,975	医学研究及び職員の研修等に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 手数料 △ 100,000 (33) 研究材料費 49,020 (37) 研究雑費 △ 7,500
第 2 項 医業外費用	△ 53,719	1,435,226	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 6,279	749,904	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (38) 企業債利息 △ 6,279
第 2 目 繰延勘定償却	△ 705	148,447	控除対象外消費税額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (71) 控除対象外消費税額等償却 △ 705
第 3 目 受託研究費	△ 45,041	338,357	医薬品受託研究費の補正である。 (節内訳) (3) 報酬 △ 3,721 (15) 消耗品費 △ 755 (16) 消耗備品費 △ 14,042 (19) 食糧費 △ 23 (20) 印刷製本費 △ 201 (21) 修繕費 △ 242 (23) 賃借料 △ 84 (24) 通信運搬費 △ 1,892

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(25) 委託料 △ 4,500 (26) 手数料 △ 5,203 (28) 雑費 △ 9,804 (33) 研究材料費 △ 3,652 (36) 図書費 △ 922
第 4 目 がん予防対策費	△ 1,167	38,197	がん予防対策に係る県受託事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) (3) 報酬 △ 243 (12) 報償費 186 (13) 旅費 △ 405 (15) 消耗品費 106 (20) 印刷製本費 △ 539 (23) 賃借料 △ 369 (24) 通信運搬費 △ 527 (25) 委託料 604 (26) 手数料 △ 177 (28) 雑費 197
第 5 目 雑損失	△ 23	127,077	看護師乳幼児保育委託等に要する経費の補正である。 (節内訳) (25) 委託料 △ 36 (47) その他雑損失 13
第 6 目 消費税等	△ 504	33,244	納税予定額の減に伴う補正である。 (節内訳) (70) 消費税等 △ 504
第 3 項 特別損失	102,849	211,849	
第 1 目 過年度損益修正損	48,039	157,039	過年度分の診療報酬及び一般会計負担金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (66) 過年度損益修正損 48,039
第 2 目 固定資産除却損	54,710	54,710	医療機器等の除却額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (65) 固定資産除却損 54,710
第 3 目 その他特別損失	100	100	医業未収金の欠損額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (72) その他特別損失 100

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明																																																			
第 2 款 研究所事業費用	△ 122,335	1,110,794																																																				
第 1 項 研究所費用	△ 152,067	1,081,062																																																				
第 1 目 給与費	△ 65,878	265,041	<p>がんセンター研究所職員の人件費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 給料</td><td>△</td><td>22,935</td></tr> <tr><td>(2) 職員手当等</td><td>△</td><td>22,707</td></tr> <tr><td> 扶養手当</td><td>△</td><td>390</td></tr> <tr><td> 地域手当</td><td>△</td><td>2,063</td></tr> <tr><td> 住居手当</td><td>△</td><td>468</td></tr> <tr><td> 通勤手当</td><td>△</td><td>36</td></tr> <tr><td> 管理職手当</td><td></td><td>4</td></tr> <tr><td> 初任給調整手当</td><td>△</td><td>9,472</td></tr> <tr><td> 特殊勤務手当</td><td>△</td><td>1,851</td></tr> <tr><td> 時間外勤務手当</td><td></td><td>138</td></tr> <tr><td> 休日勤務手当</td><td>△</td><td>6,095</td></tr> <tr><td> 期末手当</td><td>△</td><td>1,343</td></tr> <tr><td> 勤勉手当</td><td>△</td><td>741</td></tr> <tr><td> 児童手当</td><td>△</td><td>390</td></tr> <tr><td>(3) 報酬</td><td>△</td><td>5,623</td></tr> <tr><td>(5) 法定福利費</td><td>△</td><td>6,258</td></tr> <tr><td>(6) 退職給与金</td><td>△</td><td>8,355</td></tr> </table>	(1) 給料	△	22,935	(2) 職員手当等	△	22,707	扶養手当	△	390	地域手当	△	2,063	住居手当	△	468	通勤手当	△	36	管理職手当		4	初任給調整手当	△	9,472	特殊勤務手当	△	1,851	時間外勤務手当		138	休日勤務手当	△	6,095	期末手当	△	1,343	勤勉手当	△	741	児童手当	△	390	(3) 報酬	△	5,623	(5) 法定福利費	△	6,258	(6) 退職給与金	△	8,355
(1) 給料	△	22,935																																																				
(2) 職員手当等	△	22,707																																																				
扶養手当	△	390																																																				
地域手当	△	2,063																																																				
住居手当	△	468																																																				
通勤手当	△	36																																																				
管理職手当		4																																																				
初任給調整手当	△	9,472																																																				
特殊勤務手当	△	1,851																																																				
時間外勤務手当		138																																																				
休日勤務手当	△	6,095																																																				
期末手当	△	1,343																																																				
勤勉手当	△	741																																																				
児童手当	△	390																																																				
(3) 報酬	△	5,623																																																				
(5) 法定福利費	△	6,258																																																				
(6) 退職給与金	△	8,355																																																				
第 2 目 研究費	△ 109,852	197,518	<p>がんセンター研究所の研究費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <table border="0"> <tr><td>(12) 報償費</td><td></td><td>135</td></tr> <tr><td>(13) 旅費</td><td></td><td>1,829</td></tr> <tr><td>(15) 消耗品費</td><td></td><td>451</td></tr> <tr><td>(16) 消耗備品費</td><td></td><td>431</td></tr> <tr><td>(25) 委託料</td><td>△</td><td>58,659</td></tr> <tr><td>(26) 手数料</td><td></td><td>1,560</td></tr> <tr><td>(27) 諸会費</td><td></td><td>200</td></tr> <tr><td>(28) 雑費</td><td></td><td>198</td></tr> <tr><td>(33) 研究材料費</td><td>△</td><td>56,297</td></tr> <tr><td>(76) 研究消耗備品費</td><td></td><td>300</td></tr> </table>	(12) 報償費		135	(13) 旅費		1,829	(15) 消耗品費		451	(16) 消耗備品費		431	(25) 委託料	△	58,659	(26) 手数料		1,560	(27) 諸会費		200	(28) 雑費		198	(33) 研究材料費	△	56,297	(76) 研究消耗備品費		300																					
(12) 報償費		135																																																				
(13) 旅費		1,829																																																				
(15) 消耗品費		451																																																				
(16) 消耗備品費		431																																																				
(25) 委託料	△	58,659																																																				
(26) 手数料		1,560																																																				
(27) 諸会費		200																																																				
(28) 雑費		198																																																				
(33) 研究材料費	△	56,297																																																				
(76) 研究消耗備品費		300																																																				
第 3 目 運営経費	12,646	299,364	<p>がんセンター研究所の運営経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <table border="0"> <tr><td>(15) 消耗品費</td><td>△</td><td>1,159</td></tr> <tr><td>(16) 消耗備品費</td><td></td><td>41</td></tr> <tr><td>(17) 光熱水費</td><td></td><td>14,074</td></tr> <tr><td>(20) 印刷製本費</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>(21) 修繕費</td><td></td><td>1,274</td></tr> <tr><td>(22) 保険料</td><td>△</td><td>13</td></tr> <tr><td>(23) 賃借料</td><td></td><td>4,329</td></tr> <tr><td>(25) 委託料</td><td>△</td><td>4,398</td></tr> </table>	(15) 消耗品費	△	1,159	(16) 消耗備品費		41	(17) 光熱水費		14,074	(20) 印刷製本費		1	(21) 修繕費		1,274	(22) 保険料	△	13	(23) 賃借料		4,329	(25) 委託料	△	4,398																											
(15) 消耗品費	△	1,159																																																				
(16) 消耗備品費		41																																																				
(17) 光熱水費		14,074																																																				
(20) 印刷製本費		1																																																				
(21) 修繕費		1,274																																																				
(22) 保険料	△	13																																																				
(23) 賃借料		4,329																																																				
(25) 委託料	△	4,398																																																				

科	目	補正額	現計額	説明
				(26) 手数料 △ 1,503
第 4 目	減価償却費	△ 725	192,895	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (29) 有形固定資産減価償却費 △ 667 (30) 無形固定資産減価償却費 △ 58
第 5 目	支払利息及び企業債取扱諸費	△ 74	98,676	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (38) 企業債利息 △ 74
第 6 目	繰延勘定償却	△ 198	10,772	控除対象外消費税額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (71) 控除対象外消費税額等償却 △ 198
第 7 目	消費税等	12,014	16,796	納税予定額の増に伴う補正である。 (節内訳) (70) 消費税等 12,014
第 2 項	特別損失	29,732	29,732	
第 1 目	過年度損益修正損	29,732	29,732	一般会計負担金の返還に係る補正である。 (節内訳) (66) 過年度損益修正損 29,732

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的収入	△ 27,255	2,186,745	
第 1 項 企業債	△ 54,000	2,153,000	
第 1 目 企業債 (節内訳)	△ 54,000	2,153,000	医療機器整備に充てるための企業債の補正である。
静岡がんセンター医療 機器整備債	△ 54,000		
第 2 項 基金繰入金	0	1,000	
第 1 目 基金繰入金	0	1,000	
第 3 項 受託金	1,500	7,500	
第 1 目 受託金 (節内訳)	1,500	7,500	器械備品等の整備に充てるための研究受託金の補正である。
受託金	1,500		
第 4 項 補助金	5,395	5,395	
第 1 目 一般会計補助金 (節内訳)	5,395	5,395	器械備品等の整備に充てるための一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	5,395		
第 5 項 寄附金	19,850	19,850	
第 1 目 寄附金 (節内訳)	19,850	19,850	寄附金の収入に伴う補正である。
寄附金	19,850		
第 2 款 研究所資本的収入	130,327	346,394	
第 1 項 企業債	0	17,000	
第 1 目 企業債	0	17,000	
第 2 項 他会計負担金	0	900	
第 1 目 一般会計負担金	0	900	
第 3 項 受託金	130,326	170,326	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 受託金 (節内訳) 受託金	130,326 130,326	170,326	がんセンター研究所の器械備品等の整備に充てるための研究受託金の補正である。
第 4 項 出資金	1	158,168	
第 1 目 一般会計出資金 (節内訳) 一般会計出資金	1 1	158,168	企業債元金償還に充てるための一般会計からの出資の補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的支出	△ 14,711	5,029,836	
第 1 項 建設改良費	△ 27,961	2,186,844	
第 1 目 資産購入費	△ 9,877	1,556,408	器械備品等の整備に要する経費の補正である。 (節内訳) (25) 委託料 17,709 (51) 器械備品購入費 △ 28,436 (77) 無形固定資産購入費 850
第 2 目 建設改良費	△ 18,084	630,436	機器整備等に要する経費の補正である。 (節内訳) (25) 委託料 △ 18,084
第 2 項 企業債償還金	0	2,782,942	
第 1 目 企業債償還金	0	2,782,942	
第 3 項 積立金	19,850	19,850	
第 1 目 積立金	19,850	19,850	基金の造成に要する経費の補正である。 (節内訳) (75) 積立金 19,850
第 4 項 長期貸付金	△ 6,600	40,200	
第 1 目 長期貸付金	△ 6,600	40,200	看護学生修学資金貸付金に要する経費の補正である。 (節内訳) (73) 貸付金 △ 6,600
第 2 款 研究所資本的支出	130,327	346,394	
第 1 項 建設改良費	130,326	188,226	
第 1 目 資産購入費	133,826	188,226	がんセンター研究所の研究機器等の整備に要する経費の補正である。 (節内訳) (51) 器械備品購入費 133,826
第 2 目 建設改良費	△ 3,500	0	がんセンター研究所の研究機器整備等に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 手数料 △ 3,500

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 項 企業債償還金	1	158,168	
第 1 目 企業債償還金	1	158,168	<p>企業債元金の償還に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(61) 企業債元金償還金 1</p>

備考 資本的収入額 2,533,139 千円が資本的支出額 5,376,230 千円に対し不足する額 2,843,091 千円は、過年度分損益勘定留保資金 2,843,091 千円で補填するものとする。

平成 25 年度 債務負担行為の補正について（第 5 条）

1 変更

(1) 平成 25 年度において債務負担行為を行うもの

(単位：千円)

所 属 部 局	事 項	区 分	工事予定額	平成 25 年度 計上予算額	債 務 負 担 行 為 限 度 額	期 間
がんセンター局	4 静岡がんセンター 放射線治療施設等整 備事業工事契約	変更前	1,080,000	315,000	765,000	25～26 年度
		変更後	1,379,333	315,000	1,064,333	25～26 年度

平成 25 年度 企業債の補正について（第 6 条）

医療機器整備費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
県立病院建設改良費	静岡がんセンター 医療機器整備費	1,838,000	1,892,000	△ 54,000
合 計		1,838,000	1,892,000	△ 54,000